

## 2023年度 第3回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2023年11月29日(水) 18時30分～20時30分  
町田市庁舎10階 10-3, 10-4, 10-5会議室

### 【1】開会

### 【2】報告事項

- (1) (仮称) 町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026の検討状況について
- (2) 町田市障がい者プラン21-26(後期計画)の策定に係る「市民の意見を聴く会」の実施について
- (3) 2022年度町田市における障がい者虐待の状況について
- (4) 2022年度町田市における障がい者差別の状況について

### 【3】議事

- (1) (仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例の制定に係るパブリックコメントの実施結果及び条例素案について
- (2) 町田市障がい者プラン21-26(後期計画)の計画素案について

### 【4】その他

### 【5】閉会

#### 送付資料

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿(11月時点)                                 |
| 資料2   | 子ども発達支援計画行動計画2024～2026の検討状況について                           |
| 資料3   | 町田市障がい者プラン21-26(後期計画)の策定に係る「市民の意見を聴く会」の実施について             |
| 資料4   | 2022年度町田市における障がい者虐待の状況について                                |
| 資料5   | 2022年度町田市における障がい者差別の状況について                                |
| 資料6-1 | 「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」(素案) パブリックコメント実施結果(案) |
| 資料6-2 | 「(仮称) 障がい者差別解消条例」の制定に係る検討について 答申書(案)                      |
| 資料6-3 | 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」逐条解説(案)                    |
| 資料7-1 | 町田市障がい者プラン21-26(後期計画)の計画素案について                            |
| 資料7-2 | 後期計画(案)についての協議会及び各部会からの意見                                 |
| 資料7-3 | (参考資料) 東京都の精神科病院からの地域生活への意向に係る実績                          |

次回の協議会について

2023年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会  
日程: 2024年2月頃(未定)

## 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿 (2023年11月時点)

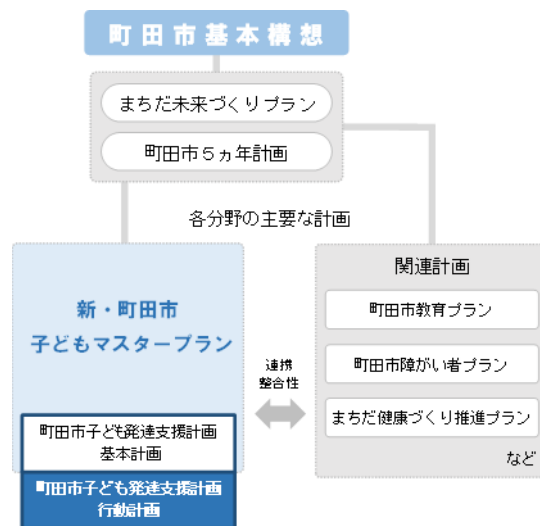
	所属	役職	氏名
会長	学校法人 東洋英和女学院大学	名誉教授	石渡 和実
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 准教授	谷内 孝行
委員	学校法人 法政大学	現代福祉学部 教授	佐藤 繭美
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 教授	小泉 広子
委員	町田市医師会	理事	中川 種栄
委員	町田市歯科医師会	副会長	松崎 重憲
委員	まちされん	会長	小野 浩
委員	町田市社会福祉法人施設等連絡会	副代表	藤井 雅巳
委員	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	常務理事	叶内 昌志
委員	堺地域障がい者支援センター	センター長	刑部 輝
委員	町田市障がい者 就労・生活支援センターりんく	センター長	藤本 英理子
委員	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会	理事長	堤 愛子
委員	町田市身体障害者福祉協会	会長	風間 博明
委員	町田市聴覚障害者協会	会長	浅野 直樹
委員	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	土田 由紀子
委員	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会	本部委員	飯長 喜一郎
委員	町田市民生委員児童委員協議会	鶴川第一地区会長	荻野 淳子
委員	町田商工会議所	常議員	陶山 慎治
委員	東京都立町田の丘学園	主幹教諭	萩原 秀朗
委員	町田公共職業安定所	所長	佐々木 暢

## （仮称）子ども発達支援計画行動計画 2024～2026（第三期障害児福祉計画）の検討状況について

### 1 子ども発達支援計画行動計画について

町田市では、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、2018年3月に「町田市子ども発達支援計画（第一期障害児福祉計画）2018年度～2020年度」を策定し、当計画を「児童福祉法」で策定が求められた「障害児福祉計画」として位置付けました。

その後、障がい児支援施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」に「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を取込み、2021年3月には具体的な行動内容を示した「町田市子ども発達支援計画行動計画 2021～2023（第二期障害児福祉計画）」を策定しました。



### 2 （仮称）町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 の検討体制について

現在の行動計画は、2023年度で計画期間が終了するため、現在、次期行動計画の策定作業を進めています。

検討にあたっては、子ども・子育て会議に部会を設置し、障がい児の保護者や子ども本人、関係機関などを対象に行うアンケートの結果から見いだされる課題などを踏まえながら意見交換を行っています。

#### ■ 検討部会委員

鈴木 美枝子（玉川大学）	酒井 恵子（町田市障がい児・者を守る会すみれ会）
森山 知也（東京都立町田の丘学園）	中井 敏子（市民）
朝倉 寛喜（町田市民生委員児童委員協議会）	下尾 直子（洗足こども短期大学）
風張 眞由美（町田市医師会）	田部井 眞（社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会）

### 3 (仮称) 町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 素案について

次期行動計画における「基本理念」は、「新・町田市子どもマスタープラン」における基本理念「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」とし、2023年12月に制定する予定の「町田市子どもにやさしいまち条例」を意識しながら計画を策定します。

■「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 素案」の各基本目標における取組

基本目標	現状・課題	取組の方針	主な取組
I 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達に支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもの数は増加傾向となっています。</li> <li>支援・サービスに関する情報発信や周知方法に課題があります。</li> </ul>	子ども一人ひとりの発達段階・生活状況に応じた支援・サービスの提供体制を充実・強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児スポーツ教室</li> <li>地域参加支援事業</li> <li>子ども発達センターの保育所等訪問支援事業</li> <li>事業所ガイドブック</li> <li>特別支援教育巡回相談員による支援</li> </ul>
II 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達に支援が必要な子どもとその家族は多様な機関からも相談につながっています。教育・保育施設は様々な専門機関と連携して対応することが不可欠です。</li> </ul>	情報共有や関係機関の連携・発達支援・継続した相談対応が切れ目なく実施され、安心して相談することができる体制を充実・強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て相談センター事業</li> <li>障害児相談支援事業者懇談会</li> <li>療育機関懇談会</li> </ul>
III 子どもが地域の中で大切にされている	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス流行による子どもの外出機会の減少が顕著です。</li> <li>子どもの積極的な社会参加には、地域の中でも「分け隔てなく接してくれる大人」が特に不可欠です。</li> </ul>	障がいの有無にかかわらず、地域でともに過ごし、学び、成長できる地域社会の実現のために、障がい等に関する理解促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公開講座</li> <li>高校生療育体験ボランティア事業</li> </ul>

### 4 今後のスケジュール

第2回部会や第4回子ども・子育て会議からの意見を素案に反映し、今後、市民意見募集、第3回部会及び第5回子ども・子育て会議での検討を経て2024年3月に行動計画を策定する予定です。

■策定スケジュール

2023年12月15日～	素案を公表、意見募集
2024年1月下旬	第3回行動計画検討部会で計画案検討
2024年2月16日	第5回子ども子育て会議で計画案検討
2024年3月	町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 策定

町田市障がい者プラン21－26(後期計画)の策定に係る  
「市民の意見を聴く会」の実施について

1. 目的：障がい者プラン21－26(後期計画)の策定にあたり、答申案を作成する上で、市民に対して作成中の素案に対するご意見を伺うことで、計画に市民意見を反映させること。

2. 日時：1月13日(土)  
10時00分から12時00分

場所：町田市庁舎3階 会議室3-2, 3-3(災害対策本部室)

3. 出席者(案)

- ・障がい者施策推進協議会 会長/職務代理者(2名)
- ・障がい者計画部会 部会長/職務代理(2名)
- ・相談支援部会 部会長(1名)
- ・障がい者計画部会委員(10名) ※任意
- ・事務局(約20名)
- ・手話通訳者/要約筆記者/㈱サーベイリサーチセンター(約10名)
- ・市民(約50名)

人数計…約95名

4. 参加募集について

- ・募集期間：12月5日(火) 正午 から 12月22日(金)
- ・募集方法：「広報まちだ」12月1日号及び町田市ホームページで周知を行い、町田市イベントダイヤル及び、町田市イベント申込システム「イベシス」にて募集します。

5. その他

- 町田市障がい者施策推進協議会の主催となるため、当日の進行は協議会長が行います。質疑については、障がい者計画部会長と事務局で対応します。
- 参加は現地参加のみ。オンラインは対応は行いません。
- 本会でいただいたご意見は、1月開催予定の第7回障がい者計画部会で共有し、計画素案を作成します。作成した素案は、2月開催予定の第4回協議会にて報告し、協議会長から市長への答申をいただく予定です。

## ～ 2022年度 町田市における障がい者虐待相談の状況について ～

(2022年4月1日～2023年3月31日)

虐待通報を受けた件数 43件 うち虐待として認定した件数 10件

※参考 2021年度：通報21件のうち虐待認定4件  
2020年度：通報16件のうち虐待認定8件

## &lt;虐待の種別・種類等&gt;

## □虐待の種別

	通報全体	虐待認定
養護者からの虐待	19	5
施設従事者からの虐待	23	5
使用者からの虐待	1	0
計	43	10

## □虐待の種類（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体的虐待	26	5
心理的虐待	19	3
性的虐待	2	0
放棄・放任	6	2
経済的虐待	3	1

## □被虐待者の障がい種別（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体障がい	7	2
知的障がい	22	5
精神障がい	16	4
発達障がい	2	0

## □通報手段

	通報全体	虐待認定
電話	30	3
窓口	6	4
文書	7	3
計	43	10

## &lt;虐待として認定された件の被虐待者の状況&gt;

年齢	性別		障がい種別 (重複あり)				障害支援区分						虐待の種別			虐待の種類					通報者	通報手段				
	男	女	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	軽 ⇒ 重						養護者	施設従事者	使用者	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄・放置	経済的虐待						
							1	2	3	4	5	6											区分なし			
20代		○			○										○	○			○						警察	文書
40代	○		○											○	○				○						障がい福祉課	現場目視
40代	○		○	○												○			○						法人理事長	窓口
40代	○			○												○			○						法人理事長	文書
40代		○		○											○									○	施設職員	窓口
40代	○				○											○			○						施設職員	電話

年齢	性別		障がい種別 (重複あり)				障害支援区分							虐待の種別			虐待の種類					通報者	通報手段					
	男	女	身体障が	知的障が	精神障が	発達障が	軽 ⇒ 重							区分なし	養護者	施設従事	使用者	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄・放任			経済的虐待				
50代		○			○										○	○					○					本人	窓口	
20代	○		○														○									施設	文書	
20代	○		○												○											施設	電話	
60代		○			○									○	○										○	○	ケアマネジャー	電話
—	6	4	4	3	4	0	0	1	0	0	2	3	4	5	5	0	5	3	0	1	1				—	—		

### <通報内容と対応（概要）>

★被虐待者 41歳 愛の手帳2度 支援区分6 生活介護通所

★家族状況 80歳代の両親と3人暮らし（妹は都内に別居）

#### ○施設職員からの通報内容

両親は2年ほど前から認知機能の低下が見られたが、1～2か月で両親の状態悪化が顕著となり薬など必要なものを持ってこない。季節感もなく毎日同じ衣類（下着含む）を着てくる。異臭や皮膚の変色がある。頭髪を抜く動作が目立ち後頭部が薄くなっている。体重が減少する等の変化が見受けられた。両親には服薬、衛生、健康管理ができる状態にはなく生命の維持が危機的な状況であるため安全確保が必要との通報が入る。

#### ○対応・支援内容

通報を受け当日コア会議（障がい福祉課管理職・全係長職）を開催し方針などを検討。翌日、通報者への聞き取りを実施し、本人の状況の確認をした。しかし、両親への面会は「生活に問題ないから不要」と父親から断られる。再度コア会議を開催し、養護者による虐待（介護・世話の放棄・放任）と認定し、障がい者支援センターとともに緊急一時保護施設や短期入所事業所の調整を行う。両親の支援には、高齢者支援センターが介入する。通報から4日目、母親の了承を得て緊急一時保護施設入所。その後、短期入所事業所先が見つかり両親が契約を行う。しかし、両親が短期入所事業所先に再三連絡し「いつ帰るのか」「警察に通報する」などの発言があり、一時帰宅させる。関係機関が集まり、支援の継続（ヘルパー導入検討）や役割分担の確認を行う。訪問を重ねるうちに、父親から「今後は妹を交えて話したい」、「はじめは子どもを取られたと思ったが、今は入所させた方が良いと思うようになった。私の体調や妻の状況も悪くなってきている」などと話すようになり会話に変化が見られた。妹を交え話し合った結果、短期入所から施設入所支援に繋げることができた。

<虐待防止に関する普及啓発・調査・協議会等>

□2022 年度

- 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2022 年 9 月（書面会議）、12 月）
- 就労継続支援 B 型作業所にて、虐待に関する研修を障がい福祉課で実施（2022 年 6 月）

□2023 年度

- 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2023 年 8 月）  
2024 年 2 月講演会（予定）
- 就労継続支援 B 型（2 件）にて虐待に関する研修を障がい福祉課で実施（2023 年 7 月）
- 東京都障害者権利擁護支援センター主催虐待研修会に障がい福祉課職員参加（2023 年 8 月）

★虐待してしまう人にも支援が必要です。特に養護者は、虐待の自覚がなく、心ならずも虐待にいたる場合があります。虐待の背景をよく理解した上で支援や相談を行っていきます。



## 2022年度町田市における障がい者差別の状況について

## ① 相談内容と障がいの種別

相談内容	相談の主訴				障がい種別							
					身体			知的障がい	精神・発達障がい	難病	不明その他	計
	不当な差別的取扱い	合理的な配慮の不提供	その他	計	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由					
民間事業所の対応	0	5	4	9	1	2	2	1	2	1	0	9
市職員の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ② 相談者の分類

当事者	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	不明その他	計
9	0	0	0	0	0	9

## ③ 事業種別

区分	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	飲食	サービス	不動産	その他	計
不当な差別的取扱い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合理的な配慮の不提供	0	0	0	1	0	0	4	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4

## ④ 初回相談の経路

区分	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	知的障がい	精神・発達	難病	その他不明	計
電話	1	1	0	0	0	0	0	2
窓口	0	2	2	0	2	1	0	7
メール	0	0	0	0	0	0	0	0
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0

## ⑤ 相談要旨とその対応

## 【合理的な配慮の不提供】

1 【身体障がい】近所の郵便局へ車椅子で手続きに行ったが、入り口は階段を上がるしかなく局内に入れなかった。以前は職員が外まで出てきて車椅子を持ち上げて入室させてくれたが、今は職員がみんな変わっていて誰もやろうとはしてくれないとの相談。

障がい当事者は、社会的障壁について周知ができておらず、障がい者の利用について未だに改善されないことがあることを市にも知ってほしいと来庁されました。ご本人の意向として、対応は不要ですと仰いましたが、郵便局には情報提供をしました。

2 【身体障がい】毎月バスや電車を乗り継ぎ大学病院へ通院している。駅からバスに乗車するため並んでいると、運転士が近づいてきて「電動車椅子はダメ。」と言ってきた。1台待って次のバスでは「大丈夫。」と言われ乗車できた。病院からの帰りも、同様に言われ乗車できずに困っていたら、運転士が「今回は乗車させるが、次からはダメ」と言われた。別日も同じコースで通院したところ、同様の対応であった。バス会社の連絡先が書いてあったので、携帯電話から連絡はしている。運転士やバスで違いがあるなど、何故ダメなのかを説明してほしいと相談。

車椅子の乗車ができない理由を確認するため、市はバス会社へ連絡しました。同社のバスは、車椅子を固定することができず、車内の柱部分にマジックテープで車椅子をつなぐ処置だけのため、乗車中の車椅子がスライドしたり、車椅子の部品が破損してしまうことがあるため、乗車を断っていますと車椅子利用者の方に回答しているとのこと。市からは、合理的な配慮の提供について説明し、車椅子利用者が安全に利用できるようにお願いしました。

3 【身体障がい】証券会社に行ったところ、事前予約が無いと相談はできないと受付で断られた。担当を呼んでもらうこともできなかった。予約が必要なのは通知で知っていたが、自分は障がいのため事前予約をすることが難しい。事前予約の方法はインターネットと電話（コールセンター）でFAXは無い。ご本人が説明された予約を取るのが難しい理由は以下のとおり。

①聴覚障がいのため電話が聞き取れない。男性の太い声ならどうにか聞こえるが、コールセンターのオペレーターは女性が多く聞き取れない。

②視覚障がいもあるため、スマホのインターネットでの予約は画面が見えず難しい。パソコンは持っていない。

③体調に波があり、事前に日にちを決めても体調不良で行けなくなる事がある。体調はその日にならないとわからない。

これらを受付の人に説明したが、当日相談は受けられないとの対応は変わらなかったため帰宅した。とても悲しかった。これは障がい者差別ではないかと思い、障がい福祉課に連絡しました。

合理的な配慮の不提供に該当すると判断し、市から証券会社に電話で事実確認を行い、障害者差別解消法の内容を説明しました。相談ケースのような聴覚障がいや視覚障がいで、コールセンターやパソコン、スマホが使えない方が来た場合に配慮する必要について案内を行いました。改めて相談者に確認すると再度ご自身が電話をして予約ができたとの回答を確認しました。

4【聴覚障がい】電気料金を携帯電話で確認して支払いをしてきた。今月から、携帯電話での操作方法が変わり「認証コード」の入力が必要となった。

操作が滞り、使用料金確認ができないので、電力会社の問い合わせをみつけて携帯電話から文章で照会したところ、電話のみの対応との回答だった。自分は聴覚障がい者で電話ができないと返信したが、質問の回答はAIでの対応になり、知りたいことが伝えられず、わからないまま終了した。対面で相談できる場所を知りたいとの相談。

合理的な配慮の不提供に相当すると判断して、市内にある電力会社の支社に確認したところ、問い合わせ方法についての情報提供をいただくことができました。「耳や言葉の不自由なお客様へのご案内」の利用手順を確認して相談者へメールでご案内しました。

5【聴覚障がい】転居することになり、光熱水費の手続きを行ったところ、水道、ガスについてはFAXでやりとりできたのだが、電力会社に関しては、FAXの受付先が無く、手続きができなかった。パソコンかスマホで手続きできるようだが、自分はどちらを持っていないので手続きができない。調べる事も出来ずに、どうすればいいのかと相談。

電気契約については、各家庭ごとに行っていて契約会社が違うため領収書などから契約している会社を確認し、そこに連絡していただくように案内しました。合理的な配慮の不提供に相当すると判断して、連絡先が不明の場合は再度障がい福祉課までお問い合わせくださいとFAXで回答しましたが、その後の返答はありませんでした。

#### 【その他】

6【精神障がい】5年ほど前、ハローワークで紹介のあった市内の会社へ障がい者枠で就職した、内勤事務とのことで就職を決めたが、しばらくたってから屋外業務に連れ出されるようになって、コンクリートの流し込みなど力仕事も多く手伝わされるようになった。入社当時の代表は、障がいに理解を示す対応をしてくれていたが、服薬をしていると「気の持ちようでどうにかならないか。」などの心無い言葉をかけられるようになった。自分にとってプレッシャーとなる言葉や態度が多くなり、2~3ヶ月後には、外出恐怖から自宅に引きこもるようになった。休み始めると自分の履歴書から住所を調べられて、代表が車で自分の自宅前に何度も来て職場に連れ出された。また、代表から「給料の支払いが遅れる」と言い続けられたり、「見習いだから給料はいらないでしょう」など言われて、給料も交通費はもらえていない。誰にも相談できずにひとりで悩みを抱え続けていた。母との二人暮らしだが、母へも相談ができず、早朝出勤の母はこのことに気づけずにいた。母へは数か月経ってからこの会社の話を切り出してみたところ、会社との縁を切るようにと助言され、会社を退職した。家庭の事情もあり、引っ越しをしてやっと気持ちの整理ができてきた。

給料の未払いや労働条件などについて、労働基準監督署町田支署内総合労働相談コーナーを案内しました。また、障がいに関する制度やサービスについては、ほとんど関わりがなかったため、障がい者サービスガイドブックを見せて、必要な問い合わせ方法についての案内をしました。また、地域障がい者支援センターの役割をお伝えしました。

7【精神障がい】自分の障がいを理由としたパワハラで退職においこまれた。八王子労働基準監督署町田市署にあっせんの申請済みであるが町田市にも知っておいてほしいための相談。

あっせん申請書のコピー用紙を持参されて内容について報告をいただきました。労働基準監督署で相談済みの案件として傾聴して終了しました。

8【難病・身体障がい】昨年アメリカから帰国して、契約社員となった。雇用は、3か月ごとの更新。自宅で左半身の麻痺が出たため、救急車で搬送された。検査の結果、腎臓機能の病気が見つかると、腎臓検査の整った病院を紹介され、1ヶ月入院することになった。会社へは、この病状を連絡して退院後に会社に復職した。社内で派遣会社と就労会社の両者担当者の会議にかけられた結果、9/30までの雇用だと言われた。自分からは他部署の異動などを懇願したが、聞き入れてもらえずに解雇となった。解雇理由は、海外出張ができないためと言われた。本人は復職後、週3回の人工透析が必要なため、月水金の勤務で、さらに夜間診療できる時間を選んで通院し、会社へ迷惑がかからないよう治療を行ってきた。身体障害者手帳1級になったことで、退職になったかを聞いたが回答はもらえていない。派遣会社は別の会社を紹介すると話があったが、連絡が来ることはない。

会社と労働者とのトラブルのため、労働基準監督署町田支署内総合労働相談コーナーを紹介しました。

9【視覚障がい】携帯電話会社のクレジットカードが突然使えなくなった。理由を問い合わせたが、「総合的に考えて」という回答しか得られず、具体的な理由を教えてくれなかった。自分は現在働いておらず、心身障害者福祉手当と障害基礎年金のみで生活している。年金の振込日が15日(2か月に1回)、クレジットカードの引き落とし日が毎月10日のため、年金の振込が間に合わず引き落とせなかったことがある。自分は、これが原因ではないかと考えている。本件について、まずは消費者センターに相談したが、記録に残すのみで具体的な対応には至らなかった。

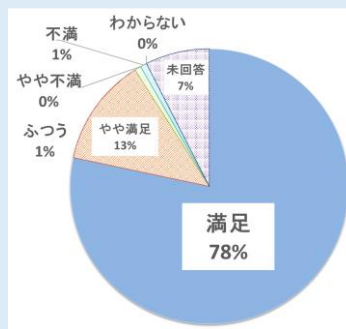
差別案件としての確認を行うために、市から携帯電話会社のお客さま相談室に電話で確認しました。会社の回答は、「障がいの有無を理由としてカードが使えなくなることはなく、カードが使えなくなった際に理由が答えられない場合は往々にしてある。個別具体的な回答はない。また、カードが使えなくなる場合、事前に『いつまでに支払われない場合、いつカードが使えなくなるか』を記載した通知を郵送している。通知は、どなたにも同じ内容のものです。」との回答をいただいた。会社の回答を本人に報告して、カードが使えなくなった原因が障がいがあることだとは言えないため、障がい者差別としては断定できないことを伝えました。

# 町田市における障害者差別解消法に基づく取り組み

## 【障がい理解の普及啓発・理解促進について(2022年度報告)】

8月20日

NHKと共催で障がい理解促進啓発事業「しずかちゃんとパパから見える世界～聞こえない人もいるこの街で～」を開催しました。NHKと自治体が共催した初めてのイベントであり、147名が参加しました。終了後アンケートでは、「満足」「やや満足」と答えた方が91%に上り、高い評価を得ることができました。イベント終了後は、市内小・中学校を対象に、イベントの様子を記載したチラシを合計21,276部配布し、イベントに参加できなかった子どもたちへの理解啓発にも取り組みました。



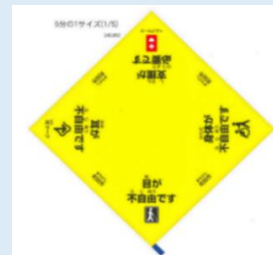
アンケート結果



イベントチラシ

8月22日-9月2日  
1月10日-1月20日

年2回の防災フェアに合わせて、市庁舎1階イベントスタジオにて「災害時等障がい者支援バンダナ」を展示しました。



災害時等障がい者支援バンダナ

11月16日-12月9日

障害者週間に合わせ、障がい理解の普及啓発と啓発効果を高めるため、ホームページのトップ画面にバナーを掲載してPRしました。また、市庁舎前に懸垂幕を掲示してPRしました。



ホームページのバナー



市庁舎前の懸垂幕

12月5日-12月9日

みんな笑顔の展覧会(障がいがある人の作品を展示)を市庁舎1階イベントスタジオにて開催しました。



みんな笑顔の展覧会の様子



12月12日-12月16日

人権週間に合わせて、市庁舎1階イベントスペースにて開催された「人権パネル展」にて、障がい者差別の解消と災害支援に関するパネルを展示しました。

12月12日-12月23日

町田市職員の障がいに関する理解促進を図るため、職員向けe-ラーニングによる職場研修を実施しました。

12月9日-1月11日

町田市中央図書館で障がいに関連した書籍の特設コーナーを設置しました。



人権パネル展の様子

# 介助犬を知っていますか？



©社会福祉法人 日本介助犬協会

日本介助犬協会による、介助犬についての講演・介助犬PR犬による実演を行います。  
一緒に、介助犬について学びませんか？

日時：2023年12月2日（土） 午前10:00～12:00

会場：町田市生涯学習センター 7階ホール  
（町田市原町田6-8-1 まちだ中央公民館）

講師：社会福祉法人 日本介助犬協会

対象：町田市在住・在学・在勤の方100名 申込順  
（小学生以下の方は、保護者と一緒にお申し込みください）

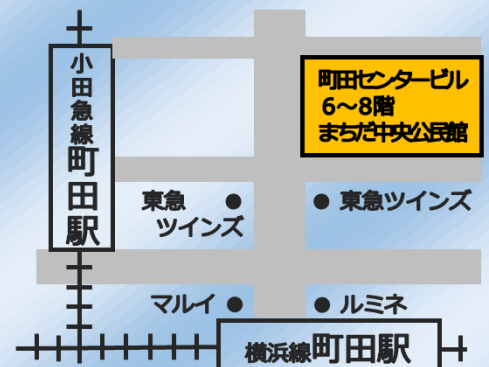
申込：11月7日正午から11月20日午後7時まで  
町田市イベントダイヤル（042-724-5656）または  
町田市イベシス（イベントコード：231107C）にて受付



←イベシスはここらから

問合せ先：町田市地域福祉部障がい福祉課  
電話：042-724-2147  
FAX：050-3101-1653

## 会場へのアクセス



横浜線町田駅北口から徒歩約3分  
小田急線町田駅南口から徒歩約5分

本資料は答申前のため、委員止まり

「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし  
誰もがともに生きる社会づくり条例」(素案)  
パブリックコメント実施結果

(案)

2023年12月

町田市地域福祉部障がい福祉課

「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし  
誰もがともに生きる社会づくり条例」(素案)  
パブリックコメント実施概要

2023年9月に公表した、「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について、市民の皆さまのご意見を募集しました。

1 意見の募集期間

2023年9月1日(金)から2023年9月29日(金)まで

2 意見の募集方法

(1) 以下の施設での資料閲覧・配布

- ・障がい福祉課(市庁舎1階)
- ・広聴課(市庁舎1階)
- ・市政情報課(市庁舎1階)
- ・男女平等推進センター(市民フォーラム3階)
- ・各連絡所
- ・各市民センター
- ・各障がい者支援センター
- ・各子どもセンター
- ・町田市子ども発達センター
- ・教育センター
- ・生涯学習センター
- ・各市立図書館
- ・町田市民文学館ことばらんど
- ・商工会議所

(2) 市ホームページにパブリックコメント実施概要を掲載

(3) 「広報まちだ(9月1日号)」にパブリックコメント実施概要を掲載

3 寄せられたご意見の件数・内訳

電子メール、ファックス、郵送等を通じて、29人の方から、84件のご意見をいただきました。

ご意見の項目別の内訳は次頁のとおりです。(おひとりから複数の趣旨のご意見をいただいた場合は、主旨ごとに分割して集計しています。)

<項目別ご意見件数>

ご意見の対象（項目）	掲載ページ	件数
条例名	P 3	2 件
第 2 条（定義）	P 3～6	1 4 件
第 4 条～第 6 条（責務）	P 6～8	5 件
第 7 条（障がい者等の役割）	P 8	1 件
第 8 条（不当な差別的取り扱いの禁止）	P 8～9	1 件
第 9 条（合理的な配慮）	P 9～1 1	9 件
第 1 0 条（相談等）	P 1 1	5 件
第 1 1 条（助言又はあっせんの申立て）	P 1 1～1 2	3 件
第 1 4 条（勧告及び公表）	P 1 2	1 件
条例全体	P 1 2～1 4	3 件
条例の理解啓発・周知方法	P 1 4～1 7	9 件
上記以外	P 1 7～2 4	3 1 件
合計		8 4 件

※ご意見の概要については出来る限り原文のまま記載しておりますが、個人・企業が特定される情報については削除・修正をさせていただきます。

※ご意見の中の「障害」ということばについては、「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記しております。

## ご意見の概要と市の考え方

### ○条例名に対するご意見（2件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
1	第一印象は、条例名が少し長いと感じましたが、思いを伝えたい意気込みを感じました。	ご意見いただきまして、ありがとうございました。
2	一般の市民にとってわかりやすい「町田市障がい者差別解消条例」または「町田市障がい者差別禁止条例」とする。一般市民に対する啓もうの上でも単純でわかりやすい言葉を使った方が良い。ちなみに韓国の法律では強制力が強いので「禁止」と言う言葉になっているようだ。	町田市が目指す共生社会を実現することを明示し、市民や事業者の方々にその思いを浸透させていくという考えから、「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」という名称としましたので、条例名称については原案のとおりとさせていただきます。

### ○第2条（定義）に対するご意見（14件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
3	第2条「(1) 障がい者」にある障がい者の定義(?)に難病患者、内部障がい者、LGBTQも具体的に明記してください。 この記載だと多分ですが「その他」に含めようと思われているのだと思いますが、すでに障がいのピアサポーター研修に「難病」が対象になりました総合支援法でも難病は対象になっています。またその他とされてしまうことにより、ただでさえ差別を受けて生きている方たちに疎外感また障がい者の中での差別感が生まれ兼ねません。特に今あげた障がいは「見えない障がい」と言われ根性論で片付けられやすい対象の側面を多くはらんでいます。 そのような観点からも、具体的な名称の記載を望みます。	難病やLGBTQ+等に起因する障がいがある者も「障がい者」の定義に含まれます。 症状や程度により難病やLGBTQ+等に起因する障がいのない方もいることから、難病やLGBTQ+そのものを障がいと規定せず、難病やLGBTQ+等に起因する障がいすべてを網羅できるよう、このような規定としています。 また、内部障がい、難病やLGBTQ+など、外見からはわかりにくい障がい者への合理的な配慮については課題と捉えています。
4	第2条の(1) 障がい者の定義について…その他の心身の機能障がい、とある「その他」を「内部・難病障がい、LGBTQなど」と明記して欲しい。【理由】：その他で括られてしまうと、その他に当てはまらないと思われるためです。現在、内部・難病やLGBTQの方々への配慮が進められている中で明記しないことに違和感を感じますし、逆行しているように思います。	条例の定義は原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見は、条例解説の記載や今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。



5	第2条（定義）（1）障がい者 「その他」の前に内部・難病障がい者を追記。 その他の後に（LGBTQ等）を記入。「相当」を削除。表現が曖昧。人によって解釈が変わる。単純に「相当な制限」とはどのようなものかわからない。	
6	第2条（1）障がい者 「その他」を「内部・難病障がい者・LGBTQなど」も明記する。 「その他」とまとめてしまうと、わかりにくいハンディの人が取り残される気分になると思うから。	
7	第2条（定義）「（1）障がい者」 「相当」という言葉が用いられていますが、この「相当」とは主観が混じることが多く、この主観が多く差別を生む温床にもなっているため「相当」という文字はカットし「必要な合理的配慮に対しては行政で補助を行うこと」を追加していただきたいと考えます。	「障がい者」の定義は、障害者基本法及び障害者差別解消法の規定に合わせて定義しているため、原案のとおりとさせていただきます。 合理的な配慮の提供に関する行政からの補助については、今後の取組の参考にさせていただきます。
8	第2条（定義）「（1）障がい者」継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態の「相当」をカットし必要な合理的配慮に対しては行政が補助を行うに変更して欲しい。【理由】：表現が曖昧で、人によって解釈が変わるため。	
9	第2条（定義）「（1）障がい者」の「相当な」をカット。※表現が曖昧。人によって解釈が変わる。「必要な合理的配慮に対しては行政で補助を行うこと」を追加。 「相当な」は見た目ではわかりにくい人々が、自分は「相当な」ではないからと思う人も出てくると思うから。	
10	第2条（定義）「（3）社会的障壁」の解説にある内容、例を明記していただくことを前提とし、「社会的障壁」の事例に ・店舗など公共性の強い施設に入室（入口から入れたとしても）出来ても、トイレがバリアフルで使えない等 入口の概念が店舗の入り口だけに解釈がなされないような記載の工夫を求めます	
11	第2条（定義）「（3）社会的障壁 解説の、○事物：通行や利用がしにくい施設、設備等」について、精神障がい者を配慮した記述が無いことに違和感を覚えます。例えば、成田空港等には精神障がい者の存在を意識したカームダウンスペース・クールダウンスペースが設置されて	
		いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。
		いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。

	<p>おり、精神的なストレスの緩和に役立っているようです。この様に、見た目には気が付かれにくい精神障がい者の為の施設・設備の充実を希望します。このことに関連する記載が、11ページの表、第9条（合理的な配慮）「（6）医療又はリハビリテーションをい提供する場合」の例に、「・人が多い待合室では落ち着かない方のため安心できるスペースを用意する」とあります。この様な記載が、条例全般に渡り必要で、精神障がい者をはっきり意識した文言であると良いかと思われます。</p>	
1 2	<p>第2条（定義）「（4）障害の社会モデル」について 当事者の意見が取り入れられている部分と、取り入れられていない部分があると感じる。 店舗側は「合理的配慮」をしているように見えるが、せっかくスロープが設置されていても傾斜が急すぎて、一人では利用できないこともある。車椅子を使っている人と一緒にスロープの傾斜まで検討して設置すれば、使えないスロープが合理的配慮として作られてしまうことはなくなるので、一度作った設備を使えないことがわかってから作り直すよりも時間も手間もかからずに済ませられる。また、事業者も余計な費用を掛けずに済むので、結果的に双方にメリットが残るのではないか。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
1 3	<p>第2条（定義）「（6）合理的な配慮」について…障がいの状況等に応じて、とある「状況等」を重度の障がい者、軽度の障がい者（目には見えにくい障がい者）が個々の場面において必要かつ適切な状況の変更又は調整、と表現を検討して欲しい。 【理由】：障がい者は、車いすユーザーなど目に見える障がいに着目されがちで、まだまだ理解が不十分です。見目で判断されてしまい、嫌な思いをしている人は沢山います。よって、あえて軽度障がい者、目には見えにくい障がい者と明記して欲しいです。</p>	<p>見た目ではわかりにくい障がい者への合理的な配慮については、課題と捉えています。重度・軽度を含め、障がいの内容は様々な状況が想定されることから、原案のとおりとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
1 4	<p>第2条（定義）「（6）合理的な配慮」の「状況」に障がいの状況（重度・軽度など）を追加。 車いす利用者以外でも歩行困難な人々は多くいます。しかし、ことばらんどや、ひなた村などの車いすマークの駐車場に、車いすを使用していない歩行困難者が停めると職員から注意を受けることがあるようです。周りが、見目で判</p>	

	断しないよう「障がいの状況等」よりも障がい「の状況（重度・軽度など）」にした方が、広く皆様にわかってもらいやすいと思うから。	
15	第2条（定義）「（6）合理的な配慮」について…社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。を、その負担が過重である場合は、行政が責任をもって行うものとする。に変更して欲しい。【理由】：過重と判断されてしまい、結果なにも変わらないのであれば、この条例は意味をなさなくなるから。	合理的な配慮については、市、事業者、市民の責務として、関係当事者の双方による建設的な対話を通じて行われるとさせていただきますので、原案のとおりとさせていただきます。
16	第2条（定義）「（7）障がいを理由とする差別」の「障がい者の権利又は利益を侵害する」とあります。 最近ですが、新型コロナが5類相当となり、現状文科省からの通達でリモートでの授業の停止が言われたことで、持病（難病）により感染に対して注意を要するがワクチンを打つ事さえ難しい生徒に対する「合理的配慮」が出席停止という対応がなされ当該生徒の教育を受ける権利が侵害されることが他県ではありますが起こっています。 確かに官庁からの通達は大事だとは思いますが、町田市独自でこの条例を制定する動きをしてくださるのですから、生徒の教育が受ける権利を侵害されるような方法が「合理的配慮」とされることの無い条例としていただきたいと思えます。	いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。

○第4条～第6条（責務）に対するご意見（5件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
17	第4条市の責務について 商業施設など、館内がバリアフリーになっているのに、入り口のドアが手動で、一人では利用しづらいことがある。バリアフリーを「努力義務」としているのに、一部がバリアフリーになっていないことも、行政には問題ないのだと思うし、事業者も館内がバリアフリーになっているから、努力して対応しているということで終わってしまうと思う。商業施設の案内表示にも、入口のことまでは明記されていないが、体の不自由な方も使える施設を作るなら、入口の部分から開けやすいものにする必要があると思う。手動のドアは、車椅子だけでなくベビーカーの場合も使いづらい。お年寄りがカートを引きながら通ったら、けがにつながる可能性もあ	いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。

	<p>る。手動ドアをすべて自動ドアにするのは難しいと思うが、せめて、開けてもすぐに閉まってしまうないようにするなど、対策はできると思う。「みんなが住みやすい街」を掲げるのであれば、入り口のドアを閉まらないように固定するなどの工夫する余地はいくらでもあるはずである。入り口部分を工夫することについては、普通の人の感覚では気付かないことが多いと思う。そのため、館内だけでなく入口も整備することを、行政が指導することも検討してもらいたい。</p>	
18	<p>第4条と第5条の最後に、必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない。と明記して欲しい。【理由】：当事者の意見を聞くのは、当然だと考えます。</p>	<p>町田市は、市民協働のまちづくりを推進し、政策の内容をより良いものにするために、パブリックコメントや市政要望をはじめ、広く市民の意見を聴く機会を設けています。事業の実施にあたっては、障がい者だけでなく、高齢者や子ども等、様々な関係当事者の声を聴いてまいります。</p>
19	<p>第4条「4市は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない。」を追記。  第5条「(5)事業者は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない」を追記。  施工前、設計段階で多様な障がい者等の意見を取り入れた方が施工費用はあまり変わらないとレクチャーを受けている。【DPI日本会議 (Disabled People 's International の日本支部のようなもの)】  例えばマイナンバーカードを使用すればコンビニ等に置いてある複合機で住民票を取得可能とデジタル省はアピールしているが車椅子利用者は複合機の形状上、利用できない。他にも銀行のATM等、多く存在する。これらの機器も事前聞き取りが必要である。ちなみに事前聞き取りは今から新規に施工されるものや建物、機器の更新時(大規模修繕等)においてのみ必要となる。  ちなみにTokyo2020の新国立競技場ではDPI日本会議主導で多様な障がい者団体(14団体)が集まり設計段階から意見を出し合って完成させた。同じような成果物は競技場にとどまらず、電車の車内形状や船舶等～多岐にわたり増加傾向にある。</p>	
20	<p>第4条  障がい当事者の意見をしっかりと反映させてほしいので、「4市は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければな</p>	

	<p>らない」を付け加えたらどうか。</p> <p>第5条 上記と同様に「(5) 事業者は必要な体制を整備するためには、必ず当事者の意見を聞かなければならない。」を追記してほしい。</p> <p>バリアフリーやユニバーサルデザインを謳っている事柄は多々見かけるようになったが、実際には障がい当事者はもちろん、支援者、使用者にとって使いにくいものも多く見受けられる。差別解消に向け取り組んでいただけることはありがたいが、それが無駄な努力にならないよう取り組んでいただきたい。</p>	
2 1	<p>第5条と第6条の事業者と市民等の責務として、(1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深める→ってどうなのでしょう？興味もない人がどうやって、主体的に理解を深めるところまでたどり着けるんでしょう？現実味がなさすぎます。</p>	<p>障がい者差別をなくすためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠であるため、広く市民に条例の趣旨を理解してもらえようように周知啓発をしていきます。</p>

○第7条（障がい者等の役割）に対するご意見（1件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
2 2	<p>第7条にあてはまるか分かりませんが、障がい者に対する思いやりの心を強く求めます。教育であったり、啓蒙活動であったり。いくら町をバリアフリー化したところで、障がい者が使えなければ意味がありません。</p> <p>娘が車イスです。車で外出時に優先スペースに車を止めないと、車イスへの移乗が難しいのですが、健常の方が停めている事が多く、あきらめる事は日常、とても多いです。私が娘の乗せ降ろしをしている隣の優先スペースに何の躊躇もなく車を停めて、スタスタ歩いていく人を見る度にとっても悲しくなります。</p> <p>トイレも同じで、バリアフリートイレは数が少ないのに、好んで使っている健常の方も多いです。「その広いスペースが必要な人達がいる」という事が分かっていないのでは？と思います。</p> <p>エレベーターも優先マークの付いている所に並んでいても、混んでる時に譲ってくれる人は稀です。</p> <p>皆さんが思っている以上にモラルは低いです。いろいろある障がい者の為の資源が使いやすい世の中を望みます。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

○第8条（不当な差別的取り扱いの禁止）に対するご意見（1件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
23	<p>前文から第7条までは、目的を達成するための文で、この内容はそのまま理解するものとし、第8条・第9条に不当な差別的な取り扱いの禁止・合理的な配慮の内容、現場において不服な場合第10条から第14条による第三者にゆだね判断を仰ぐ構成と理解しています。</p> <p>この内容を実社会の中に如何に市民・事業者理解し実践してもらう事が最終目的と思いません。そして極力第10条に至らないよう、条例施行後市民・事業者理解を求める事が重要と考えます。</p> <p>そこで、条文に2002年に公布された「障害者補助犬法—補助犬の同伴の受け入れを義務化する法律—」を条文あるいは、例文に記していただき、それを根拠に第8条（不当な差別的な取り扱いの禁止）第9条（合理的な配慮）の例文に「補助犬の同伴を拒否してはならない」等の文言を加えたい。</p> <p>最後に、施行後市民・事業者に対し周知徹底の方策の実行をお願いします。</p> <p>※ 新たに事業の許可等の申請時、担当部署より説明し承後その証として、事業所（店頭）に掲示するものを渡してはどうでしょうか。 （…条例を「推進、遵守・・・等々」しますとでも。</p>	<p>「身体障害者補助犬法」の周知についても大切なことと考えています。具体例の提示などを含め、いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>

○第9条（合理的な配慮）に対するご意見（9件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
24	<p>第9条の（合理的な配慮）についてです。</p> <p>まず、「（7）福祉サービスを提供する場合」を「（7）福祉サービス・介護保険サービス等」としてください。</p> <p>国の制度また通達により現状権利が奪われている例が散見されています。</p> <p>介護保険の適用内容などは著しく、当団体にも障がい当事者からの介護保険への家族などの対応、また家族を理由にしたサービス拒否などの相談があります、これはひとえに高齢者の活動に対する認識不足及び制限に他なりません。</p> <p>介護する側が、障がい者である現状がある以上、高齢者に対する差別もまた高齢であっても障がい者に変わりはないので「介護保険サービ</p>	<p>いただいたご意見を参考に、条例素案の文言を修正いたしました。</p>

	<p>ス等」を是非追記していただきたいと思いません。</p>	
25	<p>「(7) 福祉サービスを提供する場合」の「福祉サービス」の後に「介護保険サービス」を追記。</p> <p>障がい者は介護手段として障がい者介護と介護保険による介護の2つがあり、それぞれ介護内容が異なる。例えば外出介護が必要であっても介護保険による外出介護は不可能となっており、散歩等で介護者の助けを借りて外出することは出来ない。ちなみに障がい者介護では可能。同じ障がい者であっても「出来たり」、「出来なかったり」するのはおかしい。</p> <p>本条例に明記することにより介護内容の違いを解消したい。</p>	
26	<p>「(13) 意思の図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合」の例に「手話通訳者を設置する」が抜けている。文字で発信・受信ができない人への配慮を、常に念頭においてほしい。</p> <p>盲ろう者の通訳・介助者を、ろう者が担うこともあるので、主催者側は参加者・介助者に合わせた情報保障をしてほしい。</p>	<p>具体例の例示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。</p>
27	<p>「女性障がい者が出産・子育てを行う場合」も項目に入れてください。</p>	<p>合理的な配慮の定義（第2条（6））において、障がい者の年齢や性別に応じた合理的な配慮の提供を規定しています。また、出産については第9条「(6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合」、子育てについては「(9) 保育を行う場合」に含めていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>ご意見の趣旨につきましては、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
28	<p>第9条(合理的配慮)について…女性障がい者が出産(不妊治療を含む)・子育てを行う場合を明記して欲しい。【理由】：女性障がい者が子供を産み育てることへの偏見や情報の少なさに問題を感じています。</p>	
29	<p>第9条の項目に「女性障がい者が出産・子育てを行う場合」を追加。</p> <p>女性障がい者が結婚や出産の話をするのは、20～30年前よりも話しやすくなりましたが、いまだ配慮に欠けていると思います。小人数ながら女性障がい者が子育てをしている現実を知っていただきたいので追加を希望します。</p>	
30	<p>第9条の合理的配慮の例については、障がい者の意思をもとに行われる場合が多いと思います。当事者との意思疎通を図る事の重要さが書かれている「(13) 意思の図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合」については、(1) から (12) までの全ての事に通じていると思うので、合理的配慮の例ではなく、</p>	

	第9条の本文の中に取り込めないでしょうか。	と考えるため、場面の列記に含めています。ただし、様々な場面において関わることであり、いただいたご意見を参考に、構成を修正いたしました。
3 1	合理的な配慮の内容について「(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供する場合」の例、文字情報以外の案内方法（音声・点字）を用意するとあるが知的障がいのある人のためのコミュニケーションボードも加えて欲しい。 (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合、(6) 医療又はリハビリテーションを提供する場合も同様 12ページ：「(1 2) 選挙を行う場合」知的障がい者向けの選挙公報も用意して欲しい	具体例の例示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。
3 2	障がい者に対する差別や配慮は必要だと思います。しかし条例ができることで、障がい者が優位な立場になることは避けたいです。例えばお店で人手がないにも関わらず、障がい者の入店をお断りした場合は合理的配慮がないと決めつけてしまうことが善なのでしょうか。お店側の状況や体制などが考慮されないのはおかしいと思います。他のお客さんや周りの人々の手助けが自然発生的に生まれるような社会ができるよう行政と共に民間企業も巻き込んでいけばよいと思います。	この条例は、障がいの有無にかかわらず、それぞれが対等な立場で相互理解のもと差別の解消に取り組み、ともに生きる社会の実現を目指すものです。いただいたご意見を参考に、本条例の趣旨を周知啓発していきます。

### ○第10条（相談等）に対するご意見（5件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
3 3	第10条 2の委託相談機関は、特定相談を受けたときは、とあるが、差別相談などの呼び名に変更して欲しい。【理由】：特定相談は、特定相談支援と間違えやすく混乱してしまうため。	いただいたご意見を参考に、条例素案の文言を修正しました。
3 4	第10条「特定相談」→日常生活における個別支援計画など様々な計画との違いをわかりやすくする為に「差別相談」とはっきりした方がよいのではないかと感じました。	
3 5	第10条 3の最後に(4) 必要に応じて第11条のあっせんへの手続きにつなげる、と明記して欲しい。【理由】：相談を受けただけであっせんにつながらないのではないかと危惧している。あっせんにつながらないと、この条例は意味をなさなくなると思います。	この条例では、障がいを理由とした差別に関する相談が発生した場合には話し合いにより解決を図ることを基本としています。しかし、当事者間での解決が困難な場合に助言又はあっせんの手続きなどの解決策を採る



		ていくこととなります。そのため、第10条で「相談」、第11条で「助言又はあっせんの申立て」を分けて規定しています。
36	14ページ：障がい者支援センターで差別を感じた場合はどこへ？	障がいを理由とする差別を相談できる場所につきましては、市又は市が委託する相談機関が窓口となって相談を受け付けます。
37	差別を罰則するよりも、話し合っ解決できるような場を作ってほしい。	この条例では、障がいがある人に対する差別に関する相談が発生した場合には話し合いによる解決を図ることを基本としています。

### ○第11条（助言又はあっせんの申立て）に対するご意見（3件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
38	第11条の障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護するもの、とある、保護を支援に変更して欲しい。【理由】：障がい者は、保護される対象ではないからです。  第11条の障がい者及びその家族について、その家族を当該障がい者を現に保護する家族に変更して欲しい。【理由】：上記の保護を支援に変更した場合、家族は、支援者とは呼ばないので、保護という言葉が妥当だと考えました。	知的障害者福祉法（第十五条の二 第1項）の知的障害者相談員の規定にある「保護」という文言を引用しているため、原案のとおりとさせていただきます。
39	第11条 「障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者もの」について。 障がい児の家族であれば保護という文言でも良いと思うが、家族以外では保護より支援としたほうが違和感がない。（近年では、家族も支援者と扱う考え方も出てきている）こちらを「障がい者及び当該障がい者を現に保護する家族、後見人・補佐人等当該障がい者を現に支援する者」としたらどうか。	
40	第11条 差別事案に対する助言・あっせん申し立てについて、「家族等が申し立てをしようとする場合において、当該申し立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない」とあるが、誰が「当該障がい者の意に反している」事を決めるのでしょうか。判断基準も設けないと、公正な判断に	相談受付からあっせんの申し立てに至るまでの間に、障がい者本人の意思を尊重するように対応してまいります。

	ならないのではないのでしょうか。	
--	------------------	--

○第14条（勧告及び公表）に対するご意見（1件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
4 1	<p>何処に公表するのか公表場所を明記。（例えば町田市のホームページ、市民がいつでも参照できる場所）</p> <p>公表する意味は障がい者等やベビーカー利用者が事前に状況把握出来るからである。例えば町田市は定期的に成人健康診査受診券を対象者に送付しているが、同封されている受診可能病院の記入されている用紙には車椅子では受診できない病院も含まれている。公表内容を障がい者等が事前参照出来れば車椅子では受診出来ない事を事前に判断できる可能性が高い。（事前登録に問題があるが）</p>	<p>いただいたご意見は、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>

○条例全体に対するご意見（3件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
4 2	<p>聴覚障がいに関する内容が少ないように思われました。聞こえないから「文字」に変えればそれでよいではなく、受信力も発信力もその方の育ってきた環境により個人差が大きいです。マイナンバーカードに関しても高齢のろう者は内容を十分理解できていない方もいます。新しい制度が施行される時には説明の方法を「文章」「手話通訳」など選択肢を準備し、障がい福祉課の呼びかけによる説明会の開催を希望いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
4 3	<p>条例案の原案から差別解消法に対応したものを策定ということはわかりますが、障がい者の地域社会への参加と共生を目指す具体的なビジョンというものがわかりません。これまでの町田市の福祉のまちづくりの経緯や前提にこだわるばかりで、地域を取り巻くさまざまな差別を克服し改善しようという決意は本当にあるのでしょうか？</p> <p>そもそも条例原案7条の障がい者の役割の項目の文面は、障がい者の置かれた差別状況に寄り添うというより、「差別は町田市ではありえないことだから、障がい者は公共の一員として協力をしなさい」というニュアンスに読めます。障がいを持つ本人の立場に寄り添い、それまで</p>	<p>町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指しています。障がいがある人の困難や必要な配慮は、障がいがない人にはわからないことがあるという認識のもと、障がいがある人がその内容を発信すること、そして、障がいがある人もない人も協力し合うことを規定しています。また、兵庫県明石市の取り組みや条例などを含め、いただいた</p>

の社会の問題を明らかにして、自らを批判することをいとわず改めていくという仕組みが必要ではないでしょうか。

その仕組みのために、まず行政が差別をなくすための具体的な方策を明確にしてそのための財源にもとづいた助成・相談の仕組みを作っていたきたいです。兵庫県明石市の条例では、合理的配慮のための助成や相談（コミュニケーションツールやバリアフリーのための設備導入費等）の仕組みがあるので参考になると思いますが、そうした具体的な方策を明確にした仕組みを作ってください。

そして条例原案第15条の差別解消調整委員会については、苦情受付のような仕組みになっていますが、福祉サービス苦情調整事業との区別がわかりにくくなるように感じられます。単なるクレーム処理のような仕組みでは差別と向き合っているとは言い難いです。

また、この差別解消委員会については市長の諮問機関の位置づけとなっていますが、臨時開催のものではなく通年で開催し、継続的に地域での差別解消の課題を検討する場にしてもらいたいです。そして、市長への答申だけでなく、勧告も行える独立性を確保してもらいたいです。それは過大な要求でしょうか。

加えていえば、差別的事例に関連して、優生手術などの人権侵害の訴えを聞く場にもしてもらいたいです。ここで私の友人の当事者の方の例を挙げます。その方は障がいを持つパートナーと結婚したものの、結婚相手の親族の意向で優生手術を受けることに同意せざるを得なくなり手術を受けました。その後も子どもが作れなかったことで夫婦関係は次第に冷えていったようで、パートナーの不倫行為により離婚に至りました。

福祉施設はそうした本人の困難に対して十分なケアを行っていないようでした。また行政職員に対してその事実を私から伝えても、忌まわしく思っても深刻に問題意識を持って対応していただけませんでした。友人は苦悩を吐露しつつも、自らの重い喪失体験の無力感から脱する事が出来ないようでした。

障がいを持つ人がそうした無力感に陥らないような差別解消の仕組みを作っていたきたいと思います。

ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

4 4	<p>情報伝達と共有を平等にするため、障がい者の享有を保証と確保すること。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除く必要がある。</li> <li>・全ての障がい者がひとりの国民として社会、文化、経済などのあらゆる情報を充分に取得できるグローバルな社会を推進する。</li> <li>・自然災害いわゆる地震、水害などを迅速な伝達かつ周囲の現場で対応する手段として、その必要とする情報を十分に共有できるインフラ整備を促進する。</li> <li>・全ての障がい者が自立できる暮らしを成すために“自由権的権利”及び教育、労働などの“社会権的権利”について、平等な享有を考案する。さらに障害者権利条約に基づく締約国が取るべき措置を定め、様々な援助及び支援とともに相互に人格と個性を尊重し合っていく。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>
-----	---	--

○条例の理解啓発・周知方法に対するご意見（9件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
4 5	<p>昨年障がい者団体や当事者への聞き取りがありましたが、文章に書いたものを渡されたままでは自分の気持ちをどうやって書いたらよいかわかりません。手話通訳を介し市の担当者が「聞き取る」という形態に変更してほしいです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
4 6	<p>町田市民病院での認知症検査時に「文字があるので手話通訳は外へ」と言われたことがありました。読んで理解できないことがたくさんあるから手話通訳と一緒に受診しています。医療ソーシャルワーカーへの周知徹底をはじめ、町田市職員、町田市民の方々への理解に向けた取り組みをお願いいたします。啓発動画などで手話の必要性を広めてほしいです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
4 7	<p>素案にある解説などを併記して欲しいです。でないと、読む方により解釈がどうしても変えられてしまい兼ねないものがあると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
4 8	<p>回転寿司屋に行った時の事、経験です。私とヘルパーさん2人で来店し人数を伝えました。私は車いすで生活しています。店内を軽く見た感じでは玄関近くの席のみ私達が着席できる認識でした。奥は通路が狭く、私の車いすが入らないからです。先客が1名いましたが定員さんは</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

	奥の空いた席ではなく私達が着席できそうな方をその人に案内しました。私たちが案内されるのに更に時間がかかってしまいます。お昼どきの忙しい時間帯ではありましたが、もう少しだけ配慮していただけると私以外の方もスムーズに席に着けるのではないかと思います。皆がより良い生活ができる様にご指導していただくと幸いです。	
49	子ども子育て会議で検討している「町田市子どもにやさしいまち条例」では条例策定に合わせて、ガイドブックやリーフレット（小学生・小中高生・大人向け）が作成される予定になっています。こちらでは条例毎に趣旨や解説がついていますが、福祉関係に興味薄い人や文字だけでは理解が難しい人もいますので、同じようにガイドブックを作成してください。用語の説明やイラストも使用すればこういった人達や子どもも理解しやすいのではと思います（特に8条・9条の合理的配慮の具体例）	条例施行に向け、子どもや障がいがある人にも、本条例の趣旨が伝わりやすい内容・伝え方を検討しております。いただいたご意見を参考にリーフレット等の手法も含め周知啓発していきます。
50	全体的に見て、とても分かりにくいです。町田市子どもにやさしいまち条例のように分かりやすいリーフレットや子ども向け、知的障がい者向けのものを作って欲しいです。条例で障がい者差別の理解啓発をしてくださるなら、誰にでも分かる明確な差別以外にも、当事者が感じる差別、「障がいがあるのにエライねえ」「障がいがあるから優しくしてあげましょう」（←学校の先生あるある）のようなものも差別であることが理解できるようリーフレットを作って欲しい。紛争解決以前に差別をなくす方に力を注いでほしいです。	
51	条例の内容をわかりやすくまとめたパンフレットなどを作ってほしい。	
52	条例の策定に期待しております。一般市民の無理解・無関心が、何気ないこと→大きな差別に繋がっていくと思います。理解啓発をこれまでとは違う切り口で進めて行くことが必要です。（具体的に思いつかないのですが…）（相談等）で、窓口は障がい者支援センターを想定されていますが、現在の業務にプラスされひっ迫しませんか？相談員としての研修も必要です。蛇足ですが、最近のスーパーは自動レジが増えて高齢者が戸惑っている様子を目にします。このようなことも合理的配慮の対象になるのでは	

	ようか？	
53	<p>バスを降車する際に、割引のために障害者手帳を運転手に提示していたところ、後ろの乗客が私を追い抜いて先にタッチして行きました。その乗客が私のリュックにぶつかっていたら本当に危ない。</p> <p>住まいの説明会でろう者のための通訳者がじゃまと声がありました。</p> <p>住宅のことで相談があり、窓口の職員が筆談で対応していた時に、ペンでトントンと机を叩いていました。怒っているようで原因不明でした。耳マークが置いてあるのに。</p> <p>耳が聞こえないことを理由に携帯電話の案内を「時間だから」と断られた。まだ時間があるのに。</p> <p>耳が聞こえないことを理由にアパートを借りるのを断られました。</p> <p>ろう者（高齢者）に万が一が起こるのが心配のため、心がけて欲しい。突然倒れる場合のため、聴覚障がい者専用のSOS手話とか文字盤を壁に貼ってほしい。</p> <p>緊急避難情報通訳システム（光・文字・振動・音で知る携帯型受信機）</p> <p>耳マークを置いてほしい。置いていないところがある。</p> <p>高齢者やろう者の一人暮らしに手話通訳者と巡回訪問してほしい。</p> <p>災害対応マニュアルで聴覚障がい者向け・支援者向けを作成して欲しい。</p> <p>障がいのある人もない人も平等に生活できる社会をつかって欲しい。（高齢障がい者も含めて欲しい）</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組や障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>

○上記以外に対するご意見（31件）

番号	ご意見の概要	市の考え方
54	<p>誰もが生活したい場所で生活できる権利があると思います。</p> <p>今回、介護している私たち（父母）が怪我をしたり、病気になり、また主人の高齢化も加わり、障がいのある息子が自由に生活したいという意思を汲み取り私は自宅でヘルパーさんの助けを借りながらの生活を選びました。</p> <p>今までは、居宅介護支援だけを使っていましたが、今回それに重度訪問介護の制度を追加でお</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>願いしようと思いましたが、町田市は両方の使用を認めていないという事でした。      今まで横浜市のヘルパーステーションを使っており、横浜市は両方認めているので町田市にもお願いしました。      しかし、どんなにお願いしても両方の制度を認めてもらえるのは不可能でした。      ただでさえ、ヘルパーさんになる方が減っている現実を目を向けていない行政だと思います。      若い子達はなかなか介護職に就こうとしないで、ますますの人手不足です。      息子は食事をとるのも難しく1年位かかってやっと食べさせられるヘルパーさんが育ちました。      また、永久気管孔になり、お風呂に入れる時も、少しでも水が入れば死んでしまいます。      永久気管孔の意味が判らずにその穴にカニューレの入った気管孔と同じようにシールを貼り窒息死させた事故の症例もありました。もう、口と鼻からは呼吸をしてなく、ただ一つの呼吸の穴だという事を普通の人達はまだ理解していません。      そんな危険性をはらんだ障がい者もいるんです。      是非とも、今までずっと世話して下さっていたヘルパーステーションを使いながら、夜中の介護を助けてくれる重度訪問看護ステーションとの併用を認めて欲しいと思いました。      国の法令云々よりも、現実的な必要性をみとめている横浜市や相模原市のようになって頂けるようお願いしたいと思います。</p>	
55	<p>車椅子用のトイレは割と普及し始めてましたが、なかなかトイレにベッドがある施設が少ないです。      車椅子に座っている人の誰もがトイレに座れるとは限りません。      寝たきりでオムツをしている人もたくさん外出しています。      みなとみらいはほぼ全部の建物に介護用の折りたたみベッドが付いていて、外出しやすいようになっています。      全部のビルとはいいいませんが、せめて公共のビルには車椅子用トイレに折りたたみ式ベッドの取り付けを義務付ける様にして頂きたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

56	<p>私の長男は身体障がい者手帳を持ち、車いすの生活をしています。車いす用トイレの増設、ベッド付車いす用トイレの増設を希望します。車いすユーザーが一定以上集まる催し、会合で、車いす用トイレが少なく、トイレが集中する時間（休憩時間、昼食前後）には、行列ができ間に合わないことがありました。</p> <p>私の息子が経験したのは</p> <p>①町田市民ホールでのイベント、車いす利用者15人以上、車いす用トイレ2</p> <p>②公民館での障がいがある人のための学習講座、車いす利用者5人、車いす用トイレ2</p> <p>③ポプリホール・ひなた村でイベント、車いす利用者10人以上、車いす用トイレ2</p> <p>トイレの建物を新たに作って頂きたいとは思いますが、それには費用・時間がかかると考えますので、例えば簡易的なパーテーションを作り、ポータブルトイレを置くなど、災害時のテント式トイレなどを各施設に置く、又は事前に借りれるようにするなどが考えられます。</p> <p>さらに息子の場合ですがベッド付トイレが必要です。（町田一中設置）ベッド付のトイレが見当たらない場合は、トイレ床に敷物を敷きその上に寝かせ、ズボン、パンツを脱がせ、トイレに座らせます。このような介助は、技術もさることながら腰を痛めることもあります（体重57kg）。できるヘルパーは限られています。</p> <p>このため、このトイレのある場所にしか外出ができず、自由に外出はできません。又同性2人ヘルパーを、外出のたびに派遣していただくことも、ヘルパー不足で不可能です。こちらも費用、時間がかかると考えますので、簡易的な折り畳みベッドをトイレわきに設置していただけたらと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、福祉のまちづくりや今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
57	<p>庁内には赤色ランプが設置されておらず緊急時の大きな電光掲示板もありません。ろう者・難聴者等の聞こえない方々への緊急時の対応をしっかり整備してほしいです。</p>	<p>いただいた意見は、担当部署と共有し、今後の参考にさせていただきます。</p>
58	<p>一人暮らしなので急に体調が悪くなった時に緊急連絡が出来るような設備を付けてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
59	<p>タクシー割引券を支給してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
60	<p>介護タクシーは普通のタクシーの5倍高いので割引高くお願いします。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>



6 1	それぞれの病院に手話通訳者も入れてほしい。	それぞれの病院で手話通訳者を設置することは難しいですが、ご希望に応じて手話通訳者を派遣してまいります。
6 2	<p>制定理由に「自分の役割や活躍の機会を得られ」と記載してくださっています。</p> <p>記載していただいた文章を拝読し、改めて重度な障がいがある方が支援を受けながら就労し、社会に参加をすることは大変意義があることだと思いました。</p> <p>川崎市では「川崎市重度障害者等就労支援特別事業」と言う事業で、重度訪問介護サービスと同じように就労中に支援を受けることができるようにしました。</p> <p>目黒区が就労支援制度を導入したことは東京新聞の1面に掲載されました。</p> <p>九都県市首脳会議は令和元年に重度障がい者が在宅就労中に支援を受けられるように厚生労働大臣に要望を出しました。</p> <p>町田市で就労中の支援制度を行っていただくことを提案いたします。</p> <p>ぜひ、重度な障がいがある方たちが就労し、社会参加できる環境にしてください。</p> <p>そのためには企業任せではなく就労中の公的な支援が必要になります。</p> <p>支援制度を導入していただけますと町田市がよりインクルーシブで魅力的な市になり、条例の効果が高まると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
6 3	<p>市役所窓口や地域センター窓口での対応において、精神障がい者への対応が不十分な為、利用が困難になることを度々経験しています。精神障がい者は、精神的に繊細であることが多く、煩雑な事務的手続きにストレスを感じやすく、又、窓口担当者の差別的態度や障がい者への偏見に敏感なことが多いと思われます。市の窓口業務を担当する方々への教育を徹底して頂くよう望みます。外部講師や当事者を招いて、精神障がい者への対応の仕方を学ぶ機会を是非、検討して頂きたいです。</p>	<p>市職員の障がい理解を深めるとともに、いただいたご意見を今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
6 4	<p>市の利用しにくい制度として、障害福祉サービス（障害者総合支援法）の「行動援護」が挙げられます。精神障がい者は、身体的な障がいが無くても、本人の努力では日常生活に必要な家事、外出等々が困難なことが少なからずあります。しかしながら、提供されているサービスは、当事者の「自立支援」に拘っており、あく</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	までも一緒に行動する事を強要される感触があります。この事は、精神障がい者のニーズに合っているとは言えないと思います。精神障がい者が、より必要なサービスを受けやすくなるような制度への改善を望みます。	
6 5	保健所の支援体制についても、障がい者への取り組みとして一層の充実を求めます。他自治体においては、一人一人の障がい者に、担当の保健士が配置され、訪問看護サービス等と並んで日常的な支援を行っているようです。	いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
6 6	障がい者への支援体制の充実を図るために、ピアサポート活動の促進を望みます。市内の各作業所や通所施設等に、ピアサポーターを配置すること、又、ピアサポーター養成講座の開催などを検討して頂けるように期待します。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
6 7	意思疎通の円滑化を図るため、障害者が言語の選択と相互理解できる環境を推進すること。 【概要】 ・社会における多様性地域で障害の特性、言語、文化などの違いにより、生じやすい意思疎通に関する隔りがある。 ・目的に応じてバランス良く生かすため、共有理解を深めるとともに円滑に意思疎通を図ることが極めて重要である。 ・障害の特有のある者が非言語的コミュニケーション（手話、身振り、顔の表情などを含む）を必要とする場合、拒まないように努力する。 ・障害者の声を無視かつ軽視する態度は障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を意識し、「差別」と規定する。 ・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、相互に人格と個性を尊重する。	いただいたご意見は、今後の取組や障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。
6 8	手話は言語として認めること。 【概要】 ・手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識する上で、手話を使用しやすい環境づくりを推進する。 ・手話が音声言語と対等に位置付けられ、あらゆる理解と普及するよう、推進する。 ・手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現する。 ・手話への理解度を高めるために障害の有無に関係なく、手話を幼児の頃から獲得する環境や	（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例では、様々な障がいがある方への差別の解消や合理的配慮がなされることを目指しています。町田市独自の手話言語条例の必要性については、今後の検討課題とさせていただきます。

	<p>地域、周囲への促進を取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を保守するための学習取得や研究の推進を可能にするものとする。</li> </ul>	
69	<p>全国さまざまな地域で手話言語条例が広がっています。ぜひ町田市でも制定していただきたい。手話を使うことで周りの人から偏見されることがあるので、市の広報やホームページなどに簡単な手話表現を記載し、市民に手話というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知してほしい。</p> <p>手話言語条例が制定され、もっともって環境が改善されることを願います。</p>	
70	<p>手話言語条例と情報コミュニケーション支援を設けてほしい。情報保障が大事な内容です。銀行・生命保険などの本人確認は電話対応のみとなっています。</p> <p>電話リレーサービス利用する場合は認められているところもあるが個人情報と言いたくないときもある。</p> <p>公的機関（病院・警察など）電話で問い合わせのことが多い。FAX・メールなど対応して欲しい。</p> <p>学校・専門校で手話を学ぶ場（教課として）作ってほしい、</p> <p>お店での対応（電化製品など故障時）筆談などめんどくさがるっている。対応してくれない。十分な説明をしてもらえない。</p> <p>公的機関（市民病院など）には常時手話通訳者がいて欲しい。</p> <p>全ての場面で情報保障が必要！！</p>	
71	<p>手話言語条例を認めてほしいです。小学校から「手話」という科目を取り入れて理解を広まっていけたら、手話通訳者という職業も増えたらうれしいです。どこに行っても手話が言語であたりまえな環境を作ってもらいたい。</p>	
72	<p>手話言語を要求。情報保障がないので困っている。</p>	
73	<p>緊急時の医療受診体制の整備。町田市民病院には手話のできる看護師、手話通訳を常時配置して欲しい。</p> <p>市庁舎内に電光掲示板、赤色灯を増やし、緊急時に対応できる体制を整えて欲しい</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
74	<p>代理電話サービスを導入して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます</p>
75	<p>遠隔手話通訳を導入して欲しい。</p>	<p>す。</p>

76	<p>遠隔通話サービスを導入してほしい。</p> <p>理由 緊急時（病院）で手話通訳者の派遣を依頼して断られたことがある。夜間の急病の時も依頼したくてもできない。筆談より情報を細かく得られる。手話通訳依頼申請が面倒</p> <p>聞こえない人だけでなく、聞こえる人にもメリットがあるのだから、病院、公共施設、市役所などに広めてほしい。</p>	
77	<p>電車内に緊急時のお知らせが電光掲示されない。</p> <p>会社内の会議でパソコン要約筆記は社員がしてくれるが、意見を出せる状況ではない。どうしても遅れるので手話通訳をつけてほしい。</p> <p>携帯会社の窓口で筆談をお願いしているのに対応してくれなかった。携帯会社の案内がわかりにくい、時間がかかる。</p> <p>身体障害者手帳を提示したときに手帳をそまつに扱われた。</p> <p>都内の障がい者サービスは同一にしてほしい。</p> <p>バスの運転手によって対応が違う。</p> <p>聴覚障がいは情報・コミュニケーションに1番困っているので、情報をわかりやすくいつでも伝えてもらいたい。また逆にろう者の側から意見を言いやすい環境を作ってほしい。ろう者の中でも世代間の違いがあるため、お互いに交流を深めて、手話言語条例を制定して、手話の地位を高めること、聴覚障がいの理解を広める事が大事だと思う。</p> <p>通訳派遣、緊急時24時間通訳派遣ができる体制を考えてほしい。1人担当者を決めてメールでも依頼ができる等</p> <p>UDトークなど、新しい便利なものもあるが、それを使えないお年寄りもいる。老若男女対応してもらえるツールを用意して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
78	<p>パブリックコメント自体にアクセスやすくしてほしい。QRコードから回答フォームへ行ける、など、回答しやすくしてほしい。警察や病院などの方でも、障がい者への対応に困っているのではないかと手話言語条例が成立したら、コミュニケーション支援がもっと充実するのではないかと。銀行や保険会社での、本人確認に電話番号を強く要求されるが、聴覚障がい者には電話はできないことをもっと広く知ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
79	<p>相談や解決するための機関や合理的配慮をするために必要な予算を確保してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>

		ます。
80	<p>駅の発券窓口の受付時間が19時までなので困っています。健常者は24時間自動券売機で新幹線の切符を買える環境にあるのに関わらず、身体障がい者が新幹線の切符を買える時間が制約されているのが不公平にあたるのではないかと考えています。</p> <p>仮に身体障がい者の身に何か起きた場合、すぐに買えないとなると身体障がい者本人が一番困るのではないのでしょうか。</p> <p>せめて窓口の受付時間が終わっても駅員のいる改札口に発券対応していただくなど、対応方法を増やしてもらえると助かると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p>
81	<p>町田市に転入したときに、市役所で対応していただいた方について、身体障がい者が使用する車の減免について把握している人としていない人に分かれていました。具体的に身体障がい者の場合は健常者と違って自動車税が免除される条件として、車のナンバーが住んでいる地域であることマストであり、それは法律にも定められています。それを知らない人がいたので、こちらから説明して聞きたいことを聞くのにかなり時間を要しました。</p> <p>減免制度を知らない身体障がい者もいますので、市役所内においてもこういった知識が満遍なく広がってもらえると助かります。</p>	<p>市職員の障がい理解及び制度理解を深めるとともに、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
82	<p>お手洗いや部屋、会議室、学習室、図書館、病院などに警報サイレンや電子板を見てわかる場所に設置して欲しい。</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
83	<p>夜遅くに手話通訳を付けてほしい。文字通訳でもよい。インスタライブのようなもので通訳してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
84	<p>聴覚障がいのある会社員が安全に働けるように、会社・市役所などで対応して下さると助かります。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

2023年12月18日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市障がい者施策推進協議会  
会長 石渡 和実

答 申 書 (案)

2023年2月21日付、町田市障がい者施策推進協議会へ諮問のありました「(仮称)障がい者差別解消条例」の制定に係る検討について、当協議会において審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

本資料は答申前のため、委員止まり

「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる  
社会づくり条例」 (案)

2023年12月

町田市障がい者施策推進協議会





(前文)

障がいがある人もない人もみな、かけがえのない個人として尊重され、地域社会の一員として、自らの意思で日々の生活を選択し、余暇を楽しみ、自分らしく生きる権利をもっている。

こうした考えのもと、町田市では1972年に全国で初めて車いすのまま乗車できるリフト付きバス「やまゆり号」の運行を開始して以来、全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、市内にある鉄道の駅の全てにエレベーターを設置するなど、福祉のまちづくりの取組を行ってきた。

また、1998年に障がい者施策の基本理念を「いのちの価値に優劣はない」と定め、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しくかがやかせることができるよう、障がい者の社会参加の機会を設ける取組を進めてきた。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の折には、パラリンピアンとの交流をきっかけに、国からこれまでの福祉のまちづくりや心のバリアフリーの取組などが評価され、2020年に「共生社会ホストタウン」の認定を受けている。

その後、2023年の閣議決定においては、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、市区町村が基本的な役割を果たすことを求められている。

障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためには、市、事業者、そして大人や子ども、高齢者や障がい者も含めた市民一人ひとりが、今なお社会に存在する様々な障壁や、障がいに対する誤解や偏見をなくしていかなければならない。

ここに町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障がい者を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がい者を理由とする差別の解消に関する取組について必要な事項を定めることにより、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障がい者等 障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障害の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいう。
- (5) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除、制限その他障がいがない者と異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害するものをいう。
- (6) 合理的な配慮 社会的障壁の除去のために、障がい者の年齢、性別、障がいの状況等に応じて行われる必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

(7) 障がいを理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利又は利益を侵害することをいう。

(8) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市を訪れる者をいう。

#### (基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) 全ての人は、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく暮らす権利を有し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。

(2) 障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者及び障害の社会モデル（以下「障害の社会モデル等」という。）に関する理解不足から生じていることを踏まえ、市、事業者及び市民等は、障害の社会モデル等について理解を深めること。

(3) 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的な対話のもと相互に協力していくこと。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障害の社会モデル等に関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。

3 市は、市職員が障害の社会モデル等についての理解を深めるための取組を行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- (3) 市が実施する障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- (4) 従業者に対し、障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ること。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 市又は事業者が実施する、障がい者を理由とする差別を解消するための取組に協力すること。

(障がい者等の役割)

第7条 障がい者等は、社会的障壁を適切に除去するため、障がい者を理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 意思の疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (2) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供する場合
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
- (4) 重要な財産の契約を行う場合
- (5) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
- (6) 就労に係る相談対応又は支援を行う場合
- (7) 医療、介護又はリハビリテーションを提供する場合
- (8) 福祉サービスを提供する場合
- (9) 教育を行う場合
- (10) 保育を行う場合
- (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
- (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
- (13) 選挙を行う場合
- (14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務又は事業が社会的障壁となっている場合

2 市民等は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市民等の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をするよう努めなければならない。

（相談等）

第10条 障がい者等は、市又は市が委託する相談機関（以下「委託相談機関」という。）に対し、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）をすることができる。

2 委託相談機関は、差別相談を受けたときは、速やかにその内容を市に報告するものとする。

3 市は、差別相談又は前項の規定による報告を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 相談者に対する情報の提供

(2) 当該差別相談の関係者間の調整

(3) 相談者に対する関係行政機関の紹介

4 差別相談の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定により市が行う調査及び調整に協力しなければならない。

(助言又はあっせんの申立て)

第11条 障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者（以下この項及び第15条第3項第2号において「家族等」という。）は、当該障がい者に対する障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に対し、その解決に必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、家族等が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から起算して3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

(4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

(5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号）第9条の規定による東京都知事に対するあっせんの求めがなさ

れているとき。

(6) 申立ての原因となる対象事案が市外で発生したものであるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、申立てを行うことが適当でないと市長が認めるとき。

(事実の調査)

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、対象事案に係る事実について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第13条 市長は、第11条第1項の申立てがあったときは、第15条第1項に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否及び内容について諮問するものとする。

2 町田市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんの適否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る対象事案の関係者(次項において「申立関係者」という。)に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による諮問に係る答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適切であると判断したときは、申立関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告及び公表)

第14条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者（事業者に限る。次項において同じ。）が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委員会の設置）

第15条 障がい者理由とする差別の解消の推進を図るため、市長の附属機関として、町田市障がい者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者 2人以内

（2）障がい者及び家族等 2人以内

（3）事業者の代表 2人以内

（4）福祉関係団体の代表 1人

4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

9 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。



10 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

本資料は答申前のため、委員止まり

町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

逐条解説（案）

町田市地域福祉部障がい福祉課

はじめに

本逐条解説は、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例の内容について、個別具体的に説明するものです。

条例の内容についてご理解いただくことで、障がいを理由とする差別をなくし、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指していくものです。

※この逐条解説は、必要に応じて内容の見直しを行います。

※本条例における「障害」の表記については、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞を除き、「障がい」と表記しております。

## 前文

障がいがある人もない人もみな、かけがえのない個人として尊重され、地域社会の一員として、自らの意思で日々の生活を選択し、余暇を楽しみ、自分らしく生きる権利をもっている。

こうした考えのもと、町田市では1972年に全国で初めて車いすのままで乗車できるリフト付きバス「やまゆり号」の運行を開始して以来、全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、市内にある鉄道の駅の全てにエレベーターを設置するなど、福祉のまちづくりの取組を行ってきた。

また、1998年に障がい者施策の基本理念を「いのちの価値に優劣はない」と定め、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しくかがやかせることができるよう、障がい者の社会参加の機会を設ける取組を進めてきた。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の折には、パラリンピアンとの交流をきっかけに、国からこれまでの福祉のまちづくりや心のバリアフリーの取組などが評価され、2020年に「共生社会ホストタウン」の認定を受けている。

その後、2023年の閣議決定においては、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、市区町村が基本的な役割を果たすことを求められている。

障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためには、市、事業者、そして大人や子ども、高齢者や障がい者も含めた市民一人ひとりが、今なお社会に存在する様々な障壁や、障がいに対する誤解や偏見をなくしていかなければならない。

ここに町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができ共生社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

## 【解説】

前文は、条例制定の背景、理念や目的を明らかにするために設けるものです。この条例により、全ての人々が障がいについての理解を深め、差別がない社会、障壁のない社会、ともに生きられる社会を目指します。障がい者差別をなくすためには、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠であることから、広く市民に条例の趣旨を理解してもらうために前文を設けました。

## 【差別解消に向けた法整備】

全ての人々は、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。しかし、障がいがある人は差別、排除、制限をされてきた過去があり、障がいや障がいがある人に対する誤解、偏見又は理解不足から生じる差別が今なお存在しています。

2006年に、国際連合で障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択されたことを機に、障がいがある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を取り除き、障がいを理由とした差別をなくし、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになりました。

日本国内においても、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定等、法整備を進め、2014年に障害者権利条約を批准するに至りました。さらに、同条約批准後は、「障害者差別解消法」の改正や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されたことで、障がいがある人もない人も共に支え合って暮らしていくことのできるまちづくりを、今まで以上に目指す必要があります。

#### 【条例制定前の町田市取組】

町田市は1968年に「日本聾話学校」、1974年に「都立町田養護学校（現町田の丘学園）」が開校し、町田美術工芸館や大賀藕絲館などの福祉作業所、町田リス園やダリア園などの観光施設や公共施設内の売店、レストランなどの障がい者が学ぶ場、働く場を整備して、市民が障がいがある人と関わる機会をもてる環境を設け、障がいへの理解を促進してきました。

国内外の法整備の流れと連動して、1998年の町田市障がい者計画策定時に「いのちの価値に優劣はない」という基本理念を掲げ、取組を行ってきました。その取組をさらに進め、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」のもとバリアフリーを推進し、障がいがある人の外出や社会参加の機会拡大を図りました。また、パラバトミントンのインドネシア代表が町田市で合宿を行ったことをきっかけに、2019年4月にはインドネシアのホストタウン登録を行い、2020年に国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けました。

#### 【条例に込められた想い】

町田市も含め、世の中には依然として多くの障がいがある人やその家族が、店などの対応、医療機関、教育・育児、交通機関など様々な場面で、障がいに対する誤解や偏見による不当な差別的取り扱いを受け、障がいがある人の権利が侵害されている状態があります。これらの障がいがある人が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、社会的障壁を取り除くことは社会全体の責任です。さらに、多様性が認められ、様々な人が地域でともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。

障がいがある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちの実現のため、市、事業者、市民等など全ての者が連携し、障がいを理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければなりません。

#### 【共生社会の実現を目指して】

障がいを理由とした差別を受けることのない社会、障がいがある人の生活を制限しているあらゆる障壁・困難が取り除かれ、安心して豊かな生活が送れる社会、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について必要な事項を定めることにより、全ての人々が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例をつくった目的を規定します。これは、条例を解釈し、運用する場合の基本となるものです。

市、事業者及び市民等の責務を定めるとともに、障がい者の役割についても明記します。障がいを理由とする差別を無くすこと、共生社会の実現を一層すすめていくことを条例の目的としています。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【解説】

第2条では、この条例で使う用語について、その意味を明確にし、人によって解釈の仕方に違いが生じないように規定します。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【解説】

「障がい者」の定義は、障害者基本法及び障害者差別解消法の定義に合わせて規定

しています。「その他心身の機能の障がい」には難病やLGBTQ+等に起因する障がいも含まれています。障害者手帳を持っているかどうかに関わらず、この定義に当てはまる人が対象になります。

なお、市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

<参考>

## ■ 障害者権利条約

(目的)

第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

## ■ 障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## ■ 障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## ■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知

的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

**(2) 障がい者等 障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者をいう。**

**【解説】**

「障がい者等」に含まれる、障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者は、障がい者本人による意思の表明が難しい場合に支援する人たちです。「その他の関係者」とは、障がい者の後見人や保佐人、障がい者を支援する相談支援事業者や福祉事業者、障がい者の友人や同僚などのように、日常生活又は社会生活において当該障がい者とかわりのある者のほか、事業者も含まれています。

**(3) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。**

**【解説】**

「社会的障壁」とは、障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念等を指します。これは、障害者差別解消法の規定と同じ趣旨になります。

「社会的障壁」となる事物、制度、慣行、観念とは具体的には次のような場合です。

○事物

通行や利用がしにくい施設、設備等

(例)・道路や建物内にある段差。

・扉の開閉や通路の幅が狭く車いすで利用しにくい等。

○制度

利用しにくい制度

(例)・入学試験や資格試験などで、障がいを理由に受験を制限する。

・障がいがあると加入できない会員規約等。

○慣行

障がい者の存在を意識していない慣習や文化等

(例)・音声のみのアナウンス。(聴覚障がい者の存在を意識していない)

・タッチパネルのみの操作盤。(視覚障がい者の存在を意識していない)

○観念

障がい者への偏見、障がいに対する無理解・無意識による差別等

(例)・障がい者を奇異な目で見たり、こわい、かわいそうな存在と決めつける。

・大人の知的障がい者に、子どもに対するような言動で対応する等。



<参考>

## ■ 障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(4) 障害の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいう。

### 【解説】

「障害の社会モデル」とは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と向きあうことによって発生するという考え方です。そのため障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉えます。

障がいを個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える「医学モデル」の考え方もありますが、「障害者権利条約」、「障害者基本法」では「社会モデル」の考え方へと変化しています。



<参考>

## ■ 東京都差別解消条例

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ～ 四 (略)

五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害の

みに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

**(5) 不当な差別的取扱い** 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除、制限その他障がいがない者と異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害するものをいう。

**【解説】**

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいがない人と異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いといいます。

「正当な理由」にあたるのは、客観的に正当な目的（安全の確保、財産の保全、事務又は事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）に照らしてやむを得ないと言える場合です。第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」があることが必要です。障がいを理由として異なる取扱いをすることは原則として認められないため、「正当な理由」があると言える場合は極めて限定的な場合に限られます。このため、本当に客観的に見て正当な目的があり、その目的に照らしてやむを得ないといえるのかどうかを慎重に判断する必要があります。正当な理由がある場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要があります。

**(6) 合理的な配慮** 社会的障壁の除去のために、障がい者の年齢、性別、障がいの状況等に応じて行われる必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

**【解説】**

「合理的な配慮」は障害の社会モデルの考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

「過重な負担」については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、代替手段の話し合いを行うことが求められます。

- 事務・事業への影響の程度
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

<参考>

## ■ 障害者差別解消法

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(7) 障がい者を理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利又は利益を侵害することをいう。

### 【解説】

「障がい者を理由とする差別」とは、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」が差別にあたると解されています。この条例でも「不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮をしないこと」を差別と定義します。

<参考>

## ■ 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(8) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市を訪れる者をいう。

【解説】

「市民等」とは、市内在住、在勤、在学者に町田市を訪れる者を含めて市民等と定義するものです。市内での障がい者への差別は、市民だけでなく市外から来られる方にも起こる可能性があります。市内に観光や買い物等で市外から訪れる来訪者も市民等の定義に含めるものです。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての人は、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく暮らす権利を有し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- (2) 障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者及び障害の社会モデル（以下「障害の社会モデル等」という。）に関する理解不足から生じていることを踏まえ、市、事業者及び市民等は、障害の社会モデル等について理解を深めること。
- (3) 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的な対話のもと相互に協力していくこと。

【解説】

第3条では、障がいを理由とする差別をなくすため、この条例全体に共通する考え方や視点を規定します。

前文にある「年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会」を実現するための考え方を示しています。

(1) では、全ての障がい者が、差別を受けることなく、地域で自立して生活したり、社会参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されることを規定しています。

(2) では、障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障害の社会モデル等に関する理解不足が原因となっています。そのため、障害の社会モデル等について知ること、理解を深めることが差別解消に繋がります。差別解消と理解啓発は相互に関連していて、双方に関する取組は一体的に行われる必要があることを規定しています。

(3) では、障がいがある人もない人もお互いにその多様性を認め、関わり合い、協力することによって、差別が解消され、第1条で目的として掲げている「共生社会の実現に寄与すること」を目指すことを規定しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障害の社会モデル等に関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。
- 3 市は、市職員が障害の社会モデル等についての理解を深めるための取組を行わなければならない。

【解説】

第4条では、市の責務について規定します。

市の基本的な責務として、障がい者差別解消のための施策を実施すること、相談及び紛争解決のための体制整備を図ること、事業者及び市民等に対する理解啓発を行うこと、市職員が障害の社会モデル等について理解を深めるための取組を行うことを規定するものです。相談及び紛争解決のための体制整備についての具体的な規定は、第10条（相談等）以降に規定しています。

<参考>

■ 障害者差別解消法

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 障がい者差別の解消の推進に取り組むこと。
- (3) 市が実施する障がい者差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- (4) 従業者に対し、障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ること。

## 【解説】

第5条では、事業者の責務を規定します。

事業者の基本的な責務として、障害の社会モデル等について理解を深めること、障がい者差別解消の推進に取り組むこと、市が実施する障がい者差別解消のための施策に協力すること、従業員に対して障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ることを規定しています。

## <参考>

### ■ 障害者差別解消法

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。※

※障害者差別解消法では2024年4月1日から事業者の合理的な配慮が努力義務を義務とする改正法が施行されます。（「合理的な配慮をするように努めなければならない。」→「合理的な配慮をしなければならない。」）

### (市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。

(2) 市又は事業者が実施する、障がいを理由とする差別を解消するための取組に協力すること。

## 【解説】

第6条では、市民等の責務について規定します。

市民アンケート（「町田ちょこっとアンケート」2023年5月実施）では障がい者が身近にいない市民の約9割が、障害者差別解消法について内容を知らないと回答しています。

障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障害の社会モデル等に関する理解不足が原因となっています。障がいを理由とする差別をなくすためには、障害の社会モデル等について、市民等が自ら積極的に理解を深めることが重要であることを踏まえ、市民等の責務を規定しています。

<参考>

## ■ 障害者差別解消法

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(障がい者等の役割)

第7条 障がい者等は、社会的障壁を適切に除去するため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとする。

【解説】

第7条では、障がい者等の役割について規定します。

町田市では「全ての人々が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。」を条例の目的としています。

障がいがある人もない人も、それぞれの立場を理解し、現状をより良くするためにお互いに歩み寄って前向きに協力していくことが必要です。そのため、障がい者および支援者が発信することを重要な役割としています。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

【解説】

第8条では、差別の禁止について定めたもので、障害者基本法第4条第1項と同趣旨の規定です。

障がい者に対する不当な差別的取扱いを、全ての人に禁止することを規定します。不当な差別的取扱いの例は以下のとおりです。

(例)

- 障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする。
- 障がいがあることを理由に受験や入学を拒否する。
- 障がいがあることを理由に乗車を拒否する。
- 障がい者向けの物件はない、と言って対応しない。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人のみに話しかける。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れての入店を拒否する。

<参考>

## ■ 障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 意思の疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (2) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供する場合
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
- (4) 重要な財産の契約を行う場合
- (5) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
- (6) 就労に係る相談対応又は支援を行う場合
- (7) 医療、介護又はリハビリテーションを提供する場合
- (8) 福祉サービスを提供する場合
- (9) 教育を行う場合
- (10) 保育を行う場合
- (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
- (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
- (13) 選挙を行う場合

(14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務又は事業が社会的障壁となっている場合

2 市民等は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市民等の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をするよう努めなければならない。

### 【解説】

第9条では、市及び事業者に対して、障がい者への合理的な配慮を義務付ける規定です。障害者基本法第4条第2項と同趣旨の規定です。

第1項では、障がい者やその家族等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、市と事業者は合理的な配慮をする義務があります。

合理的な配慮の内容については、個々の事例によって個別かつ具体的な内容になることが想定され、技術の進歩や社会情勢の変化に応じて変わり得るものです。各場面で想定される合理的な配慮は以下のとおりです。



(1)	<p>障がい者が意思の疎通を図ること、必要な情報にアクセスできることは、障がい者の生活に必要不可欠です。障がいのない人と同じように情報のやり取りが保障されるためには、発信と受信で障がいの特性に応じた配慮をしていくことと、また技術の進歩を取り入れていくことも重要です。</p> <p>(例) ・障がい者向けのガイドブックに音声版や点字版、ホームページからもダウンロードできるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演の際に講演内容の文字通訳が表示されるモニターの設置や、手話通訳者を配置する。</li> <li>・盲ろう者が会議に出席した際に通訳・介助者が盲ろう者と意思疎通しやすい座席の確保を行い、通訳・介助者用の資料も準備する。</li> </ul>
(2)	<p>不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む）とは、市役所・公園・道路・図書館・学校（災害時の指定避難所を含む）等のほか、鉄道・バス・タクシーなどの車両等、駅やバス停等の交通施設、病院・店舗・劇場・集会場等の不特定多数の人の利用に供する施設をいいます。</p> <p>(例) ・車いす用の利用に対する配慮（スロープや手すりの設置、受付を車いすに合わせた高さにする）をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字情報以外の案内方法（音声、点字、手話）を用意する。</li> <li>・コミュニケーション支援ボードを活用して意思の疎通を図る。</li> </ul>
(3)	<p>商業施設や店舗、飲食店や遊戯施設等での商品の販売やサービスの提供全般を指しています。</p> <p>(例) ・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）などコミュニケーションにおいて工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注文や問い合わせ等の際し、インターネット（文字）によるものだけでなく電話（音声）等でも対応できるようにする。</li> </ul>
(4)	<p>不動産・動産取引など重要な契約を行う場合に、障がい者本人の希望に沿って契約を行うことが必要です。</p> <p>(例) ・契約時の要望などを自分で説明することが難しい人のため、必要に応じて介助者や手話通訳者から説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書などで自筆が難しい人のため、代筆についてのどのように対応するかマニュアルを定める。</li> </ul>
(5)	<p>雇用者は障がい者の雇用や労働環境に対して配慮が必要です。また障がい者が就労し働き続けるためには相談支援の継続が必要です。</p> <p>(例) ・個々の障がいに応じて労働環境や労働条件を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接時に、就労支援機関の職員の同席を認める。</li> </ul>
(7)	<p>病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーションなどの医療、健康診査、予防接種などを指しています。</p> <p>介護には、訪問介護、通所介護、介護老人保健施設などの介護保険サービスも含まれます。</p> <p>(例) ・聴覚障がい者が受診した際に筆談で対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人が多い待合室では落ち着かない方のため安心できるスペースを用意する。</li> </ul>

(8)	<p>福祉サービスには、障害福祉サービスや児童福祉サービス等、全ての福祉サービスを含みます。</p> <p>(例) ・障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、申出に応じてルール、慣行を柔軟に変更する。</p> <p>・施設内放送を文字化（電光掲示板等で表示）する。</p>
(9)	<p>教育には小中学校、高校等のほか、幼稚園を含みます。障がいのある子どもの年齢や特性に応じ、その特性を踏まえた教育・療育・保育が受けられるようにするための支援を行う必要があります。</p>
(10)	<p>(例) ・発達障がいにより掲示物が視界にあると集中できない生徒に対応するため、掲示スペースを教室の後ろ側へ移設する。</p> <p>・入学試験において、本来の目的を損ねない範囲で別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。</p>
(11)	<p>災害時には障がい者でない者と異なる配慮を必要とする場面があることに注意が必要です。</p> <p>(例) ・警報サイレンと連動して視覚で認識できる警報補助装置を部屋に設置する。</p> <p>・避難所で配給を行う際に、長時間並ぶことが障がいを理由に難しい場合は別途配給を行うようにする。</p> <p>・電車やバスが事故で止まったり、遅れたりしたときに、パニックにならないような、状況が理解できる丁寧なアナウンスや文字情報での情報発信を心掛ける。</p>
(12)	<p>文化、スポーツ又は芸術のような余暇の活動が保障されることは、障がいの有無にかかわらず、充実した生活を送るために必要です。</p> <p>(例) ・盲ろう者が一人でスポーツジムを利用する際にスタッフが施設内の案内誘導をするようにする。</p> <p>・図書館で視覚障がい者に向けてボランティアによる対面朗読のサービスを行う。</p>
(13)	<p>選挙権は憲法で保障された権利のため、障がいの特性に関わらず誰もが選挙に参加できるような支援が必要です。</p> <p>(例) ・視覚障がい者用に選挙公報の音声CD版を作成する。</p> <p>・障がいにより自身で記入することが難しいので投票所の係員が本人に意思確認のうえで代理記入する。</p>

第2項では、市民等に対して社会的障壁の除去および合理的な配慮を努力義務としています。市民一人ひとりが障がいや障がい者への理解を深め、誰もが身近な地域で支え合いながら、社会的障壁の除去および合理的な配慮をすることで、障がいを理由とした差別を受けることのない共生社会の実現につながります。直ちに合理的な配慮が行えない場合には、当事者双方が建設的な対話を通じて柔軟に対応することが求められます。

(相談等)

- 第10条 障がい者等は、市又は市が委託する相談機関（以下「委託相談機関」という。）に対し、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）をすることができる。
- 2 委託相談機関は、差別相談を受けたときは、速やかにその内容を市に報告するものとする。
- 3 市は、差別相談又は前項の規定による報告を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 相談者に対する情報の提供
- (2) 当該差別相談の関係者間の調整
- (3) 相談者に対する関係行政機関の紹介
- 4 差別相談の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定により市が行う調査及び調整に協力しなければならない。

【解説】

第10条では、市が実施する障がいを理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）について規定します。障がい者差別に関わる相談を広く受け付け、第13条に規定する助言又はあっせんによる紛争解決の前に、相互理解に基づく建設的な対話等での調整を図ります。建設的な対話等によって解決に至らない場合は、第11条に規定する助言又はあっせんの申立てをすることができます。

第1項では、本条に基づく差別に関する相談（差別を受けた、差別の疑いのある事案を発見したときなど）を「差別相談」と言い、市又は市が委託する相談機関等（以下「委託相談機関等」という。）が窓口となって、差別相談を受けることを規定しています。委託相談機関等は市内の障がい者支援センターを想定しています。

第2項では、差別相談を受けた委託相談機関等は、速やかに相談内容を市に報告するものと規定しています。

第3項では、市が、差別相談を受けた際、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて(1)から(3)の事項を行うものとして規定しています。

第4項では、差別相談に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならないことを規定しています。

「相談者に対する情報の提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、差別相談を行った者に対して、相談内容の解決のために情報提供を行うことです。

「当該差別相談の関係者間の調整」とは、相談内容によっては、差別相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、差別相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを規定しています。

「相談者に対する関係行政機関の紹介」とは、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を紹介することを規定しています。法律相談や訴訟手続に関する事項については、市が行う法律相談や、日本司法支援センター（いわゆる「法テラス」）等を紹介することもあります。（法テラスとは、国民がどこでも法的トラブル

の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された機関のことで。）

「正当な理由がある場合」とは、法律上又は契約上の守秘義務や、災害、入院、長期不在など、法的あるいは物理的に事実確認の対応や市の助言等を受けることができないような場合を指します。

<参考>

## ■ 障害者差別解消法

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（助言又はあっせんの申立て）

第11条 障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者（以下この項及び第15条第3項第2号において「家族等」という。）は、当該障がい者に対する障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に対し、その解決に必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、家族等が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申立てをすることができない。

（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

（2）申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から起算して3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

（3）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

（4）現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

（5）東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号）第9条の規定による東京都知事に対するあっせんの求めがなされているとき。

（6）申立ての原因となる対象事案が市外で発生したものであるとき。

（7）前各号に掲げるもののほか、申立てを行うことが適当でないと市長が認めるとき。

## 【解説】

第11条では、差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）解決するために必要な助言又はあっせんについて規定します。

なお、第10条に規定する差別相談を経ずに助言又はあっせんの申立ての手続きをすることも可能ですが、基本的には、差別相談として調整しても解決に至らなかった場合に、本条の申立ての手続きに進むことを想定しています。

第1項では、差別に該当すると思われる事案を「対象事案」と言い、市長に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができることを規定します。申立てができる対象事案は、町田市の区域内で発生した障がいを理由とする差別に関する事案です。申立てができる障がい者は、市内在住・在勤・在学者に限らず、買い物や観光等で町田市を訪れる人を含みます。

助言又はあっせんについて、障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者に代わり、申立てをすることができることを定めています。ただし、明らかに当該障がい者の意思に反するものである場合には認められません。

なお、第10条に規定した「差別相談」と異なり、「あっせんの申立て」は、第14条第2項に規定した「公表」という不利益処分につながる手続きであるため、申立てのできる者を障がい者本人のほか、「その他障がい者を現に保護する者」としています。「その他障がい者を現に保護する者」とは、知的障害者福祉法の知的障害者相談員の規定に合わせて、成年後見人や保佐人等、障がい者の日常生活において外出や各種手続き、相談等の支援を行っている者を指します。

第2項では(1)から(7)のいずれかに該当する場合においては、申立てをすることはできない事項を明示しています。

#### <参考>

「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、申立てをした者（あるいは差別をしたとされる者）に、第三者の立場から解決策を提示することを指します。

「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、市長が申立てをした者と差別をしたとされる者の間に入り、第三者の立場から双方に解決案を提示することを指します。

「家族等」とは、後見人や保護者、障がい者を支援する相談支援事業者や通所施設等の福祉事業者等を指します。

## ■ 知的障害者福祉法

(知的障害者相談員)

第十五条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

## ■ 民法

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

**(事実の調査)**

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、対象事案に係る事実について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

**【解説】**

第12条では、対象事案の調査について規定します。調査に当たっては十分な聞き取りを行うとともに、対象事案の関係者に対しても調査に協力することを求めています。

第10条に基づき、市は、差別相談を受けた際も事実の確認又は調査を行うことを規定しています。助言又はあっせんにあたり、更に調査が必要な場合や、差別相談を経ずに申立てがある場合を想定し、第11条の申立てがあった際にも事実の調査ができるよう規定しています。

**<参考>**

「調査」とは、相手方の協力に基づき、事情を聞いたり、状況を確認したりするなど、町田市障がい者差別解消調整委員会が意見を出すために必要な情報を収集する活動のことです。「調査」には、無断で住居に立ち入る活動や、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれません。

**(助言又はあっせん)**

第13条 市長は、第11条第1項の申立てがあったときは、第15条第1項に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否及び内容について諮問するものとする。

2 町田市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあっせんの適否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る対象事案の関係者（次項において「申立関係者」という。）に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による諮問に係る答申を受け、助言又はあっせんを行うことが適切であると判断したときは、申立関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

**【解説】**

第13条では、対象事案を適切に解決するために必要な助言又はあっせんを行うことについて規定します。

第1項では、市長は、助言又はあっせんの申立てがあったとき、助言又はあっせんが必要かどうか、また、助言又はあっせんの内容について、町田市障がい者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることを規定しています。

第2項では、委員会は前項で規定されている内容を協議するにあたって、対象事案について詳しい情報が必要であると認められるときは、関係者に対して、委員会へ出席し、説明をしてもらい、意見を聴いたり、資料の提出を求めることができます。

第3項では、市長は、委員会の意見を尊重した上で、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うことを規定しています。

#### （勧告及び公表）

第14条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者（事業者に限る。次項において同じ。）が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 【解説】

第14条では、勧告及び公表の仕組みを規定します。

市長は、対象事案に関係する者が正当な理由なく助言又はあっせんに従わないとき、勧告することができます。正当な理由なくその勧告にも従わない場合、市長は、事業者に限りその旨を公表することができます。公表する内容は、勧告を受けた者の名称、所在地、勧告の内容です。

市長は公表を行う場合、あらかじめ勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えなければなりません。

#### <参考>

#### ■ 障害者差別解消法

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※障害者差別解消法第八条は、事業者における障害を理由とする差別の禁止について規定しています。

(委員会の設置)

第15条 障がい者差別解消の推進を図るため、市長の附属機関として、町田市障がい者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 障がい者及び家族等 2人以内

(3) 事業者の代表 2人以内

(4) 福祉関係団体の代表 1人

4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

9 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

10 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

【解説】

第15条では、委員会の組織及び運営について必要な事項を規定します。

第1項では、委員会は、第13条第1項に基づき、助言又はあっせんに関して市長から意見を求められる役割をもっていることから、地方自治法第138条の4第3項に基づく、市長の附属機関として位置付けます。

第2項では、委員会は第13条第1項に規定する助言又はあっせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申することを規定しています。

第3項では、委員会の委員は、(1) 障がいの分野に学識がありそれに基づいて意見を述べることができる者、(2) 第11条第1項に規定する家族等、(3) 事業者に所属し、事業者の代表として意見を述べるすることができる者、(4) 福祉関係団体に所属し、障がい者当事者又は障がい支援者であり団体の代表として意見を述べるることができる者で構成されることを規定しています。なお、ここでいう代表とは理事者という意味ではなく、団体から推薦をされるなどして選ばれた者です。

第4項から第10項までは委員の任期、再任、委員長、臨時委員の任期について規定しています。



第11項では、委員会の委員が、職務上知り得た秘密を漏らしたり、不当な目的に利用したりすることを禁止しています。委員退任後も同じ扱いとします。

<参考>

## ■ 障害者差別解消法

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 (略)

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4以降 (略)

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## ■ 地方自治法

第三百三十八条の四 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第16条では、条例施行に当たり、各条文に基づいた手続きの様式（書式）は施行規則等を別途定めて運用することを規定します。

様式（書式）については市のホームページに掲載する予定です。

# 町田市障がい者プラン21-26 (後期計画)

〔 第6次町田市障がい者計画  
町田市障がい福祉事業計画 (第7期計画) 〕

**(素案)**

2024年3月

町 田 市

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○「障がいがある人」と「障がい者」の表現について

この計画では、基本的に「障がいがある人」という表現を使っています。「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（一番だいじな想い）	3
2 基本視点（大切に考える考え方）	5
3 基本目標（とりくみの大きな柱）	6
4 計画の位置づけと期間	8
5 施策の体系（とりくみの全体像）	10

## 第2章 町田市がとりくむこと

用語の説明	14
分野別の課題と施策	15
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	15
2 暮らすこと	21
3 日中活動・働くこと	30
4 相談すること	39
5 家庭を築くこと・家族を支えること	44
6 保健・医療のこと	48
7 情報アクセシビリティのこと	51
8 生活環境と安全・安心のこと	56
9 差別をなくすこと・権利を守ること	59
10 行政サービスのこと	64
11 理解・協働のこと	66
国の指針と町田市の考え方	70

## 第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進のために	81
2 計画の点検と評価	84

## 巻末資料

1 障がいがある人の状況	87
2 サービス内容一覧	95
3 障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧	100
4 区市町村別サービスの提供状況	104
5 計画策定の背景	108
6 計画の検討経過	109
7 計画の検討体制	113



# 第1章

## 計画の基本的な考え方





## いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

### 1つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さすかった命を大切に  
また、だいじにされて生きる権利をもっています。

### 2つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。  
地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。  
生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で  
必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

### 3つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり  
時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり  
支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。  
人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく  
自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を  
一番だいじにしてこの計画をつくります。

## 共生社会の実現に向けて

「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※1 を目指していく必要があります。

「生命」の意味  
の「いのち」

### (1) 差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的な配慮※2 が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味  
の「いのち」

### (2) 障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がもらえる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味  
の「いのち」

### (3) とともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※1 共生社会

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※2 合理的な配慮

障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的な配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的な配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的な配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

# 2

## 基本視点（大切にしている考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

### 視点（1）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者ではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

### 視点（2）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わるができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

### 視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。

とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

そこで施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

# 3

## 基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな3つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P7参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

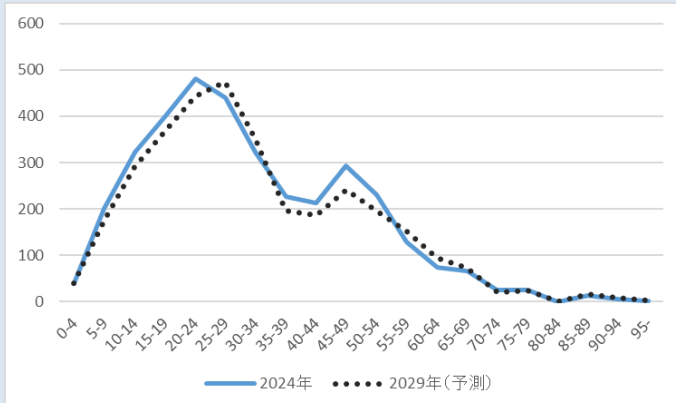
### 目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。※手帳所持者数はP88-92参照

<町田市の知的障がい者（愛の手帳所持者）数の推計>



<将来望む生活について（自由記述）>

#### 住み慣れた町田市で暮らし続けたい（145件）

- ・必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。
- ・できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。
- ・障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。
- ・今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

実態調査では、将来望む生活として「住み慣れた町田市で暮らし続けたい」という声が多く寄せられていました。

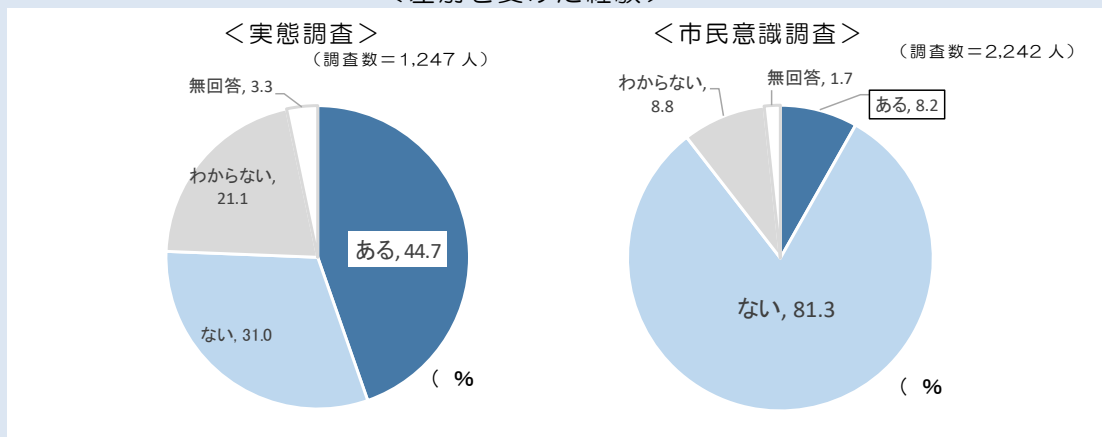
## 目標 2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7%にのぼっています。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている方は8.2%にとどまっており、障がいの有・無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

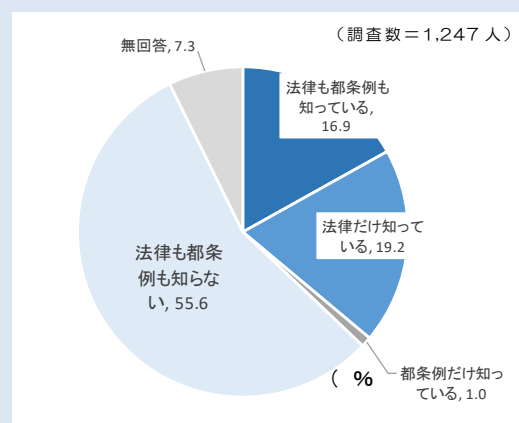
### <差別を受けた経験>



※2018年度町田市市民意識調査  
(障がいがない人も対象にした調査)

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6%にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

### <法令の認知(実態調査)>



### <町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査(実態調査)>

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は「町田市ホームページ>トップページ>医療・福祉>障がい者のための福祉>障がい福祉課からのお知らせ>町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

# 4

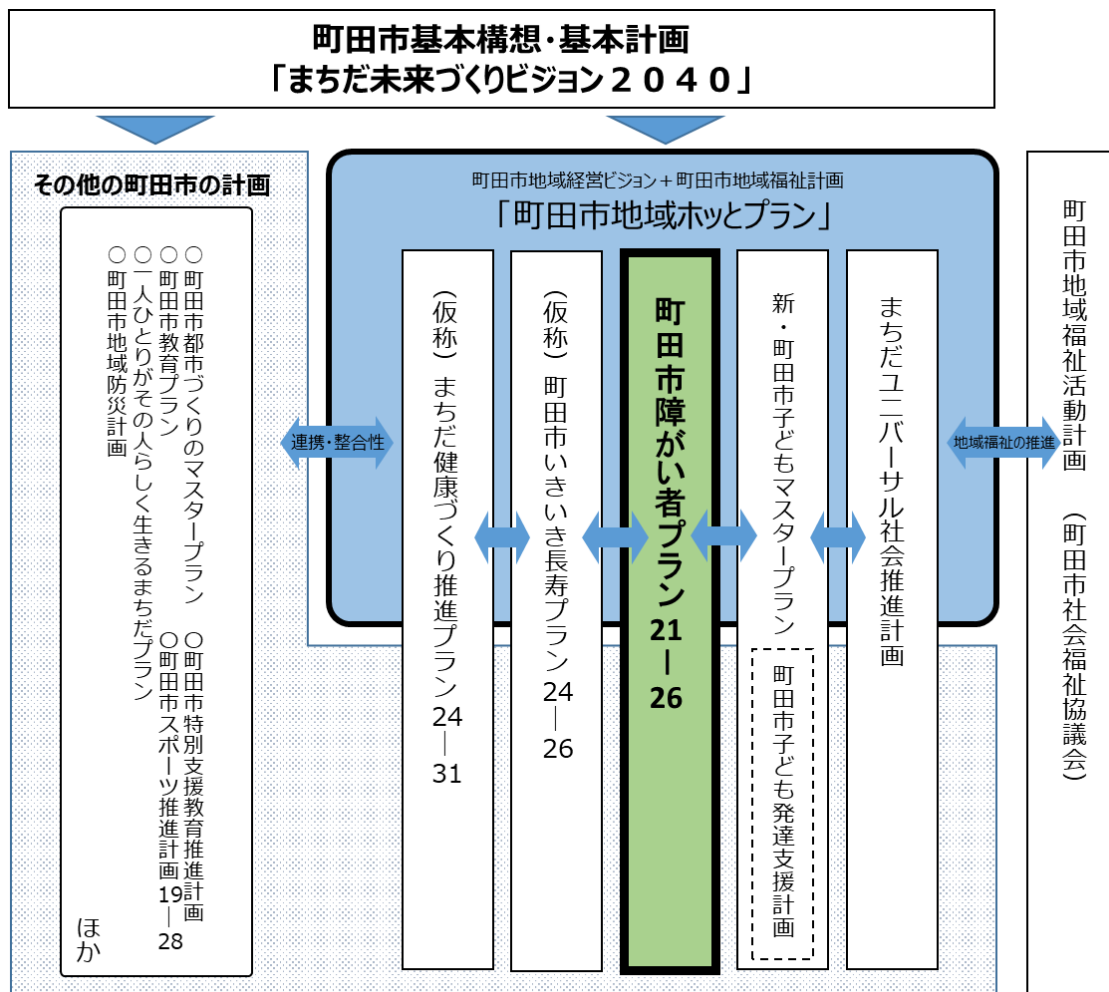
## 計画の位置づけと期間

### 計画の位置づけ

- この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、特に、基本施策 7-1「一人ひとりの個性を大切に作る地域をつくる」と連動しています。
- 「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画のひとつとして位置付け、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。
- この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

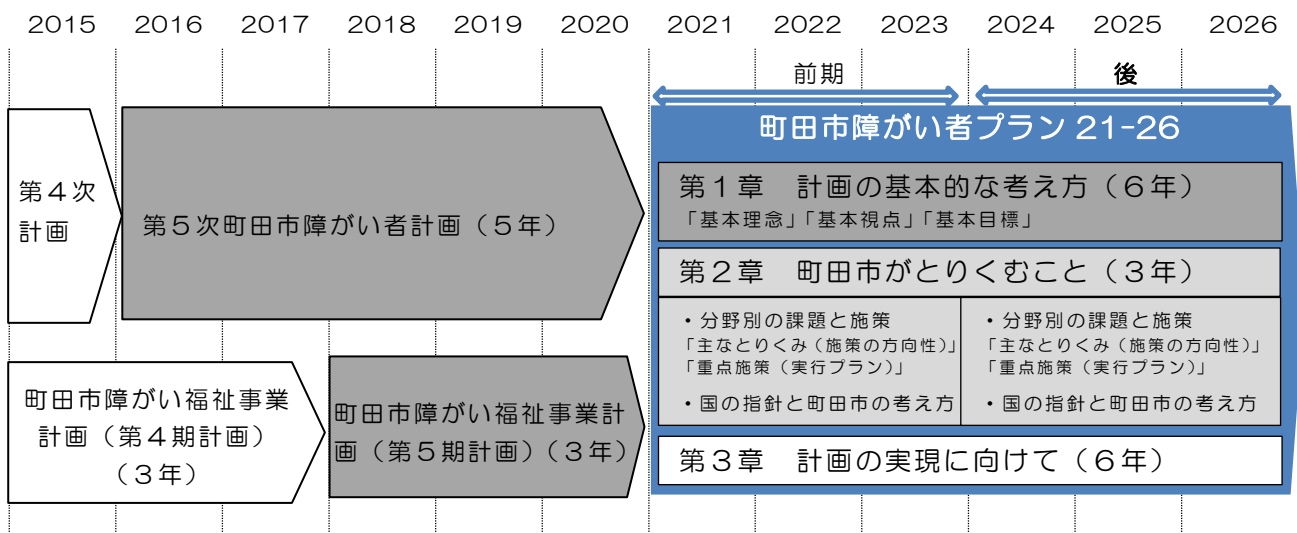
	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	・ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障がいがある人の施策の基本計画	・ 障がいがある人の施策の基本理念や方向性	・ 基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）
町田市障がい福祉事業計画	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・ 障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）	・ 障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標	

- この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のくらし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点を持ち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。
- なお、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。



### 計画の期間

・計画期間は 2021 年度から 2026 年度の 6 年間です。2021 年度から 2023 年度までの 3 年間を前期、2024 年度から 2026 年度を後期としており、本冊子では、後期の計画内容を記載しています。



・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

# 5

## 施策の体系（とりくみの全体像）

### 基本理念

### 基本目標

### 施策分野

### 重点施策（実行プラン）

いのちの価値に優劣はない

1  
地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

2  
障がい理解を促進し、差別をなくす

1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと



- 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
- 障がいがある人の生涯学習機会の充実

重点  
施策 1 P18

重点  
施策 2 P19

2 暮らすこと



- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
- グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の検討

重点  
施策 3 P25

重点  
施策 4 P26

重点  
施策 5 P27

3 日中活動・働くこと



- 重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定
- 障がい者雇用の促進に関するとりくみ（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大

重点  
施策 6 P34

重点  
施策 7 P35

重点  
施策 8 P36

4 相談すること



- 相談支援体制の強化
- 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援

重点  
施策 9 P41

重点  
施策 10 P42

5 家庭を築くこと・家族を支えること



- 短期入所事業所の基盤整備

重点  
施策 11 P46

6 保健・医療のこと



- 医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知

重点  
施策 12 P50

7 情報アクセシビリティのこと



- 聴覚障がい者等への理解及び手話の普及促進
- 市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

重点  
施策 13 P53

重点  
施策 14 P54

8 生活環境と安全・安心のこと



- 避難体制の充実

重点  
施策 15 P58

9 差別をなくすこと・権利を守ること



- 障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備

重点  
施策 16 P62

10 行政サービスのこと



- 行政窓口における意思疎通の環境整備

重点  
施策 17 P65

11 理解・協働のこと



- 障がい福祉人材の確保方策

重点  
施策 18 P68



「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画は、SDGsの目標のうち特に、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。



## 第2章

# 町田市がとりくむこと

## 用語の説明

### ◆分野別の課題と施策

#### 現状と課題

実態調査結果や前計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

#### 主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみの方向性に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

#### 重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行う。

#### この分野に関するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの 2023 年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、見込を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

### ◆国の指針と町田市のお考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。（市の考え方を示すにあたり町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）を振り返り、現状・課題を整理した結果も併せて掲載している。）

指針で示された課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

## 分野別の課題と施策

### 1

## 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

### 現状と課題

#### 【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。
- スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していきます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があります。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が多くなる傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

## 【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声が上がられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

## 【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある方の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが、障がいの有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けた取組を推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にも繋がっています。しかし、在籍する学級生が多い一方で、ボランティアスタッフは減少傾向にあり、事業の継続が難しくなっているという課題があります。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討します。
- 生涯学習センターでは、2020 年度から 2023 年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事意見が多くあげられています。

- 市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- 実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

## 主なとりくみ

### 【スポーツ活動】

- 引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策1 P18）

### 【文化芸術活動】

- 障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

### 【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策2 P19）

## 重点施策（実行プラン）

**重点施策 1** 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	スポーツ振興課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバドミントン体験教室を開催できない期間がありました。3か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバドミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大を図り、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。		
事業概要	市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進を図ります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1,180人（予定）	1,200人	1,200人	1,200人



重点  
施策 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実		
所管課	生涯学習センター		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無に関わらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。</p>		
事業概要	<p>障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「(仮称)町田市教育プラン 24-28(案)」に基づき、本施策に取り組みます。</p>		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	再構築した仕組みの担い手の検討 ※2028年度実施予定

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等 ・障がい児スポーツ教室 ・障がい児者水泳教室 ・障がい者スポーツ大会	2事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業

※サービスの内容説明 P100

# 2

## 暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

### 現状と課題

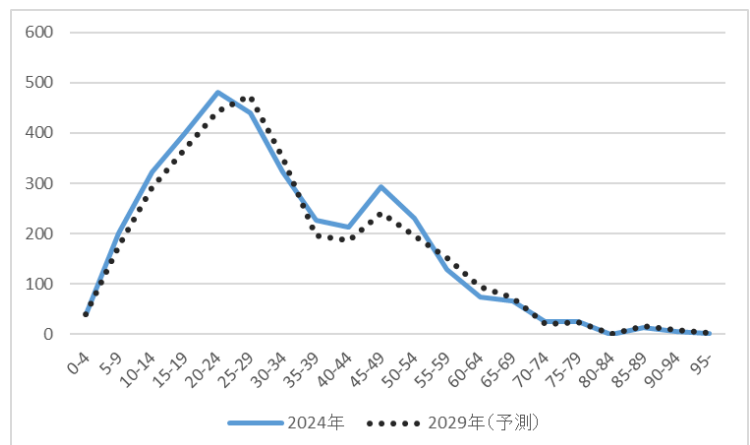
#### 【障害福祉サービス等】

- ・実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらか」と満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- ・実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち 44.6%の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの 33.8%にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

#### 【障がいがある人の地域での暮らし】

- ・実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が 54.1%あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。

- ・市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。



町田市の知的障がい者数予測（年齢5歳刻み）

- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。
- 前計画中に軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。
- 障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

#### 【地域生活への移行】

- 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- 長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 前計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- 精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

### 主なとりくみ

#### 【障害福祉サービス等】

- 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- 日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

- 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。
- 支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターを中核とした相談支援体制を整備します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。(⇒重点施策 18 P68)
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。
- タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえて、障がいのある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的な配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっています。

#### 【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けたいうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。(⇒重点施策 3 P25)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

- 特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。
- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみを行うとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。(⇒重点施策5 P27)
- 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備を進めます。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。
- 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4 P26)

## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策 3

地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、5事業所（2023年10月時点）を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実を図ります。		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

**重点  
施策 4**

保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
協議の実施 年 2 回	協議の実施 年 2 回	協議の実施 年 2 回	協議の実施 年 2 回



重点  
施策 5

グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の検討		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画のとりくみ	前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。		
事業概要	グループホームの支援の質の向上を図るため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度・重複障がい者向けのグループホームの計画的な整備について施策の検討をおこない、実施します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①訪問件数:5施設 ②施策の検討	①訪問件数:5施設 ②施策の検討・策定	①訪問件数:5施設 ②施策に基づいた実施

## この分野に係るサービスの見込量

### 障害福祉サービス

#### 【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	利用者数	516人	530人	558人	588人	619人	652人
	利用時間数	9,114時間	9,407時間	9,944時間	10,479時間	11,031時間	11,619時間
重度訪問介護	利用者数	125人	122人	127人	132人	137人	142人
	利用時間数	31,166時間	31,488時間	34,482時間	35,840時間	37,197時間	38,555時間
同行援護	利用者数	104人	100人	104人	108人	112人	116人
	利用時間数	2,399時間	2,649時間	2,523時間	2,620時間	2,717時間	2,814時間
行動援護	利用者数	22人	30人	38人	48人	61人	77人
	利用時間数	517時間	716時間	944時間	1,192時間	1,515時間	1,912時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※サービスの内容説明 P96

#### 【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	576人 (137人)	629人 (162人)	691人 (147人)	759人 (162人)	834人 (178人)	917人 (195人)
施設入所支援	利用者数	238人	234人	234人	234人	234人	234人
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (3人)	3人 (3人)

※サービスの内容説明 P97

## 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	50件	54件	60件	66件	73件	80件
自立生活支援用具	80件	83件	89件	96件	103件	111件
在宅療養等支援用具	78件	69件	69件	69件	69件	69件
情報・意思疎通支援用具	197件	82件	92件	103件	115件	129件
排泄管理支援用具	8,649件	8,353件	8,712件	9,087件	9,478件	9,886件
住宅改修費	15件	21件	30件	43件	62件	89件
移動支援事業	547人	575人	600人	627人	655人	684人
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	22人	22人	23人	23人	23人	23人

※サービスの内容説明 P100

# 3

## 日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

### 現状と課題

#### 【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。
- ・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

#### 【企業や公的機関などでの就労】

- ・前計画期間における一般就労※2 への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

- 市役所の障がい者雇用率は、2022 年度時点で 2.23%と法定雇用率（2022 年度 2.6%、2024 年度 2.8%、2026 年度 3.0%）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員としての職域拡大など採用拡大に向けたとりくみをすすめていきます。
- 市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。
- 実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援 A 型、雇用契約のない就労継続支援 B 型があります。また、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援や、一般就労後の定着を支援する就労定着支援のサービスもあります。さらに、障害者総合支援法の改正において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービスが 2025 年 10 月に施行予定です。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

#### 【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない 19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 60%が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。

- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が 20.9%、「サービスのことを知らない、わからない」が 35.6%という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につなげていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。
- 実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

## 主なとりくみ

### 【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

- 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6 P34）
- 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6 P34）
- 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 P46）
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策 18 P68）
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

- 障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

#### 【企業や公的機関などでの就労】

- 障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。
- 2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。(⇒重点施策7 P35)
- 市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。
- 市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。
- 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。
- 障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。
- 地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援を進めます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- ・障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。
- ・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。
- ・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点  
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます		
事業概要	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	調査・検討	整備方針の策定	方針に基づいた施策の実施



重点  
施策 7

市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはらたきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

事業名	障がい者雇用の促進に関するとりくみ		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用に努めました。後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。</p>		
事業概要	障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動を行います。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
—	企業訪問：5 か所	企業訪問：5 か所	企業訪問：5 か所

重点  
施策 8

2021 年度から開始する「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

事業名	(仮称) ワークサポートルームの設置と雇用の拡大		
所管課	職員課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりこんでいきます。		
事業概要	市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した(仮称)ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大を図り、採用者数の増加を目指します。また、障がいのある職員が安心して働くことができるような環境づくりに取り組み、職場への定着を目指します。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①障がい者雇用率 2.32% ②(仮称)ワークサポートルーム未設置 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置準備 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置・運用開始 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)

この分野に係るサービスの見込量

障害福祉サービス

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,126人	1,135人	1,160人	1,186人	1,212人	1,239人
		利用日数	21,298日	21,333日	22,526日	23,031日	23,536日	24,060日
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
		利用日数	20日	8日	12日	12日	12日	12日
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	51人	66人	75人	85人	96人	109人
		利用日数	804日	926日	1,232日	1,396日	1,577日	1,790日
	宿泊型自立訓練	利用者数	8人	9人	12人	16人	21人	28人
		利用日数	224日	260日	341日	455日	597日	796日
	就労選択支援	利用者数					検討	検討
		利用日数					検討	検討
	就労移行支援	利用者数	126人	130人	142人	155人	169人	185人
		利用日数	2,146日	2,169日	2,320日	2,532日	2,761日	3,022日
	就労継続支援(A型)	利用者数	123人	131人	135人	139人	143人	147人
		利用日数	2,313日	2,435日	2,642日	2,720日	2,799日	2,877日
	就労継続支援(B型)	利用者数	863人	905人	925人	945人	966人	987人
		利用日数	13,377日	13,877日	14,992日	15,317日	15,657日	15,997日
就労定着支援	利用者数	61人	65人	73人	82人	92人	103人	
療養介護	利用者数	47人	45人	45人	45人	45人	45人	
短期入所(福祉型)	利用者数	224人	256人	315人	387人	476人	585人	
	利用日数	1,176日	1,350日	1,576日	1,936日	2,381日	2,926日	
短期入所(医療型)	利用者数	28人	36人	39人	43人	47人	51人	
	利用日数	174日	138日	283日	312日	341日	370日	

※サービスの内容説明 P96-97

## 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (見込)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域活動支援センター機能 強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得・改造 助成	7件	9件	10件	11件	12件	13件

※サービスの内容説明 P99-100

# 4

## 相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

### 現状と課題

#### 【相談支援体制】

- 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- 実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- 実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- 障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- 実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- 80代の高齢化した親が、障がいがある50代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。

## 主なとりくみ

### 【相談支援体制】

- 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9 P41)
- 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- 計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。
- 困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながらない人に対する情報提供について検討します。
- 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10 P42)
- 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- 障がい者支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担い、困り事がかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

## 重点施策（実行プラン）

**重点施策 9** 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催

**重点  
施策10**

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。</p>		
事業概要	<p>障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。</p>		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施



## この分野に関するサービスの見込量

### 障害福祉サービス

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度	
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	
	計画相談支援	利用者数	2,066人	2,167人	2,509人	2,905人	3,364人	3,896人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	26箇所	27箇所	31箇所	35箇所	40箇所	45箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	6人 (6人)	6人 (6人)	9人 (9人)	13人 (13人)	19人 (19人)	27人 (27人)
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	4人 (4人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)

※サービスの内容説明 P98

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として 実施※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりこんでいます。

住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P98

# 5

## 家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

### 現状と課題

#### 【結婚・出産・子育て】

- ・実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- ・実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

#### 【障がいがある人の家族支援】

- ・調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- ・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- ・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

## 主なとりくみ

### 【結婚・出産・子育て】

- 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- 障がい理解の促進、(障がいがある人)本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

### 【障がいがある人の家族支援】

- 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 11 P46)
- 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。		
事業概要	短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人々が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施・検証	実施	実施	実施・検証

## この分野に関するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	132日	96日	97日	98日	99日	100日

※サービスの内容説明 P99-100

# 6

## 保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健総務課、保健予防課（組織順）

### 現状と課題

#### 【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の方がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

#### 【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

#### 【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

- ・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。
- ・医療機関に対し合理的な配慮の提供について周知・啓発することが求められています。
- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

## 主なとりくみ

### 【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

### 【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- 市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

### 【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

- 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。(⇒重点施策 12 P50)

## 重点施策（実行プラン）

### 重点 施策12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知		
所管課	障がい福祉課・保健総務課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めていきます。		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めていきます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施	実施	実施	実施・検証



# 7

## 情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署  
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことをいいます。

### 現状と課題

#### 【意思疎通支援】

- ・市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。
- ・意思の疎通のため聴覚障がい者等から派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。2022年9月に東京都手話言語条例が施行され、都内20区市(2023年6月末時点)でも手話に関する条例が施行されており、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。
- ・手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人や点訳奉仕者の増加を求める意見があげられています。
- ・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

#### 【情報の取得】

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(2022年5月施行)に基づき、障がいがある人の情報の取得・利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。
- ・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。

- 市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。
- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

## 主なとりくみ

### 【意思疎通支援】

- 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。(⇒重点施策13 P53)
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

### 【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようとりくみます。(⇒重点施策14 P54)
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策13

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」）が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成を行います。

事業名	聴覚障がいの理解及び手話の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がい者へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がい者へのボランティアや手話通訳者の確保・育成を図ります。		
事業概要	聴覚障がい者等の日常生活上における意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①ボランティア養成コースの修了率 82% ②手話通訳者登録試験の合格者数 2人	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としてしています。

重点  
施策14

発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進		
所管課	福祉総務課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を取り入れた取組が実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改定し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます。		
事業概要	だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知を図ります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインの取組を広く知ってもらえるよう検討を進めます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改定（骨子案の作成）	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改定	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,113件	997件	1,128件	1,117件	1,106件	1,095件
要約筆記者派遣事業	15件	8件	25件	21件	18件	15件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	6人	8人	8人	8人	8人	8人

※サービスの内容説明 P99-100

# 8

## 生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

### 現状と課題

#### 【生活環境】

- ・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- ・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子利用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。
- ・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- ・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

#### 【防犯】

- ・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

#### 【防災対策】

- ・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。

- 災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある 54 施設と協定を結んでいます。
- 市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」を配布しています。
- 実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

## 主なとりくみ

### 【生活環境】

- 全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、分かりやすい情報提供につとめます。
- 障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

### 【防犯】

- 障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

### 【防災対策】

- 災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。

- ・障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようとりくみます。(⇒重点施策 15 P58)
- ・避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようとりくみます。
- ・障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

## 重点施策（実行プラン）

**重点施策 15** 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実に図り、新たに避難施設の確保にとりくみます。		
事業概要	障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実に取り組みます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難施設の要件検討	候補となる避難施設の検討	候補となる避難施設との調整	避難施設の確保



## 差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、  
市民対応のあるすべての部署（組織順）

### 現状と課題

#### 【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2024年に「（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすための取組みの推進や相談体制の整備が進められています。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、町田市条例の趣旨について理解を深め、障がい者差別の解消や共生社会の実現に向けたとりくみの効果的な推進が求められています。
- 法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口寄せられています。
- 実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

## 【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。
- 障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

## 【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

## 主なとりくみ

### 【障がい者差別の解消】

- 誰もがともに生きる社会の実現のために、広く市民・事業者等に対して障がい理解の促進をはかります。
- 障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。  
(→重点施策 16 P62)
- 障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

### 【権利を守ること】

- 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。
- 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きいねいに対応していきます。
- 成年後見制度を必要としている人が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

### 【虐待の防止】

- 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

## 重点施策（実行プラン）

**重点施策16** 障がい者を理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。

事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定（予定）しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。		
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年1回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

## この分野に関するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度利用支援事業	17件	14件	15件	16件	17件	18件
成年後見制度 法人後見支援事業	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	34件	33件	34件	35件	36件	37件

※サービスの内容説明 P99

## 現状と課題

## 【職員の合理的な配慮】

- ・障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的な配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2024年に制定予定の町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的な配慮についても努力義務としています。
- ・市では、障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的な配慮を実施する必要があります。
- ・市では、合理的な配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりこんでいます。
- ・実態調査では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

## 主なとりくみ

## 【職員の合理的な配慮】

- ・職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- ・障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 17 P65）

## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策17

障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、派遣先の部署に偏りがあることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知を図ります。		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口到手話通訳者が派遣可能である旨の周知を図ります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

# 11

## 理解・協働※のこと

担当部署：市民協働推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

### 現状と課題

#### 【障がい理解の普及啓発】

- ・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。
- ・障害者差別解消法及び町田市条例の制定を受け、これまで以上に市民・事業者を対象に法や市条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。
- ・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- ・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。



- ・実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

#### 【協働による社会参加】

- ・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。
- ・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

#### 【協働による人材対策】

- ・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

## 主なとりくみ

#### 【障がい理解の普及啓発】

- ・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。
- ・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

### 【協働による社会参加】

- ・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

### 【協働による人材対策】

- ・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。(⇒重点施策 18 P68)
- ・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策  
18

市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

事業名	障がい福祉人材の確保方策		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者が障がい福祉の分野に関心をもってもらうよう働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。		
事業概要	児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保を図ります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
方策の策定	実施	実施	実施・検証

## この分野に関するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※サービスの内容説明 P99

#### ●2023年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・町田市職員向けに「障害平等研修」を実施
- ・介助犬についての講演・介助犬PR犬による実演を行うイベント「介助犬を知っていますか？」を開催

#### ●2022年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・障がい理解促進啓発事業「しずかちゃんとパパから見える世界～聞こえない人もこの街で～」を開催（NHK 共催）

#### ●2021年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・障害者週間のPRとしてダリアの種を配布 等

# 国の指針と町田市の考え方

## 項目 1

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の指針（考え方）

- 2022 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2026 年度末時点の施設入所者数を 2022 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

#### 第 6 期計画※を踏まえた現状・課題

- 第 6 期計画における地域移行者数は、14 人以上の目標に対し、2022 年度末で 6 人、達成率は約 43%となっています。
- 第 6 期計画における施設入所者の削減数は、4 人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら 2022 年度末で 1 名減となっています。
- 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- 地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

## 町田市の考え方

○国の考えに基づき、2026 年度末時点で、2022 年度末の施設入所者数の 6%以上を地域生活に移行すること、2026 年度末の施設入所者数を 2022 年度末の 5%以上削減することを基本とします。

項目	評価指標
地域移行者数	2022 年度末時点の施設入所者数 234 人のうち 2026 年度末までに 6%（15 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2022 年度末時点の施設入所者数 234 人を 2026 年度末までに 5%（12 人）以上減らして、222 人以下にする

## 国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 2026 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 84.5%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。

## 第 6 期計画を踏まえた現状・課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- しかしながら、現在も精神科の長期入院者数は多く、退院しても再入院する等、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

## 町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の 1 年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目 2 に関連する重点施策

重点施策 4 P26

## 国の指針（考え方）

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がい有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

## 第 6 期計画を踏まえた現状・課題

- ・第 6 期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行うこととし、2022 年度には指定相談支援事業所 2 事業所を地域生活支援拠点として指定しました。引き続き拠点機能を充実していくことが求められています。
- ・相談支援部会においては、緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成しました。また、地域の体制づくりにつながる各地域のネットワーク会議の運営状況や会議内容についての確認をおこないました。

## 町田市の考え方

○市内では、2027 年には約 310 名程度の知的障がいがある人が 50 歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を充実させます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年 1 回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

○強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、市内の支援ニーズを把握します。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を充実させ、年 1 回以上運用状況の検証・検討を行う

項目	評価指標
強度行動障がい の支援ニーズの把握	強度行動障がいの対象となる人の実態を調査し、その支援ニーズを把握する



項目3に関連する重点施策

重点施策3 P25



## 国の指針（考え方）

- 一般就労への移行者数を 2021 年度の 1.28 倍以上にする  
     うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31 倍  
         就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.29 倍  
         就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.28 倍
- 一般就労への移行者が 5 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上
- 就労定着支援事業利用者数：2021 年度の 1.41 倍以上
- 就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所：2 割 5 分

## 第 6 期計画を踏まえた現状・課題

- 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は 2022 年度末で 89 人となり、目標に達していません。コロナ前の 2019 年度以前の一般就労者数が増加傾向にあったことから、コロナ禍における企業の有効求人倍率の減少や採用活動の低迷等の影響が大きかったものと推測されます。
- 実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は 2022 年度末で 63 人を超えており、とりくみの継続が求められています。
- 2022 年度末で 10 箇所ある就労定着支援事業所では、就労定着率※が 8 割以上の事業所が全体の 5 割にとどまっています。また、職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※ 前期計画では、過去 3 年間の就労定着支援事業の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

## 町田市の考え方

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第 7 期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
- 働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 90 人の 1.28 倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（116人以上）
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 81 人の 1.31 倍以上（107 人以上）

項目	評価指標
一般就労への移行者数	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績の 0 人の 1.29 倍以上（1 人以上）
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 2021 年度実績 7 人の 1.28 倍以上（9 人以上）
就労移行支援事業移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上
就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業所の利用者数が 2021 年度実績 120 人の 1.41 倍以上（170人以上）
就労定着率※	就労定着支援事業の就労定着率※  就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※ 後期計画では、過去 6 年間に於いて就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 ヶ月以上 78 ヶ月未満の期間継続して就労している者または就職していた者の占める割合

## 国の指針（考え方）

- ・基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

## 第6期計画を踏まえた現状・課題

- ・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

## 町田市の考え方

○町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行っていきます。

項目	評価指標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び地域づくり	障がい者支援センターが相談支援の中核として地域の相談支援の充実を図ります。 また、地域のニーズ・情報を共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。



項目5に関連する重点施策

重点施策9 P41

## 国の指針（考え方）

- 各都道府県や市町村においてサービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

## 第6期計画を踏まえた現状・課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

## 町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所に対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2026年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…町田市所管の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

## 第3章

# 計画の実現に向けて



# 1

## 計画の推進のために

### (1) わかりやすい情報提供と障がいの理解促進

ホームヘルプや相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いてはじめて機能していると言えます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら支援につながない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共に暮らし、活動していくためには、地域の方が障がいについて理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい理解がすすむよう啓発にとりくむことで、こころのバリアフリーを広げます。

### (2) 障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実施・提供するために、施策の内容やサービスの提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体などへの調査や聞き取りなどを通じ、意見やニーズの把握と反映につとめます。

### (3) 町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かく支援していくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者を含む様々な分野の代表が集まる「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

### (4) 庁内の連携と市職員の意識向上

障がい者施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど分野が多岐にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい者施策を展開するために、庁内の各部署との連携をはかります。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上にとりくみます。

## **(5) 持続可能な制度の構築**

サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた検討を行い、持続可能な制度の構築につとめます。

## **(6) 感染症対策**

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな影響をおよぼしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされています。このことを踏まえた上での確かな情報提供に努めるとともに、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

## **(7) 国・東京都との連携や要望**

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い施策になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。



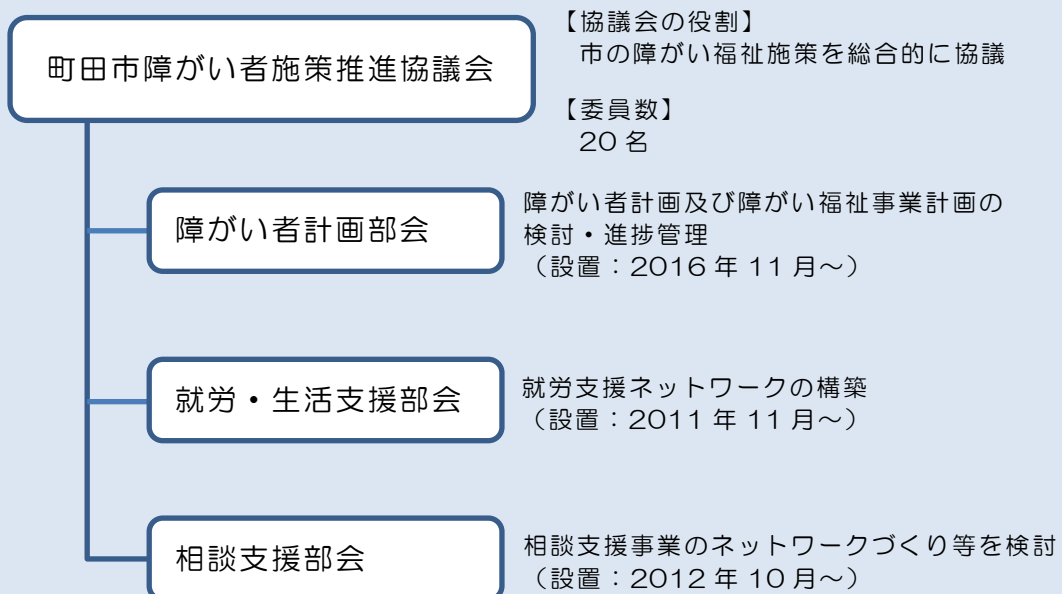
## < 町田市障がい者施策推進協議会の活動 >

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの分野で専門部会が設けられ検討をおこなっています。

### ～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

#### < 協議会の体制 >



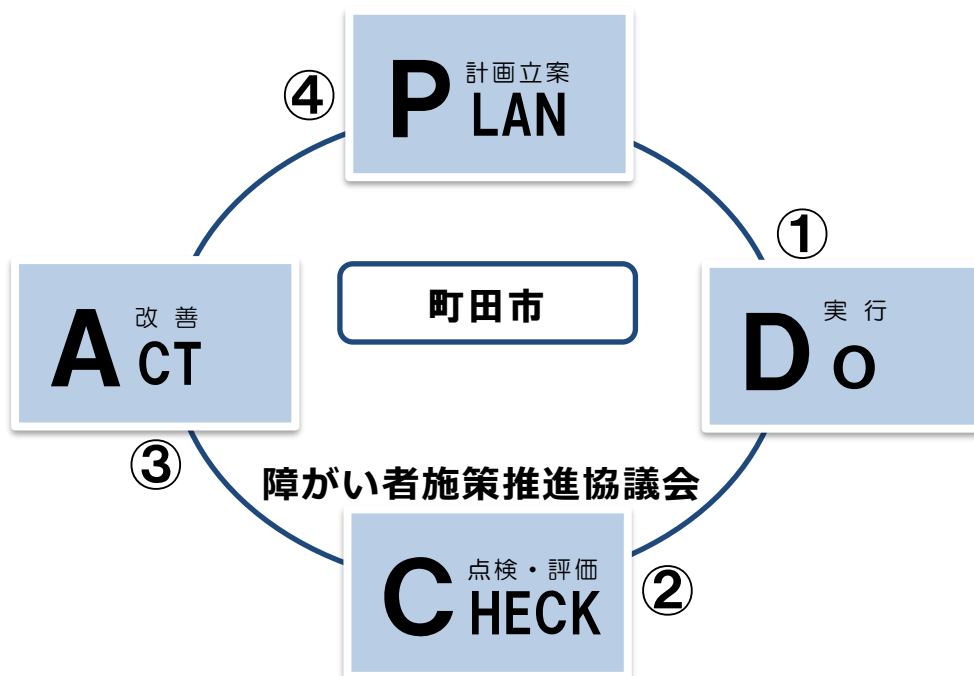
# 2

## 計画の点検と評価

計画策定後は重点施策の進捗状況、サービス提供の体制や実績を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。

<PDCAサイクル>



- ① 市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。
- ② そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ③ 町田市障がい者施策推進協議会は、障がいがある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直しなどの改善案を考えます。
- ④ 市は町田市障がい者施策推進協議会の検討内容を踏まえ必要に応じ計画の変更や事業の見直しにとりくみます。

# 卷末資料



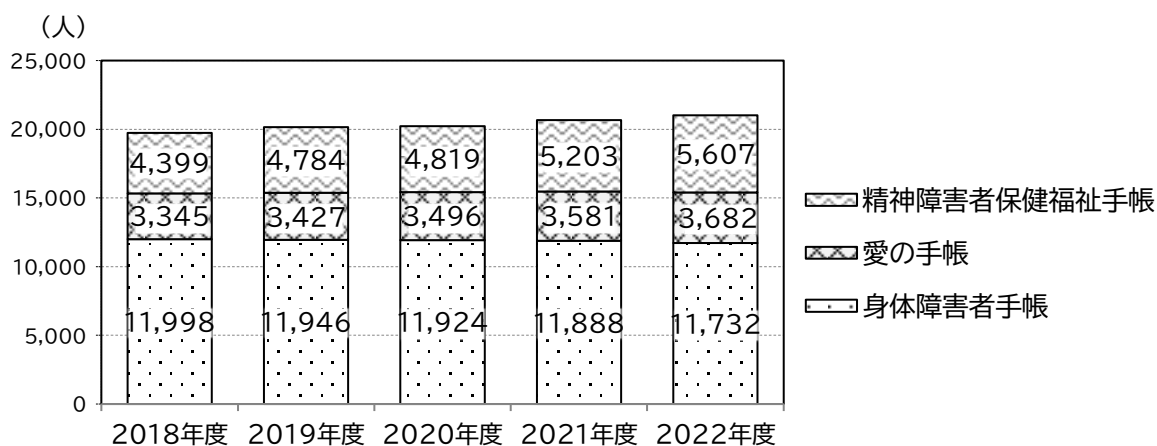
## 1 障がいがある人の状況

### (1) 障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2022年度末現在で、身体障害者手帳が11,732人、愛の手帳が3,682人、精神障害者保健福祉手帳が5,607人となっています。

2018年度から2022年度にかけて、愛の手帳は約1.10倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.27倍の増加となっており、全体としては約1.06倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
身体障害者手帳	11,998	11,948	11,924	11,888	11,732
愛の手帳	3,345	3,427	3,496	3,581	3,682
精神障害者保健福祉手帳	4,399	4,784	4,819	5,203	5,607
手帳所持者計	19,742	20,159	20,239	20,672	21,021
町田市の人口	428,706	428,851	429,645	430,803	431,018

※精神障害者保健福祉手帳の数値は2022年度については速報値。

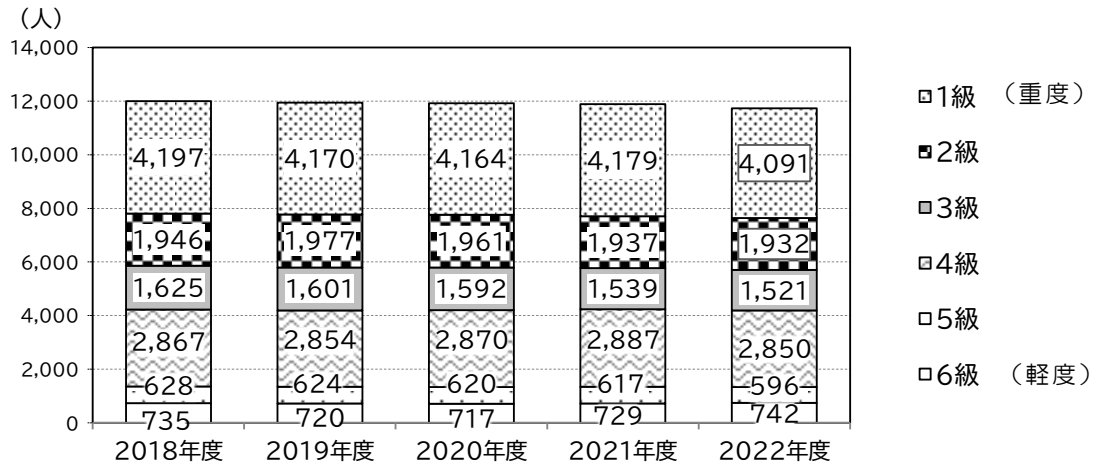
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の内訳

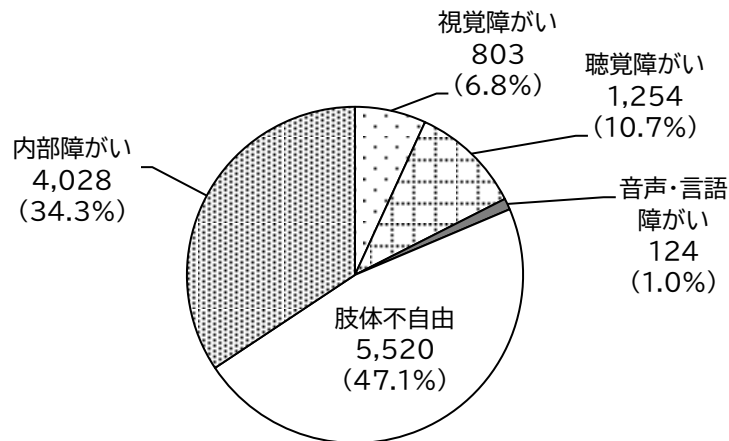
身体障害者手帳所持者の等級別内訳は1級（重度）が最も多く、次いで4級、2級の順となっています。

障がい別内訳は、2022年度末現在で、肢体不自由が5割弱、次いで内部障がい3割強となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別内訳



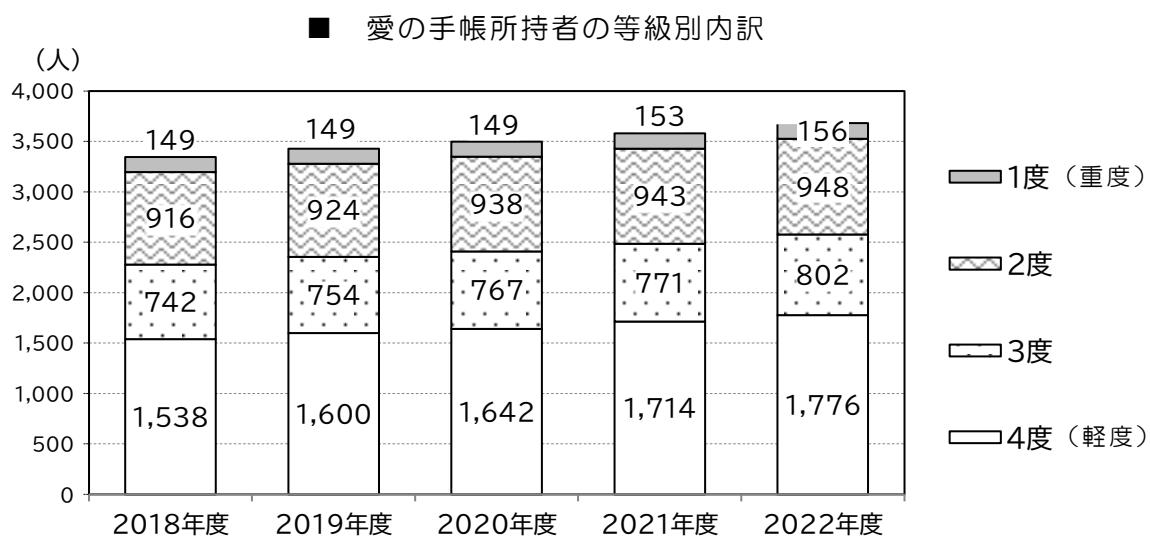
■ 身体障害者手帳所持者の障がい別内訳



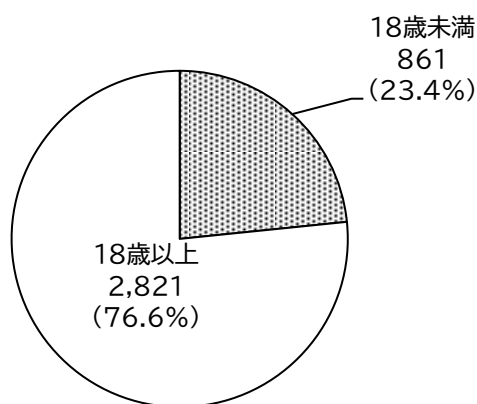
資料：障がい福祉課（上図：各年度末現在／下図：2022年度末現在）

### (3) 愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、4度（軽度）、2度の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が7割以上を占めています。



■ 愛の手帳所持者の年齢別内訳

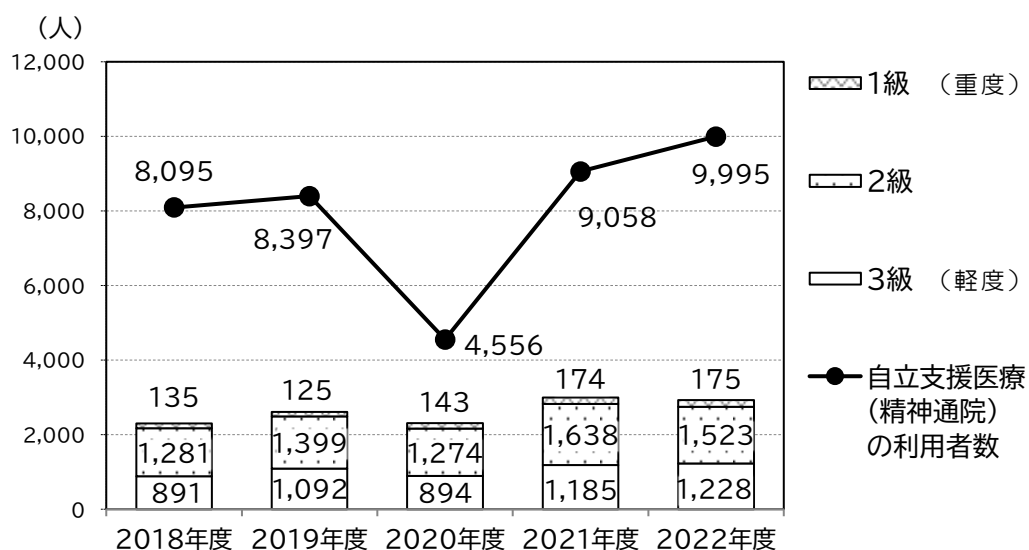


資料：障がい福祉課（上図：各年度末現在／下図：2022年度末現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、2級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる自立支援医療受給者証の発行数は、2020年度に一度減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳と  
自立支援医療（精神通院）の利用者数



※2022年度の数値については速報値。

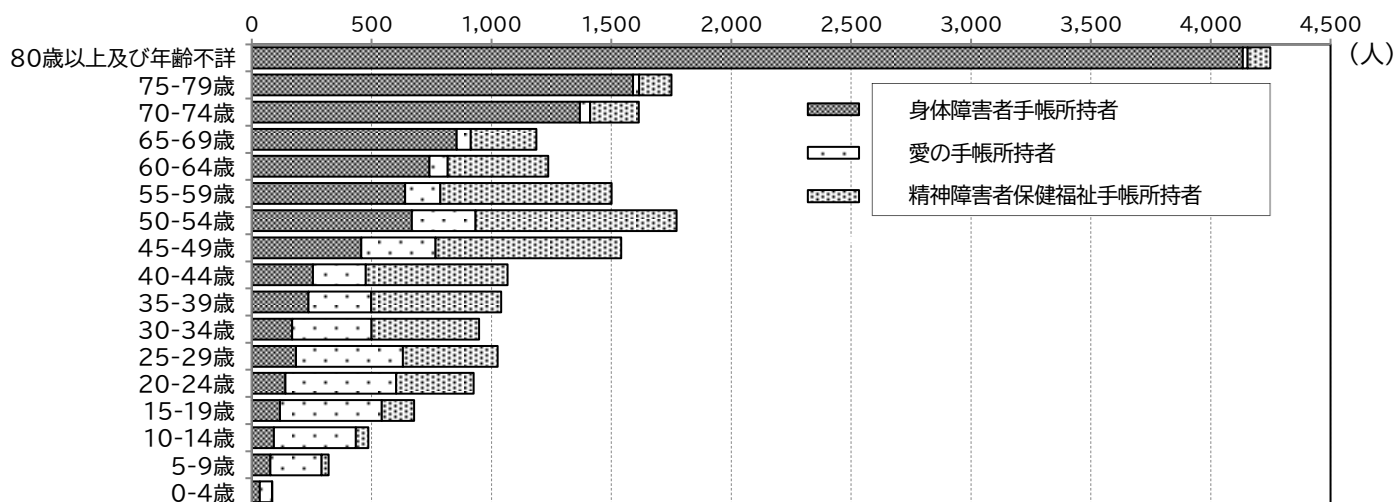
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



## (5) 年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2023年5月現在で約43万人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の手帳の所持者数の合計は約2万人です。年齢別の所持者数は、概ね以下の通りです。

■ 町田市内における年齢別障害者手帳所持者数の内訳



■ 町田市内における年齢別人口と障害者手帳所持者数の割合

	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者		障害者手帳所持者計		いずれも所持していない人		町田市の人口
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
0-4歳	33	0.2%	51	0.4%	1	0.0%	85	0.6%	13,740	99.4%	13,825
5-9歳	78	0.5%	213	1.2%	30	0.2%	321	1.9%	16,880	98.1%	17,201
10-14歳	92	0.5%	342	1.8%	52	0.3%	486	2.5%	18,806	97.5%	19,292
15-19歳	118	0.6%	424	2.0%	135	0.6%	677	3.2%	20,663	96.8%	21,340
20-24歳	141	0.6%	461	1.9%	323	1.3%	925	3.9%	23,029	96.1%	23,954
25-29歳	184	0.9%	447	2.2%	395	1.9%	1,026	5.0%	19,419	95.0%	20,445
30-34歳	169	0.9%	331	1.7%	448	2.3%	948	4.8%	18,863	95.2%	19,811
35-39歳	237	1.0%	261	1.1%	542	2.3%	1,040	4.4%	22,427	95.6%	23,467
40-44歳	255	0.9%	221	0.8%	591	2.2%	1,067	3.9%	26,330	96.1%	27,397
45-49歳	457	1.3%	310	0.9%	774	2.3%	1,541	4.5%	32,360	95.5%	33,901
50-54歳	668	1.8%	265	0.7%	839	2.2%	1,772	4.7%	36,266	95.3%	38,038
55-59歳	640	2.1%	146	0.5%	715	2.3%	1,501	4.9%	29,143	95.1%	30,644
60-64歳	741	3.0%	76	0.3%	419	1.7%	1,236	5.1%	23,198	94.9%	24,434
65-69歳	855	3.9%	58	0.3%	274	1.2%	1,187	5.4%	20,940	94.6%	22,127
70-74歳	1,369	5.0%	43	0.2%	203	0.7%	1,615	5.9%	25,680	94.1%	27,295
75-79歳	1,590	6.3%	26	0.1%	134	0.5%	1,750	6.9%	23,438	93.1%	25,188
80歳以上及び年齢不詳	4,133	9.7%	21	0.0%	95	0.2%	4,249	10.0%	38,410	90.0%	42,659
合計	11,760	2.7%	3,696	0.9%	5,970	1.4%	21,426	5.0%	409,592	95.0%	431,018

資料：障がい福祉課（2023年5月現在）

## (6) 難病等

2013年4月に施行された障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年1月から対象疾病が段階的に拡大され、2021年11月からは338疾病がサービス等の対象となっています。

### ■ 難病医療費助成制度の申請件数

(件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一般難病（更新） ①	2,709	2,756	942	2,947	3,130
一般難病（新規） ②	514	516	471	589	624
一般難病申請者実数 ①+②	3,223	3,272	1,413	3,536	3,754

※難病医療費助成制度：難病医療費等公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、自己負担（保険診療分）の一部を助成する制度。

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

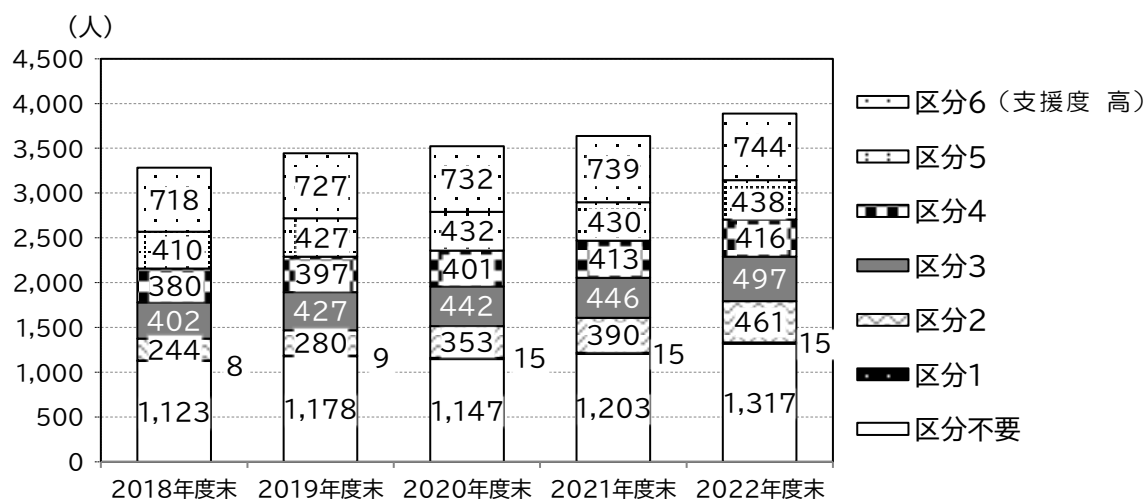
## (7) 障害支援区分別支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分6（支援の必要性が最も高い）、区分3という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっており、支給決定者数は年々増加しています。

※区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。（就労移行支援、就労継続支援等）

■ 障害支援区分別支給決定者数の内訳



	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
区分不要	1,123	1,178	1,147	1,203	1,317
区分1	8	9	15	15	15
区分2	244	280	353	390	461
区分3	402	427	442	446	497
区分4	380	397	401	413	416
区分5	410	427	432	430	438
区分6	718	727	732	739	744
<b>総計</b>	<b>3,285</b>	<b>3,445</b>	<b>3,522</b>	<b>3,636</b>	<b>3,888</b>

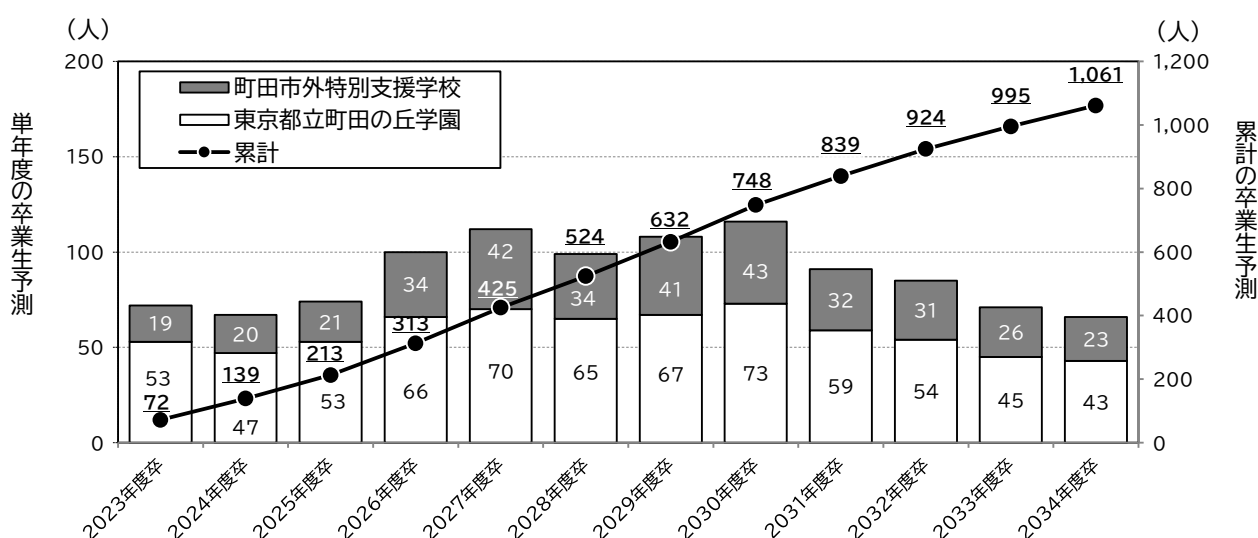
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## (8) 特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）への進学先としては、町田市内の東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲学校等への進学も見られます。また、2024年4月からは普通科と職能開発科をあわせもった（仮称）南多摩地区特別支援学校が開校し、堺地域障がい者支援センター管内在住中学部生徒が2024年度より年度進行にて（仮称）南多摩地区特別支援学校へ入学する予定です。

市内在住者で市内・市外を含めた特別支援学校(高等部)を卒業する生徒数は、2027年度までおおむね増加していく見込みとなっています。ピーク時の2027年度は112名、その後は2030年度まで毎年100名以上が卒業していく見込みとなっています。

■ 町田市在住者の特別支援学校（高等部）卒業生見込数



※2026年度以降に町田市外の特別支援学校を卒業する生徒数の見込みは、「市内特別支援学級在籍数」から「町田の丘学園に入学すると予測される生徒数」を除いた数で算出。

※2026年度以降に町田の丘学園を卒業する生徒数の見込みは、「同校小・中学部の児童生徒数」に「肢体不自由の特別支援学級在籍数」と、「知的障がいの特別支援学級在籍数の50%」を加算して推計

資料：町田の丘学園作成資料（2023年5月1日のデータをもとに作成）

## 2 サービス内容一覧

### (1) 障害福祉サービス等

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

種別				掲載ページ
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	★		P28
	<内容> 居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	重度訪問介護			P28
	<内容> 重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。			
	同行援護	★		P28
	<内容> 視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	行動援護	★		P28
	<内容> 障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。			
	重度障害者等包括支援	★		P28
<内容> 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。				
日中活動系サービス	生活介護			P37
	<内容> 常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。			
	自立訓練(機能訓練)		●	P37
	<内容> 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	自立訓練(生活訓練)		●	P37
	<内容> 事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	宿泊型自立訓練		●	P37
<内容> 居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談及び助言等をおこないます。				

	就労選択支援			P37
	<p>&lt;内容&gt; 就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。</p>			
	就労移行支援		●	P37
	<p>&lt;内容&gt; 一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。</p>			
	就労継続支援A型(雇用型)			P37
	<p>&lt;内容&gt; 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労継続支援B型(非雇用型)			P37
	<p>&lt;内容&gt; 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労定着支援		●	P37
	<p>&lt;内容&gt; 一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいがある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。</p>			
	療養介護			P37
	<p>&lt;内容&gt; 病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	短期入所(ショートステイ)<福祉型・医療型>		★	P37
	<p>&lt;内容&gt; 福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。 医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。</p>			
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)			P28
	<p>&lt;内容&gt; 主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。</p>			
	施設入所支援			P28
	<p>&lt;内容&gt; 施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	自立生活援助		●	P28
	<p>&lt;内容&gt; 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。</p>			

相談支援	基本相談支援			P43
	<内容> ・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。 ・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。 ・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。			
	計画相談支援			P43
	<内容> ・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。 ・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。			
	地域移行支援・地域定着支援			P43
<内容> ・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。 ・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。				

## (2) 地域生活支援事業

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

種別		掲載ページ	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	P69	
	<内容> 障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。		
	自発的活動支援事業	P47	
	<内容> 障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。		
	相談支援事業	障害者相談支援事業	★ P43
		<内容> 福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	★ P43
		<内容> 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。	
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	P43
	<内容> 入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。		
	成年後見制度利用支援事業	P63	
	<内容> 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。		
	成年後見制度法人後見支援事業	P63	
<内容> 法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。			
意思疎通支援事業	★ P55		
<内容> 手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。			



	手話奉仕員養成研修事業		P55
	<p>&lt;内容&gt;  日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。</p>		
	日常生活用具給付等事業	★	P29
	<p>&lt;内容&gt;  日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす6種の用具の給付をおこないます。</p>		
	移動支援事業	★	P29
	<p>&lt;内容&gt;  社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。</p>		
	地域活動支援センター機能強化事業		P38
	<p>&lt;内容&gt;  地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。</p>		
任意事業	福祉ホーム		P29
	<p>&lt;内容&gt;  低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。</p>		
	訪問入浴サービス	★	P29
	<p>&lt;内容&gt;  訪問により居宅において入浴サービスを提供します。</p>		
	日中一時支援	★	P38
	<p>&lt;内容&gt;  日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。</p>		
	緊急一時保護	★	P47
	<p>&lt;内容&gt;  介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。</p>		
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	★	P20
	<p>&lt;内容&gt;  障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。</p>		
	自動車運転免許取得・改造助成		P38
<p>&lt;内容&gt;  自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>			
知的障害者職親委託		P38	
<p>&lt;内容&gt;  一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。</p>			

### 3 障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

※第2章の「この分野に係るサービスの見込量」を一覧にしたものです。

#### (1) 障害福祉サービス

##### 【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	利用者数	516人	530人	558人	588人	619人	652人
	利用時間数	9,114時間	9,407時間	9,944時間	10,479時間	11,031時間	11,619時間
重度訪問介護	利用者数	125人	122人	127人	132人	137人	142人
	利用時間数	31,166時間	31,488時間	34,482時間	35,840時間	37,197時間	38,555時間
同行援護	利用者数	104人	100人	104人	108人	112人	116人
	利用時間数	2,399時間	2,649時間	2,523時間	2,620時間	2,717時間	2,814時間
行動援護	利用者数	22人	30人	38人	48人	61人	77人
	利用時間数	517時間	716時間	944時間	1,192時間	1,515時間	1,912時間
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

##### 【日中活動系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	利用者数	1,126人	1,135人	1,160人	1,186人	1,212人	1,239人
	利用日数	21,298日	21,333日	22,526日	23,031日	23,536日	24,060日
自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
	利用日数	20日	8日	12日	12日	12日	12日
自立訓練(生活訓練)	利用者数	51人	66人	75人	85人	96人	109人
	利用日数	804日	926日	1,232日	1,396日	1,577日	1,790日
宿泊型自立訓練	利用者数	8人	9人	12人	16人	21人	28人
	利用日数	224日	260日	341日	455日	597日	796日
就労選択支援	利用者数					検討	検討
	利用日数					検討	検討
就労移行支援	利用者数	126人	130人	142人	155人	169人	185人
	利用日数	2,146日	2,169日	2,320日	2,532日	2,761日	3,022日
就労継続支援(A型)	利用者数	123人	131人	135人	139人	143人	147人
	利用日数	2,313日	2,435日	2,642日	2,720日	2,799日	2,877日
就労継続支援(B型)	利用者数	863人	905人	925人	945人	966人	987人
	利用日数	13,377日	13,877日	14,992日	15,317日	15,657日	15,997日
就労定着支援	利用者数	61人	65人	73人	82人	92人	103人
療養介護	利用者数	47人	45人	45人	45人	45人	45人
短期入所(福祉型)	利用者数	224人	256人	315人	387人	476人	585人
	利用日数	1,176日	1,350日	1,576日	1,936日	2,381日	2,926日
短期入所(医療型)	利用者数	28人	36人	39人	43人	47人	51人
	利用日数	174日	138日	283日	312日	341日	370日

【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	576人 (137人)	629人 (162人)	691人 (147人)	759人 (162人)	834人 (178人)	917人 (195人)
施設入所支援	利用者数	238人	234人	234人	234人	234人	234人
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (3人)	3人 (3人)

【相談支援】

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施
計画相談支援	利用者数	2,066人	2,167人	2,509人	2,905人	3,364人	3,896人
	指定特定相談支援 事業所 箇所数	26箇所	27箇所	31箇所	35箇所	40箇所	45箇所
地域移行支援	利用者数 (内 精神)	6人 (6人)	6人 (6人)	9人 (9人)	13人 (13人)	19人 (19人)	27人 (27人)
地域定着支援	利用者数 (内 精神)	4人 (4人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)

(2) 障害児通所支援

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	利用者数	291人	355人	363人	394人	425人	456人
	利用日数	2,441日	2,977日	3,049日	3,310日	3,570日	3,830日
医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用日数	0日	0日	0日	12日	12日	12日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	2人	3人	3人	3人	4人	4人
	利用日数	5日	9日	9日	9日	12日	12日
放課後等デイサービス	利用者数	752人	829人	834人	864人	895人	925人
	利用日数	8,781日	9,743日	9,841日	10,195日	10,561日	10,915日
保育所等訪問支援	利用者数	44人	60人	70人	82人	94人	105人
	利用日数	68日	91日	105日	123日	141日	158日
障害児相談支援	利用者数	340人	341人	375人	386人	396人	407人

※町田市子ども発達支援計画行動計画（第三期障害児福祉計画）から引用

### (3) 地域生活支援事業

【必須事業】

(1年あたり)

事業名		実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	機能として実施※	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
成年後見制度利用支援事業		17件	14件	15件	16件	17件	18件
成年後見制度法人後見支援事業		1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
法人後見及び法人後見監督の件数		34件	33件	34件	35件	36件	37件
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業		1,113件	997件	1,128件	1,117件	1,106件	1,095件
要約筆記者派遣事業		15件	8件	25件	21件	18件	15件
手話通訳者設置事業(手話通訳者登録者数)		週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業(養成講習修了者数)		14人	6人	8人	8人	8人	8人
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具		50件	54件	60件	66件	73件	80件
自立生活支援用具		80件	83件	89件	96件	103件	111件
在宅療養等支援用具		78件	69件	69件	69件	69件	69件
情報・意思疎通支援用具		197件	82件	92件	103件	115件	129件
排泄管理支援用具		8,649件	8,353件	8,712件	9,087件	9,478件	9,886件
住宅改修費		15件	21件	30件	43件	62件	89件
移動支援事業		547人	575人	600人	627人	655人	684人
地域活動支援センター機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

## 【任意事業】

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	22人	22人	23人	23人	23人	23人
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
緊急一時保護 (延べ日数)	132日	96日	97日	98日	99日	100日
スポーツ・レクリエーション 教室開催等※1	2事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業
自動車運転免許取得・改造助成	7件	9件	10件	11件	12件	13件
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※1 2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため「障がい者スポーツ大会」を中止としました。

## 4 区市町村別サービスの提供状況

### (1) 障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者数

（令和5年3月サービス提供分）

区市町村	訪問系サービス														
	サービス量(時間)					利用者数(人)					1人当たり月間サービス量(時間/人)				
	合計	(居宅介護)	(重度訪問)	(同行援護)	(行動援護)	合計	(居宅介護)	(重度訪問)	(同行援護)	(行動援護)	合計	(居宅介護)	(重度訪問)	(同行援護)	(行動援護)
千代田区	8,505	3419	3588	414	1084	150	114	9	14	13	56.7	30.0	398.7	29.6	83.4
中央区	7,745	3126	4300	274	45	204	175	11	16	2	38.0	17.9	390.9	17.1	22.5
港区	21,749	11209	9335	1100	105	498	422	35	39	2	43.7	26.6	266.7	28.2	52.5
新宿区	36,081	15204	17896	2611	370	683	531	42	100	10	52.8	28.6	426.1	26.1	37.0
文京区	11,491	2203	7181	2055	52	313	234	18	59	2	36.7	9.4	398.9	34.8	26.0
台東区	14,599	3111	10534	935	19	286	205	30	50	1	51.0	15.2	351.1	18.7	19.0
墨田区	10,482	5664	2657	2075	86	518	417	10	88	3	20.2	13.6	265.7	23.6	28.7
江東区	31,381	10307	17966	2989	119	917	716	63	135	3	34.2	14.4	285.2	22.1	39.7
品川区	12,020	3606	6222	2192	-	315	193	33	89	-	38.2	18.7	188.5	24.6	-
目黒区	16,713	5545	10435	681	52	345	284	29	31	1	48.4	19.5	359.8	22.0	52.0
大田区	40,435	16242	18796	5279	118	892	677	43	168	4	45.3	24.0	437.1	31.4	29.5
世田谷区	87,044	25384	58166	3039	455	1,318	1017	139	149	13	66.0	25.0	418.5	20.4	35.0
渋谷区	8,400	2262	5493	572	73	217	162	21	31	3	38.7	14.0	261.6	18.5	24.3
中野区	22,739	7200	12371	2845	323	609	474	40	86	9	37.3	15.2	309.3	33.1	35.9
杉並区	19,591	4896	10823	3216	656	521	331	30	139	21	37.6	14.8	360.8	23.1	31.2
豊島区	13,588	3110	8323	2026	129	324	209	28	84	3	41.9	14.9	297.3	24.1	43.0
北区	34,455	9869	19271	4653	662	799	568	46	160	25	43.1	17.4	418.9	29.1	26.5
荒川区	16,280	6486	7467	2220	107	482	378	30	70	4	33.8	17.2	248.9	31.7	26.8
板橋区	38,256	13779	19851	4482	144	1,137	900	56	173	8	33.6	15.3	354.5	25.9	18.0
練馬区	73,876	20638	44899	8069	270	1,373	1049	116	200	8	53.8	19.7	387.1	40.3	33.8
足立区	58,665	23062	23367	8484	3752	1,720	1207	84	292	137	34.1	19.1	278.2	29.1	27.4
葛飾区	14,736	10835	909	2866	126	629	474	5	143	7	23.4	22.9	181.8	20.0	18.0
江戸川区	33,650	14555	14502	3990	603	1,419	1192	47	170	10	23.7	12.2	308.6	23.5	60.3
八王子市	51,070	7368	39753	3131	818	851	527	164	137	23	60.0	14.0	242.4	22.9	35.6
立川市	27,679	2600	22856	1294	929	374	203	86	48	37	74.0	12.8	265.8	27.0	25.1
武蔵野市	15,445	1188	12979	914	364	206	121	29	42	14	75.0	9.8	447.6	21.8	26.0
三鷹市	15,073	3041	10721	806	505	297	210	28	35	24	50.8	14.5	382.9	23.0	21.0
青梅市	3,122	1180	939	649	354	185	102	7	54	22	16.9	11.6	134.1	12.0	16.1
府中市	36,667	6745	28724	982	216	518	386	62	60	10	70.8	17.5	463.3	16.4	21.6
昭島市	7,052	2023	3883	819	327	243	166	17	37	23	29.0	12.2	228.4	22.1	14.2
調布市	19,829	2796	15213	1188	632	406	262	60	41	43	48.8	10.7	253.6	29.0	14.7
町田市	43,974	9278	31304	2615	777	774	533	119	90	32	56.8	17.4	263.1	29.1	24.3
小金井市	6,448	1414	4198	574	262	192	146	11	22	13	33.6	9.7	381.6	26.1	20.2
小平市	17,454	3123	12347	748	1236	321	162	31	42	86	54.4	19.3	398.3	17.8	14.4
日野市	12,017	1307	9708	947	55	227	135	43	42	7	52.9	9.7	225.8	22.5	7.9
東村山市	16,685	3078	12181	651	775	414	255	64	50	45	40.3	12.1	190.3	13.0	17.2
国分寺市	11,683	1269	9610	533	271	196	126	34	24	12	59.6	10.1	282.6	22.2	22.6
国立市	29,366	2807	24555	345	1659	322	175	66	21	60	91.2	16.0	372.0	16.4	27.7
福生市	2,358	1475	515	338	30	114	89	5	19	1	20.7	16.6	103.0	17.8	30.0
狛江市	4,155	1796	1950	362	47	156	128	8	16	4	26.6	14.0	243.8	22.6	11.8
東大和市	6,733	1318	4835	518	62	161	121	15	23	2	41.8	10.9	322.3	22.5	31.0
清瀬市	9,651	1253	7891	348	159	150	93	25	21	11	64.3	13.5	315.6	16.6	14.5
東久留米市	10,314	1533	7298	606	877	210	131	20	30	29	49.1	11.7	364.9	20.2	30.2
武蔵村山市	4,546	1997	2191	265	93	175	144	11	15	5	26.0	13.9	199.2	17.7	18.6
多摩市	18,044	2031	14742	1086	185	222	146	33	40	3	81.3	13.9	446.7	27.2	61.7
稲城市	2,803	738	1572	85	408	90	61	14	9	6	31.1	12.1	112.3	9.4	68.0
羽村市	1,867	677	954	151	85	74	57	3	11	3	25.2	11.9	318.0	13.7	28.3
あきる野市	2,601	1200	1071	171	159	112	90	4	10	8	23.2	13.3	267.8	17.1	19.9
西東京市	10,544	1089	8355	647	453	147	71	24	34	18	71.7	15.3	348.1	19.0	25.2
瑞穂町	950	875	-	75	0	79	76	-	3	0	12.0	11.5	-	25.0	-
日の出町	943	368	449	105	21	30	19	3	5	3	31.4	19.4	149.7	21.0	7.0
檜原村	16	16	0	-	-	2	2	0	-	-	8.0	8.0	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	48	35	5	-	8	6	4	1	-	1	8.0	8.8	5.0	-	8.0
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	138	104	-	17	17	21	14	-	3	4	6.6	7.4	-	5.7	4.3
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,021,756	287,434	625,151	88,037	21,134	22,944	16,684	1,952	3,470	838	44.5	17.2	320.3	25.4	25.2

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

(2) 障害福祉サービス（日中活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況  
 （令和4年度末）

区市町村	日中活動系サービス							相談支援			
	定員数						合計	人口 1万人 当たり	事業所数		
	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			計画相 談支援	地域移 行支援	地域定 着支援
千代田区	30	-	40	366	0	80	516	76.1	6	-	-
中央区	70	-	30	36	25	170	331	19.0	7	1	1
港区	212	20	-	120	74	208	634	24.1	14	11	9
新宿区	244	25	164	432	65	632	1,562	44.6	23	3	3
文京区	197	0	20	106	30	304	657	27.0	18	3	3
台東区	247	-	89	176	40	286	838	38.8	12	6	5
墨田区	121	-	0	139	-	469	729	26.3	13	5	5
江東区	440	-	50	167	100	752	1,509	28.4	29	4	3
品川区	385	12	20	200	60	305	982	23.4	21	1	-
目黒区	333	-	18	64	20	333	768	27.0	11	2	2
大田区	565	30	50	239	72	1,032	1,988	26.9	44	7	6
世田谷区	713	10	102	187	30	1,118	2,160	23.1	49	10	8
渋谷区	114	-	-	276	55	349	794	32.7	18	6	6
中野区	350	20	58	128	29	357	942	27.4	25	6	6
杉並区	560	113	26	78	20	824	1,621	27.6	43	11	8
豊島区	214	20	30	288	48	399	999	33.0	21	4	2
北区	357	10	62	140	37	526	1,132	31.9	20	8	7
荒川区	145	-	58	87	20	370	680	31.2	9	2	2
板橋区	659	12	106	178	70	878	1,903	32.7	41	7	8
練馬区	960	10	24	78	96	1,096	2,264	30.2	43	6	6
足立区	1252	25	23	279	161	946	2,686	38.8	31	5	5
葛飾区	735	11	53	110	80	782	1,771	39.1	39	6	5
江戸川区	823	19	61	244	70	898	2,115	30.7	47	8	9
八王子市	1834	-	176	320	195	1,662	4,207	72.8	39	16	13
立川市	367	-	84	159	30	436	1,076	58.4	13	4	4
武蔵野市	245	10	12	180	10	303	760	50.6	11	3	3
三鷹市	248	-	30	78	32	368	756	38.8	18	6	6
青梅市	329	-	80	18	10	375	812	61.8	19	3	3
府中市	487	-	28	138	0	414	1,067	40.7	18	7	5
昭島市	135	-	-	6	-	364	505	44.1	10	2	2
調布市	542	-	76	83	0	669	1,370	56.3	14	4	4
町田市	1039	-	40	172	20	853	2,124	49.1	28	4	3
小金井市	155	20	-	56	-	289	520	40.9	13	3	2
小平市	534	16	-	22	17	449	1,038	51.9	18	10	8
日野市	682	6	6	30	0	260	984	51.7	16	4	4
東村山市	376	-	9	27	15	625	1,052	69.2	14	2	2
国分寺市	181	6	12	80	-	155	434	33.1	12	3	3
国立市	327	-	50	70	40	125	612	79.8	11	4	4
福生市	105	-	-	25	-	140	270	48.6	8	2	2
狛江市	102	-	15	-	-	92	209	24.9	3	2	2
東大和市	126	-	30	6	10	253	425	50.9	9	3	3
清瀬市	375	28	-	20	-	211	634	83.5	10	4	3
東久留米市	172	-	32	22	20	315	561	48.8	15	1	1
武蔵村山市	140	-	20	20	-	270	450	64.2	7	1	1
多摩市	217	-	-	0	0	419	636	43.4	13	1	1
稲城市	90	-	-	-	40	220	350	37.0	5	-	-
羽村市	84	-	-	6	-	165	255	47.2	6	-	-
あきる野市	261	-	-	6	10	85	362	46.0	8	2	2
西東京市	233	-	20	36	-	324	613	29.6	15	5	4
瑞穂町	150	-	-	6	-	54	210	67.0	3	2	2
日の出町	276	-	-	-	-	115	391	233.3	3	-	-
檜原村	0	-	-	-	-	20	20	104.8	1	1	1
奥多摩町	40	-	-	-	-	20	60	134.6	2	-	-
大島町	240	-	-	-	-	30	270	397.4	3	-	-
利島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	23	-	-	-	-	40	63	92.3	1	-	-
青ヶ島村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都外	2,901	-	-	-	-	-	2,901	-	-	-	-
合計	22,742	423	1,804	5,704	1,651	23,254	55,578	39.6	950	221	197

「各地域におけるサービス提供の状況」（東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料）

(令和4年度末)

区市町村	短期入所		共同生活援助 (グループホーム)					障害者支援施設等		
	定員数	人口 1万人 当たり	定員数				人口 1万人 当たり	施設数	主たる対象者	
				(身体) 知的	精神	難病			身体	知的
千代田区	5	0.7	14	8	6	-	2.1	-		
中央区	6	0.3	51	37	14	-	2.9	1		○
港区	22	0.8	79	60	19	-	3.0	2	○	○
新宿区	19	0.5	106	63	43	-	3.0	2	○	○
文京区	13	0.5	88	67	21	-	3.6	1	○	○
台東区	18	0.8	138	100	38	-	6.4	1		○
墨田区	6	0.2	167	144	23	-	6.0	-		
江東区	27	0.5	237	201	36	-	4.5	-		
品川区	20	0.5	147	72	75	-	3.5	2	○	○
目黒区	14	0.5	117	95	13	9	4.1	2	○	○
大田区	44	0.6	692	520	172	-	9.4	2	○	○
世田谷区	80	0.9	414	249	165	-	4.4	2	○	○
渋谷区	12	0.5	99	54	45	-	4.1	2	○	○
中野区	18	0.5	206	122	84	-	6.0	2	○	○
杉並区	29	0.5	458	373	85	-	7.8	3	○	○
豊島区	21	0.7	288	108	180	-	9.5	2	○	○
北区	39	1.1	207	151	56	-	5.8	-		
荒川区	14	0.6	188	97	91	-	8.6	-		
板橋区	48	0.8	423	255	168	-	7.3	2	○	○
練馬区	36	0.5	719	341	378	-	9.6	6	○	○
足立区	34	0.5	716	606	110	-	10.3	3	○	○
葛飾区	24	0.5	815	690	125	-	18.0	1		○
江戸川区	30	0.4	652	436	216	-	9.5	2	○	○
八王子市	101	1.7	1,241	887	354	-	21.5	9	○	○
立川市	18	1.0	290	246	44	-	15.7	1		○
武蔵野市	5	0.3	214	183	31	-	14.2	1		○
三鷹市	16	0.8	226	94	132	-	11.6	1		○
青梅市	70	5.3	417	399	18	-	31.8	4	○	○
府中市	41	1.6	257	196	61	-	9.8	1	○	
昭島市	2	0.2	111	80	31	-	9.7	-		
調布市	23	0.9	268	150	118	-	11.0	2		○
町田市	54	1.2	726	578	148	-	16.8	3	○	○
小金井市	14	1.1	177	148	29	-	13.9	-		
小平市	46	2.3	267	246	21	-	13.3	3	○	○
日野市	28	1.5	397	352	45	-	20.8	5	○	○
東村山市	32	2.1	108	88	20	-	7.1	2		○
国分寺市	9	0.7	235	195	40	-	17.9	-		
国立市	27	3.5	176	155	21	-	22.9	2		○
福生市	5	0.9	102	96	6	-	18.4	1		○
狛江市	5	0.6	74	49	25	-	8.8	-		
東大和市	34	4.1	183	164	19	-	21.9	-		
清瀬市	27	3.6	125	103	22	-	16.5	3	○	○
東久留米市	9	0.8	205	155	50	-	17.8	1		○
武蔵村山市	41	5.8	126	116	10	-	18.0	1		○
多摩市	18	1.2	169	126	43	-	11.5	1		○
稲城市	6	0.6	77	70	7	-	8.2	1		○
羽村市	13	2.4	83	54	29	-	15.4	1		○
あきる野市	34	4.3	188	142	46	-	23.9	2	○	○
西東京市	16	0.8	372	178	194	-	18.0	1		○
瑞穂町	12	3.8	43	37	6	-	13.7	1		○
日の出町	20	11.9	99	86	13	-	59.1	4	○	○
檜原村	10	52.4	-	-	-	-	-	-		
奥多摩町	4	9.0	16	16	-	-	35.9	1		○
大島町	6	8.8	24	24	-	-	35.3	3		○
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	4	22.5	7	7	-	-	39.4	-		
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
八丈町	-	-	27	12	15	-	39.6	-		
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-		
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	1,329	0.9	14,051	10,281	3,761	9	10.0	93	24	42

「各地域におけるサービス提供の状況」(東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料)



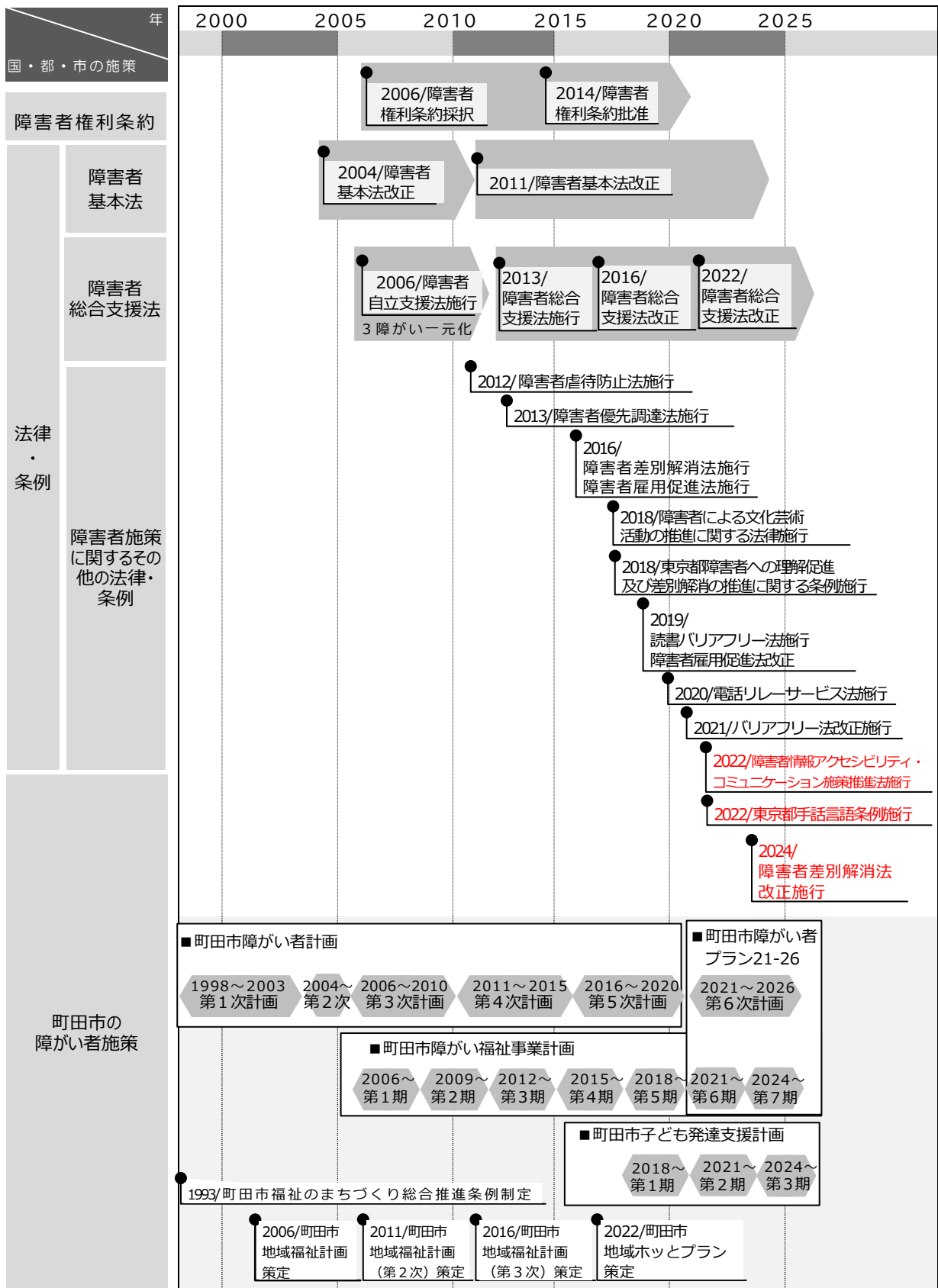
(3) 地域生活支援事業の区市町村別実施状況

(令和4年度)

区市町村	事業 理解 促進・ 啓発	事業 自 発的 活動 支援	相談支援事業 *国庫補助 対象事業分 別			成年 後見 制度 利用 支援 事業	成年 後見 制度 法人 支援 事業	意思 疎通 支援 事業		日常 生活 用具 給付 等 支援 事業	手 話 奉 仕 員 養 成 研 修 事業	移 動 支 援 事 業	地域活動支援センター			み 基 礎 的 事 業 の	
			能 力 支 援 事 業 ( セ ン タ ー 等 機 能 強 化 事 業	基 幹 相 談 支 援 事 業 ( サ ボ ー ト 事 業	住 宅 入 居 等 支 援 事 業 ( 居 住 支 援 事 業			通 話 支 援 事 業 ( 手 話 通 話 支 援 事 業 派 遣 支 援 事 業)	通 話 支 援 事 業 ( 手 話 通 話 支 援 事 業 派 遣 支 援 事 業)				( I 型 機 能 強 化 事 業	( II 型 機 能 強 化 事 業	( III 型 機 能 強 化 事 業		
千代田区	○		○					○	○	○	○	○	○				
中央区	○	○	○					○	○	○		○	○				
港区	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○				
新宿区	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○			○	
文京区	○		○			○		○	○	○		○	○		○	○	
台東区	○	○	○					○	○	○	○	○	○		○	○	
墨田区	○	○				○		○	○	○	○	○	○				
江東区	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		
品川区	○		○			○		○	○	○		○	○				
目黒区	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○	○	
大田区	○	○	○					○	○	○	○	○	○		○	○	
世田谷区	○							○	○	○	○	○	○		○		
渋谷区	○		○					○	○	○	○	○	○				
中野区	○					○		○	○	○	○	○	○		○		
杉並区								○	○	○	○	○	○			○	
豊島区	○		○			○		○	○	○	○	○	○		○	○	
北区	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○				
荒川区	○		○			○		○	○	○	○	○	○		○		
板橋区	○					○		○	○	○	○	○	○		○		
練馬区	○	○	○					○	○	○	○	○	○			○	
足立区			○			○		○	○	○	○	○	○			○	
葛飾区	○	○				○		○	○	○	○	○	○		○		
江戸川区	○	○						○	○	○		○	○		○	○	
八王子市	○					○			○	○		○	○		○	○	
立川市	○	○				○		○	○	○	○	○	○		○		
武蔵野市	○		○					○	○	○	○	○	○		○		
三鷹市	○		○	○				○	○	○	○	○	○		○		
青梅市								○	○	○	○	○	○				
府中市	○	○	○					○	○	○	○	○	○		○		
昭島市	○							○	○	○	○	○	○				
調布市		○	○					○	○	○	○	○	○				
町田市								○	○	○	○	○	○				
小金井市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○				
小平市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○			○	
日野市	○		○			○		○	○	○	○	○	○				
東村山市			○					○	○	○	○	○	○				
国分寺市	○		○			○		○	○	○	○	○	○			○	
国立市			○					○	○	○	○	○	○		○		
福生市	○		○					○	○	○	○	○	○		○		
狛江市	○	○				○		○	○	○	○	○	○			○	
東大和市			○			○		○	○	○	○	○	○				
清瀬市			○					○	○	○	○	○	○			○	
東久留米市	○		○					○	○	○	○	○	○				
武蔵村山市								○	○	○	○	○	○		○		
多摩市	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○				
稲城市	○		○			○		○	○	○	○	○	○				
羽村市	○							○	○	○	○	○	○				
あきる野市			○			○		○	○	○	○	○	○				
西東京市	○							○	○	○	○	○	○				
瑞穂町									○	○	○	○	○		○		
日の出町									○	○	○	○	○		○		
檜原村			○							○	○	○	○				
奥多摩町								○		○	○	○	○			○	
大島町										○	○	○	○				
利島村			○														
新島村										○							
神津島村										○		○					
三宅村										○							
御蔵島村										○		○					
八丈町										○		○			○		
青ヶ島村																	
小笠原村										○							
区市町村数	39	18	36	5	25	2	50	48	60	39	57	47	22	16	0		

「各地域におけるサービス提供の状況」(東京都第十期障害者施策推進協議会第1回専門部会資料)

## 5 計画策定の背景



※各計画の期間については年度、その他は年で掲載しています。

## 6 計画の検討経過

### ■前期計画検討経過

2019年度	<p>第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年1月21日(火) 議 題 前期計画策定に関わる諮問</p>
2020年度	<p>第1回 障がい者計画部会(書面会議) 開催日 2020年4月10日(金) 議 題 前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討 ※5月11日(月)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第1回 町田市障がい者施策推進協議会(書面会議) 開催日 2020年4月24日(金) 議 題 前期計画の構成、基本理念、基本目標等の検討 ※5月21日(木)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第2回 障がい者計画部会(書面会議) 開催日 2020年5月21日(木) 議 題 分野別の課題と施策等の検討 ※6月2日(火)に代表者会議を開催し書面会議結果を総括</p>
	<p>第1回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年6月5日(金) 議 題 サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認</p>
	<p>第2回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年7月7日(火) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討</p>
	<p>第3回 障がい者計画部会 開催日 2020年7月16日(木) 議 題 基本理念、基本目標、分野別の課題と施策の検討</p>
	<p>第2回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2020年7月27日(月) 議 題 分野別の課題と施策の検討</p>
	<p>第3回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2020年8月4日(火) 議 題 国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討</p>
	<p>第4回 障がい者計画部会 開催日 2020年8月19日(水) 議 題 分野別の課題と施策の検討</p>

2020 年度	<p>第3回 町田市障がい者施策推進協議会  開催日 2020年8月20日(木)  議 題 分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討</p>
	<p>第5回 障がい者計画部会  開催日 2020年9月23日(水)  議 題 分野別の課題と施策、パブリックコメント用素案の検討</p>
	<p>第4回 町田市障がい者施策推進協議会  開催日 2020年10月23日(金)  議 題 パブリックコメント用素案の検討</p>
	<p>パブリックコメント実施  募集期間 2020年11月10日(火)～12月9日(水)  募集方法 郵送、メール、FAX、持参  資料の閲覧・配布場所  障がい福祉課、市政情報課、広聴課、男女平等推進センター(市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曾山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター  ※町田市HPにも資料を掲載</p>
	<p>第6回 障がい者計画部会  開催日 2021年1月13日(水)  議 題 答申原案の検討</p>
	<p>第5回 町田市障がい者施策推進協議会  開催日 2021年1月28日(木)  議 題 答申原案の検討・承認</p>
	<p>市長答申  開催日 2021年2月18日(木)</p>

## ■後期計画検討経過

2022 年度	第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2023年2月21日(火) 議 題 後期計画策定に関わる諮問
2023 年度	第2回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2023年6月26日(月) 議 題 サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認
	第3回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2023年7月20日(木) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討
	第4回 障がい者計画部会 全体会 開催日 2023年7月27日(木) 議 題 分野別の課題と施策の検討
	第2回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2023年8月22日(火) 議 題 分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討
	第5回 障がい者計画部会 作業部会 開催日 2023年9月7日(木) 議 題 国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討
	第6回 障がい者計画部会 全体会 開催日 2023年9月20日(水) 議 題 分野別の課題と施策の検討
	第3回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2023年11月29日(水) 議 題 市民の意見を聴く会用素案の検討
	2024 年度
	第7回 障がい者計画部会 全体会 開催日 2024年1月 日( ) 議 題 答申原案の検討
	第4回 町田市障がい者施策推進協議会 開催日 2024年2月 日( ) 議 題 答申原案の検討・承認

	市長答申
	開催日 2024年3月 日 ( )

## 7 計画の検討体制

### (1) 町田市障がい者施策推進協議会 委員名簿

#### ■前期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名（委員就任時）
会長	岩崎 晋也	法政大学
職務代理	井上 光晴	元名社会福祉士事務所
委員	佐藤 繭美	法政大学
委員	谷内 孝行	桜美林大学
委員	中川 種栄	町田市医師会
委員	長崎 敏宏※1	町田市歯科医師会
	松崎 重憲	
委員	小野 浩	まちされん
委員	森 公男	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員	馬場 昭乃	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員	藤谷 修平	南地域障がい者支援センター
委員	青山 信幸	町田市障がい者就労・生活支援センター Let's
委員	堤 愛子	特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会
委員	風間 博明	町田市身体障害者福祉協会
委員	浅野 直樹	町田市聴覚障害者協会
委員	赤松 正美	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
委員	坂本 宣宏	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
委員	町野 眞里子	町田市民生委員児童委員協議会
委員	鈴木 悟	町田商工会議所
委員	森山 知也	東京都立町田の丘学園
委員	戸塚 岳※2	町田公共職業安定所
	降幡 勇一	

※1：2020年7月8日まで

※2：2020年4月24日まで

■後期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名（委員就任時）
会長	石渡 和実	東洋英和女学院大学
職務代理	井上 光晴※1	元名社会福祉士事務所
	谷内 孝行	桜美林学園
委員	佐藤 繭美	法政大学
委員	小泉 広子	桜美林学園
委員	中川 種栄	町田市医師会
委員	松崎 重憲	町田市歯科医師会
委員	小野 浩	まちされん
委員	藤井 雅巳	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員	叶内 昌志	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員	刑部 輝	堺地域障がい者支援センター
委員	藤本 英理子	町田市障がい者就労・生活支援センターりんく
委員	堤 愛子	特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会
委員	風間 博明	町田市身体障害者福祉協会
委員	吉本 茂人※2	町田市聴覚障害者協会
	浅野 直樹	
委員	土田 由紀子	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
委員	飯長 喜一郎	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
委員	荻野 淳子	町田市民生委員児童委員協議会
委員	陶山 慎治	町田商工会議所
委員	萩原 秀朗	東京都立町田の丘学園
委員	佐々木 暢	町田公共職業安定所

※1：2023年3月31日まで

※2：2023年8月17日まで



(2) 町田市障がい者施策推進協議会 障がい者計画部会 委員名簿

■前期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名(委員就任時)
部会長 ※	小野 浩	町田市障がい者施策推進協議会(まちされん)
職務代理 ※	森山 知也	町田市障がい者施策推進協議会 (東京都立町田の丘学園)
委員 ※	李 幸宏	まちだ在宅障がい者「チェーンの会」
委員 ※	市村 善明	特定非営利活動法人 インクルネット町田
委員 ※	風間 博明	町田市障がい者施策推進協議会 (町田市身体障害者福祉協会)
委員 ※	後藤 美紀子	知的・発達障がい児・者とともに育つ会 ひこうせん
委員 ※	永田 隆	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員 ※	玉木 浩人	町田市聴覚障害者協会
委員	稲村 宏美	とびたつ会
委員 ※	清水 謙一	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員 ※	宮島 美彩	宮島法律事務所
委員	三輪 洋一	社会福祉法人 コメット 原町田スクエア

※：作業部会員を兼務

■後期計画委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属名（委員就任時）
部会長 ※	小野 浩	町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）
職務代理 ※	三井 智哉	まちだ在宅障がい者「チェーンの会」
委員 ※	萩原 秀朗	町田市障がい者施策推進協議会 （東京都立町田の丘学園）
委員 ※	市村 善明	インクルネット町田
委員 ※	風間 博明	町田市障がい者施策推進協議会 （町田市身体障害者福祉協会）
委員	松村 幸子	知的・発達障がいのある人とともに育つ会 ひこ うせん
委員	仲泊 昌仁	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
委員	浅野 直樹	町田市聴覚障害者協会
委員 ※	前田 玄	とびたつ会
委員 ※	清水 謙一	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員 ※	宮島 美彩	宮島法律事務所
委員 ※	後藤 英樹	社会福祉法人 まちのひ 町田市障がい者就労・生活支援センターLet' s

※：作業部会員を兼務



## 後期計画(案)についての協議会・各部会からの意見

## 障がい者施策推進協議会

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
1	2 暮らすこと	重点施策4	精神障がい者に対するケアは遅れているように感じていて、特に施設から地域への移行については、手薄い印象を持っている。色々な団体による会議体、ネットワーク会議が作られて、6年にわたって協議をして、何をするのかきちんと検討してほしい。	ネットワーク会議では、保健所と障がい福祉課が事務局となり、警察や消防署などにも参加いただきながら、精神障がいがある方への支援について協議しています。地域移行については、実際に病院を訪問し、好事例を持ち寄ることで、他の病院でも同様の取り組みを広げていくことができるか、といった検討を行っています。
2		重点施策5	・前期計画のグループホームのあり方検討から、後期計画ではグループホームの訪問の仕組みをつくるという内容となっている。町田市の高齢者福祉の分野では、市民から選ばれた相談員が定期的に訪問し、聞き取った利用者の要望を施設に返すという仕組みがある。これは非常に良い仕組みだと思うので、そういった仕組みが入れられたら良いと思う。 ・訪問施設数の目標値が各年度5施設となっているので、今現在どのくらいグループホームがあるのかを知りたい。	2022年度末時点の市内のグループホーム数は、144件です。その中で、重度の障がいがある方が利用されている事業所を中心に、開設相談時の計画と現在の状況について訪問確認をしたいと考えています。
3	7 情報アクセシビリティのこと	重点施策13	全体的に目標値が抽象的なところが数値化されたことはいいと思うが、重点施策13の目標値「手話通訳者登録試験の合格者数2人以上」について、これは試験を受けた人の何%にあたるのか。また、この合格率は他市も同じなのか。	・合格者数の2名は、3か年(2020年～2022年)の合格者数の平均値から算出しており、過去3か年の合格率平均は約10%となります。 ・町田市の手話通訳者登録試験は独自試験であるため、合格率について他市比較ができません。
4	11 理解・協働のこと	重点施策18	新しい人材確保は本当に必要なことだと思うが、今、頑張っている人たちにもう少し着目してほしい。医療ロボットの導入などを行っている施設もあるが、今いる人たちの負担を軽減することが新たな人材確保にもつながるのではないかと考えているので、今いる人たちも大切にしていきたい。	ご意見として伺います。
5	国の指針と町田市の考え方	項目2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	東京都が評価指標を設定するため、町田市独自の指標は設けないこととなっているが、その東京都の指標に対して町田市の目標達成率はどうか、という点をきちんと把握すべきである。	本項目について、東京都に確認したところ、市区町村単位での実績は把握していないとの回答でした。都全体としての実績は、東京都施策推進協議会にて資料として公表されていますので、今後は、町田市の実績の振り返りを行う際にも、本項目についての東京都の実績を協議会や部会できちんと共有していきます。

## 障がい者計画部会(第3回～第6回)

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
1	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	現状と課題	【社会教育(生涯学習)】 ・学級生の長期化・高齢化が問題点のように書かれているが、それだけ価値のある場所だということ。新規参加者の拡大方法、ボランティアスタッフの確保などを課題とするような表記に修正すべき。 ・ボランティアスタッフの連絡会への参加のしづらさがスタッフの減少につながっていると思う。 ・仕組みの再構築についても、前向きな検討であってほしい。	ご指摘の通り、文言を修正しました。
2	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	現状と課題	・「ボランティアスタッフが増減傾向にあり…」という文言があるが、「町田市障がい者青年学級 実践報告集第47号」の巻末資料を見ると、必ずしも、ボランティア数が大幅に減っているわけではない。そのことだけを理由に仕組みの再構築が必要、というのは当たらないのではないか。 ・先の報告集は、その青年学級の実践自体も、報告書の内容も本当に素晴らしい。ただ、担当者がこれだけのものを作る労力は相当なものだとも思う。その分の時間とエネルギーを日常の青年学級の実践に注げるなら、縮小していくこともありかとは思ふ。(いや、と言いたいわけではありません。) 50年にわたる青年学級の歴史もよくわかるバイブル的なものでもあり、今後、青年学級の担当者になった方にも必ず読んでいただきたい。報告集は保護者にもぜひ配布してほしい。 ・再構築するなら、「新たに学びたい方も公平に学べるような仕組み」と、新しい方だけのことを言うのではなく、これまでの青年学級に価値を感じ、長期にわたり、生活の柱として参加してきた人が失望することのないような方向でお願いしたい。イベント的なものではなく、継続的な学習の場としての青年学級の意義を大切にほしい。	学級活動を支えるボランティアスタッフを「担当者」といいます。当日活動のみ非定期で参加する担当者は比較的にありますが、何年も継続し、1年を通して活動に参加できる担当者が減少しています。また、週に1回夜間に開催している青年学級を運営するための担当者会議への出席者が減っています。担当者の経験やスキルにばらつきが生じ、中心となる担当者に負担が偏っていることなどが問題となっていることから仕組みの再構築が必要だと考えています。 また、「新たに学びたい方も」という表現には在籍中の方も含まれておりますので、計画素案の文言の修正はしませんが、今後の事業の再構築に向けた検討の中で、いただいたご意見を参考に在籍中の方も含めて学び続けられる仕組みづくりに取り組んでまいります。
3	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	重点施策1	事業概要に選手「等」という文言を追記しているが、選手以外にはどのような方を想定しているのか。	現役の選手の方ももちろんいらっしゃいますが、選手が現役を引退した場合も想定されるため、「等」という文言を追記しました。

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答															
4	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	重点施策2	2026年度の目標値「再構築した仕組みの担い手の検討」というのは、何を指しているのか。	現在、具体的な事業見直しの方向性について検討段階のため、具体的な内容については未定ですが、今後、生涯学習センター運営協議会にて青年学級事業の在り方の見直しを行う中で、ボランティアスタッフや業務委託等を含めて担い手の検討を行っていく予定です。															
5			目標値が2025年度までは「仕組みの再構築に向けた検討」、2026年度が「再構築した仕組みの担い手の検討」となっているが、2026年度には仕組みは再構築されていることか。「2028年度実施予定」とあるが、これは再構築されるのが2028年度ということなのか。	現在、具体的な事業見直しの方向性について検討段階のため、具体的な内容については未定ですが、検討の中で段階的に見直し案を入れることも想定しています。「(仮称)町田市教育プラン2024-2028」との整合性を図るため、現段階では「(仮称)町田市教育プラン2024-2028」の最終年度を達成目標としています。															
6	2 暮らすこと	重点施策5	2026年度の目標値が「施策に基づいた実施」となっているのに対して、事業概要は「施策の検討をおこないます。」にとどまっているので、事業概要を「施策の検討をおこない、実施します。」という文言に修正してほしい。	ご指摘のとおり修正します。															
7	3 日中活動・働くこと	重点施策6	事業概要や目標値を見ても具体的にどのようなことをするのかかわからない。町田の丘学園の卒業生数の見込みなどは、もう既に分かっているのではないのか。それを1年かけて検討するのはどうかと思う。結局既存の施設でやっていけるものなのか、新規で開設しなければ今後の卒業生を受け入れることができないのかによって、整備方針が大きく変わると思う。もう少し予定を前倒して、2025年度には方針に基づいた施策の実施に当たるような動きがあっても良いのではないのかと思う。	具体的な事業内容は検討段階ですが、市内の今後のニーズ把握として、町田の丘学園の卒業生数の推移や市内障がい者施設での受け入れ可能人数等について調査し、年度ごとに将来推計を求めることで、今後の必要数の見込量から整備方針の方向性を決定していく予定です。いただいたご意見を参考とさせていただきますながら、方針内容の検討及び調査を進めていきます。															
8	3 日中活動・働くこと	重点施策8	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市は一般雇用と障がい者雇用で勤務時間の上限に違いはあるのか。</li> <li>重点施策の2023年度現状値の59名は、正規職員のみか。内訳が知りたい。</li> <li>各年度の目標値の①が「増員」となっているが、具体的な目標人数を記載してほしい。</li> <li>新規採用数の増加と共に、安心して働くことができる環境づくりや、職場への定着を目指すことを事業概要に加えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市では、一般雇用と障がい者雇用で上限時間に違いはありません。</li> <li>会計年度任用職員を含めた人数です。内訳は以下の通りです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体</th> <th>知的</th> <th>精神</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規</td> <td>48</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用率達成のための人数は、年度によって全体の職員数や障がい者数等に変更が生じるため、具体的な数値を目標値とすることはできませんが、これらの変更にも対応できる形で、「法定雇用率の達成」という文言に修正しました。</li> <li>ご指摘の通り、事業概要及び目標値に職場定着の内容を追加しました。</li> </ul>		身体	知的	精神	合計	正規	48	0	5	53	会計年度	1	2	3	6
			身体	知的	精神	合計													
正規			48	0	5	53													
会計年度			1	2	3	6													
9	目標値に「③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)」とあるが、雇用形態によっては1年度の契約や短期の契約の方もいると思う。そういった方はここには該当せず、あくまで長期で雇用契約を結んでいる方が該当するという認識でよいのか。	正規職員は、任期の定めがないため問題なく該当すると考えています。会計年度任用職員は、基本的には1年度での契約となりますが、その年の評価に問題がなければ公募によらず4回まで更新ができ、継続した任用となることから、会計年度職員も含めて考えています。																	
10	3か年とも目標値に「①法定雇用率の達成」と書かれているのは、達成する気がないということではないのか。地域でいうと市役所というのは最大の企業であり、町田市内の企業も町田市役所に準ずる形になると思うので、市役所が未達というのは問題だと考える。町田市内で働きたいと思っている障がいがある人は多いと思うので、1月に実施する「市民の意見を聴く機会」でも同様の意見が出ると思う。	ご指摘の通り、町田市役所は現在法定雇用率が未達の状態となっているため、まずは法定雇用率を達成することを今回の計画の目標として設定しています。また、計画期間中にも法定雇用率は変動するため、それに対応するために毎年度の目標値としています。																	
11	公的機関における法定雇用率の達成は義務とされており、隣町の相模原市役所は既に達成しているにもかかわらず、町田市は達成できていない。精神障がい者の雇用数も少ないため、今年の補正予算として雇用者数を増やしてほしい。1月13日に開催予定の市民の意見を聴く会でも同様の意見が出ると思う。障がい者差別解消に関する条例が制定予定と聞いたが、職員の意識の向上が最も課題ではないかと疑ってしまう。	2023年度から会計年度任用職員の採用を新たに実施しました。引き続き、法定雇用率達成に向けて、正規職員のほか会計年度任用職員の採用拡大を図っていきます。また、障がいの理解促進を図るため、管理・監督者向けの研修会などを実施していますが、継続して実施していくことで、職員のさらなる意識向上に努めていきます。																	
12	3 日中活動・働くこと		難病法が施行されて来年で10周年を迎える。現在、改正の動きがあり、その中で福祉関係者と就労の事業所との連携に関する方針が盛り込まれる可能性が示唆されている。まだこれからの話であるため今回の計画では記載できないと思うが、国から東京都に対してそういった働きかけがされていることは把握しておいてほしい。また、国の動きや難病関連の法案、改正の動きをフォローしてほしい。	ご意見として伺います。															

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
13	4 相談すること	重点施策10	事業概要の中に「地域福祉コーディネーター」が追記されているが、これは新規でそういった役割の人を作るということか、それとも高齢分野や社会福祉協議会と共通したものなのか。	重層的な相談支援体制の構築として、社会福祉協議会で行われている地域福祉コーディネーターを指しています。
14	7 情報アクセシビリティのこと	現状と課題	「東京都手話言語条例」の内容が追記されているが、都内ではどのくらいの自治体で既に制定されているのかも合わせて記載してほしい。 ・手話通訳者や要約筆記者だけでなく、点訳奉仕者のニーズもあることを現状と課題として追記してほしい。	ご指摘の通り追記しました。
15	7 情報アクセシビリティのこと	重点施策14	2023年度の現状値が「情報バリアフリーハンドブック」の骨子案の作成となっているが、対象者には知的障がいや学習障がい(LD)がある方も含まれているか。書字障がいの方など、文字を読むことが難しい方もいると思う。例えば、「やさしい日本語」などの外国人の方のためのものを使えば情報のバリアが下がると思うが、今年度の骨子案の作成にあたって、そういった方も対象をしているのか。	骨子案の具体的内容については、これから福祉のまちづくり推進協議会にて検討していくところですが、現行の「情報バリアフリーハンドブック」の対象範囲を拡大し、学習障がいがある方や「やさしい日本語」を必要とする方も対象に含めたものにしていきたいと考えています。
16	8 生活環境と安全・安心のこと	重点施策15	東日本大震災から10年以上たっている中で、例えば難病をはじめ慢性疾患や定期的な医療行為が必要な方など、障がいがある方々が実際にどのような避難場所でのようなニーズがあるのか把握していると思うが、避難施設の要件検討とは具体的に何の要件を検討するのか。	町田市の防災をとりまく状況として、福祉関連部署を中心に、「避難行動要支援者の個別避難計画」を作成する方針があり、今後要配慮者に寄り添った取組みがより一層求められています。障がいがある方が避難する際には、様々なニーズや、支援の手が必要となります。そのため、障がいの有無や種別にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設の活用を検討するなど、障がいがある方が避難しやすい避難施設の充実に取り組めます。
17			一次避難施設と二次避難施設の関係性、あり方について、これまで市と協議してきたが、その内容も重点施策15の事業内容に含まれるという認識で良いか。 東日本大震災や熊本地震の際に現地に支援に行ったが、沢山の地域住民が避難する中で、一次避難施設はバリアだらけのため障がいがある人や肢体不自由の人の利用は難しい。熊本地震の際は、公民館のロビーで気管切開の人が避難しているような状況で、急遽近隣の大学が敷地を提供して医療的ケアの人たちを受け入れるようなこともあった。まずは一次避難施設で障がいがある人たちが薬や医療等の情報提供を受けられ、1週間過ごせるようにしておいて、その後二次避難施設に繋げていくようなシミュレーションをしておいた方が良いと思う。また、外部からの応援部隊をどのように上手く配置していくのかについても検討しておいた方が良い。熊本地震の際は、全国から看護師や医療ソーシャルワーカーの方が沢山来て、ゼッケンをつけて避難施設を走り回っていたが、それだけで被災者の方々は気持ちが安心する。避難施設には精神障がいのある人も沢山いるので、安心が得られるのは大切。二次避難施設を整備すれば障がいがある人たちは救われるというのは幻想なので、医療や食料、障がい特性に合わせたコミュニケーション手段等が全ての支援の中に組み込まれている必要がある。	一次避難施設と二次避難施設の関係については、基本的に「町田市地域防災計画」の内容であり、本計画の重点施策15については、一次避難施設を中心とした内容となっています。いただいたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
18			大災害の場合、視覚障がい者や重度の肢体障がい者は避難施設に行くことはできないと思う。そういった方々は多少の水や食料は確保していると思うが、避難施設に行くことができずに水や食料の配給を受けられない方々に対する手立てはどのように考えているのか。	避難施設に行くことができない方へのケアについて、現在、市では「個別避難計画」という一人一人の障がい特性に合った災害時の避難行動の計画を作成するスキームを検討しており、それぞれの方に必要なケアや、避難場所等についての計画をこれから策定していく予定です。
19			地域の防災訓練にグループホームなどの施設も参加することで、車いすの人や知的障がいの方が地域住民に知っていただく機会になるという取組みを横浜でやっていると聞いた。認知症の方なども地域の住民自治会や防災訓練に参加するのは難しいであろうし、地域全体が大変な状況の中で難しい面もあるかもしれないが、日常の地域の防災訓練の中で、こういう人が地域にいるんだな、ということを知ってもらう機会を作れると良いと思う。防災の計画の中に入れてもらえるとうれしい。	貴重なご意見として今後の取組みの参考とさせていただきます。
20	9 差別をなくすこと・権利を守ること	重点施策16	2024年度の目標値が「会議体の設置」と「協議の実施1回」となっているが、年間1回の会議回数で良いのか。また、その会議には当事者も参加するのか。差別解消と書いてあるが、差別といっても色々なことがあって、例えばバス停で車いすの人が待っていたのにバスがそのまま行ってしまったり、バスで障害者手帳を提示したのに「それ使えませんよ」と言われてしまったりすることがある。	障がい当事者委員も想定はしていますが、会議体の具体的な構成メンバーや検討内容等については現段階では未定です。障害者差別解消法に基づき設置する会議体であるため、法の規定に基づきながら委員構成や障がい者差別解消の取組みを検討してまいります。
21			障がい者差別解消に関する町田市条例が来年度から施行される予定だが、施行後の運用については既に決まっているのか。例えば、商店街などでは盲導犬の入店拒否の問題があるが、条例の内容や様々な差別の事例を事業者に対してどのように周知していくのか。また、飲食店を開く際には保健所に届出を提出して許可を得る必要があると思うが、その際に、障がいがある人への対応に関する項目を設けて、承諾を得るようなこともやってほしいと思うが、そのようなことまで考えられているのか。	施行後の取組み内容については検討中ですが、条例を制定するにあたり、今年度「(仮称)障がい者差別解消条例検討部会」を設置し、様々な立場の方からご意見をいただいているところです。その中で、障がい者差別をなくすためには市だけではなく、事業者、市民それぞれが責務、役割を持って取り組んでいかなければならないという方針のもと、来年度は市と事業者と障がい当事者が協働して障がい者差別や合理的な配慮に関する勉強会等を開催していきたいと考えています。
22	11 理解・協働のこと	重点施策18	人材育成としての質の担保というよりは、人材を確保しようという内容になっている。若い人たちに対する事業としてこれはこれで良いと思うが、実際就業する方は中途採用の方が多く思う。そういった人たち向けの取組みは行わなくてよいのか。	中途採用も含めた人材確保支援の取組みとして、町田市では社会福祉協議会と共催で「福祉のしごと相談・面接会」を開催しています。重点施策としては記載しておりませんが、今後も同取組みを継続していく予定です。

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
23	国の指針と町田市の考え方	項目1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	評価指標の「地域移行者数」の項目に、2022年度末時点の施設入所者数が234人と記載されているが、市内施設を利用している方は何%いるのか。	市内施設入所者は54名であり、全体の23%です。
24		項目3 地域生活支援の充実	まずは強度行動障がいの対象となる方の実態を把握することが重要だと思うので、町田市の考え方及び評価指標を「強度行動障がいの対象となる者の実態を調査し、」という文言に修正してほしい。	ご指摘の通り修正しました。
25	障害福祉サービス等の見込量		2021年度、2022年度は新型コロナウイルスの影響が大きく、他の年度に比べて利用者数や利用時間数が大幅に増減している。第7期計画期間の見込量の算出方法としては、第5期計画期間(2018年度～2020年度)の3か年の実績をベースとした方が良い。	ご指摘の通り、第5期実績をベースとした算出方法に修正しました。
26		重度訪問介護生活介護	第6期計画期間(2021～2023年度)の見込量に対して、第7期計画期間(2024年度～2026年度)の見込量が下回っているのはなぜか。	第6期の見込量を作成した際は、過去の実績の伸び率から算出をしましたが、新型コロナウイルスの影響により、実績としては大幅に減少をしています。したがって、第6期の見込量よりも少ない見込量となっていますが、少しずつコロナ前の数値に回復していくことを見込んでいます。

## 相談支援部会

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
1	2 暮らしごと	現状と課題	【地域生活への移行】 「施設入所者の地域移行は十分に進んでいません」の文章について、根拠が不明確のため、前期の取り組みを記載した上での評価、後期への取り組みに繋がるようにしていただければと思います。(数値の比較対象となるものがあれば記載)	「国の指針と町田市の考え方」項目1に詳細を記載しているため(目標14人、移行者6人)、「現状と課題」はこのままといたします。
2		主なとりくみ	【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】 地域生活移行をより具体的な取り組みとして進めるには、「施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングを通じ、地域生活の移行の聞き取りを引き続き行います。」他P6、7の記載内容では不十分に感じます。町田市としての関わり、取り組みについて重点施策に記載していただければと思います。例えば、記載してある認定調査時の聞き取りや計画相談のモニタリングなどの場を通じ実施するにしても誰が集約してどうつなげるのかまで取り組みとして記載し共有しないと評価することが難しくなります。取り組みを記載できるようであれば追記をお願いしたいと思います。 以下は地域移行に伴う提案になります。 地域生活支援拠点の整備についても議論しておりますので、並行して地域生活移行について、重点施策として進めるのであれば、【地域生活移行部会】等の名称で会議体、部会等の立ち上げの検討をしていただくことを提案します。制度、現状の共有、課題の抽出等を各関係機関でネットワークをつくっていきながら取り組むことが必要だと感じます。	重点施策の項目は前期計画を踏まえますので、この点についての加筆考えておりません。後段についてはご意見として参考とさせていただきます。
3		重点施策3	「地域生活支援拠点」がどのようなものなのか、漠然としていてイメージしにくいので、より具体的に目標を設定する必要があります。目標の検討には、障がい者支援センター連絡会やネットワーク会議等で出された課題が重要な情報になると考えます。 【達成目標案】 ①基幹相談支援センターの機能と役割の明確化 ・基幹相談支援センターの機能と役割を可視化している。 ・基幹相談支援センターの役割を果たす機関と役割を可視化している。 ・基幹相談支援センターとの役割分担と連携ルールを可視化し共有している。 ・基幹相談支援センターとの役割分担と連携ルールについて実践的検証から改善するシステムを構築している。 ②核となる拠点登録事業所の確保 ・拠点の機能を可視化し関係者間で共有している。 ・拠点登録事業所の役割と関係機関との連携ルールを可視化し共有している。 (ガイドラインの更新と要綱の改定) ③各地域で重要な役割を果たす事業所とのネットワーク構築 ・重要な役割を果たす事業所と役割を可視化している。 ・重要な役割を果たす事業所との連携(役割とルール)が合意できている。 ④障がい者施策推進協議会との連結 ・相談支援部会との役割関係を可視化し共有している。 ・障がい者支援センター連絡会やネットワーク会議との役割関係を可視化し共有している。 ・障がい者施策推進協議会での運用状況の検証・検討に基づく成果目標が明確になっている。 ⑤地域福祉コーディネーターとの連携 ・地域福祉コーディネーターとの連携内容と方法を検討している。	重点施策3の「支援体制の構築」にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
4		重点施策4	630調査(2021年)をもとに作成されたデータベース(ReMHRAD)によると、町田市に元住所があり1年以上入院している精神疾患(F2)患者は211人に上ります。一方で退院者は3名です。精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する基盤整備が進んでいないと言えます。原因分析、課題整理、解決を図る場をいかにして機能させるかを考え改善していく必要があると考えます。 【達成目標案】 ①町田市保健医療計画との連携 ・町田市保健医療計画にも精神障がい者の地域移行・定着支援に取り組むことが記載され、保健・医療・福祉が連携して課題解決を推進することが示されている。(東京都保健医療計画と町田市保健医療計画の整合性) ②「にも包括」協議の場と障がい者施策推進協議会の連結 ・「にも包括」協議の場で個別の地域移行・地域定着支援の事例を通して把握された地域課題の解決策を検討している。 ・検討された解決策を実行に移すための企画・実行チームが組織されている。 ・「にも包括」協議の場で把握された課題や解決に向けた取り組みが、障がい者施策推進協議会に報告されている。	重点施策4は、保健・医療・福祉関係者の協議を行うことで、精神障がいがある人、長期入院者が地域で安心して暮らすことを目指します。協議の目標として参考とさせていただきます。

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
5	2 暮らすこと	重点施策5	<p>現状では、重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホームが増えていません。そして親の高齢化により家族によるケアが困難となっているケースが増えるとともに、本人と家族がかかえる問題は深刻化しています。事業概要には「検討を行う」と記載されていますが、検討に時間をかけている状況ではなく、特に重い障がいがある方が利用できるグループホームの開設を援助することに目標を変更すべきです。援助内容は、当初の開設相談、施設整備補助に加えて、土地取得費用補助、建設費補助、人件費補助を加える必要があると考えます。また、重い障がいに限らず、障がい特性に応じて適切に支援をできるグループホームが十分に整備されているとは言えません。支援力向上を図る実効性のある取り組みが必要です。</p> <p>【達成目標案】</p> <p>①重い障がいのある方が利用できるグループホームの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい特性によって多様なニーズがあることを踏まえ、どのような事業所がどのくらい不足しているか明らかにしている。</li> <li>開設の阻害要因を明らかにし、対応した援助策を講じている。 (土地取得費用補助、建設費補助、人件費補助、職員育成費用補助など)</li> </ul> <p>②支援の質の向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の事業所や職員が孤立せず、支援について相談や検討することができる場(連絡会等)があり機能している。</li> <li>地域の人材育成ニーズ(多様な障がい特性)に応じた研修を企画する場がある。</li> <li>計画的に研修を開催し、事業所が活用している。</li> </ul>	重点施策5におけるグループホームの計画的な整備に向けた施策の策定にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
6	3 日中活動・働くこと	重点施策6	<p>町田の丘学園生徒の障がいの特徴から推測される卒業後に利用する日中活動の場としては、生活介護事業所が不足する事態となる状態が継続することが予測されています。町田の丘学園生徒が卒業後に利用可能な生活介護事業所の新規開設および定員増を支援するために、土地取得費用、建設改築費用、職員育成費用を援助することを目標に加える必要があると考えます。</p> <p>【達成目標案】</p> <p>①重い障がいのある方が利用できる生活介護事業所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい特性によって多様なニーズがあることを踏まえ、どのような事業所がどのくらい不足しているか明らかにしている。</li> <li>開設の阻害要因を明らかにし、対応した援助策を講じている。 (土地取得費用補助、建設改築費用補助、人件費補助、職員育成費用補助など)</li> </ul>	援助策について具体的な検討は後期計画の重点施策として進めてまいりますので、整備方針の内容検討の中で、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
7	4 相談すること	重点施策9	<p>相談支援事業所がさらに活躍できる環境を整えていくことが重要だと考えます。相談支援事業所が孤立せず個別相談支援等について相談や情報交換をできる場があり活用されることで、さらなる支援力向上につながると考えます。また、相談や情報交換にとどまらず、相談支援事業所として把握した地域課題について、主体的に解決を図っていく場として機能することも重要です。行政、基幹相談支援センター、障がい者支援センター、相談支援事業所が協力して相談支援事業所連絡会のあり方や有効活用を検討すべきです。</p> <p>【達成目標案】</p> <p>①支援の質の向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に、事業所や相談支援専門員が孤立せず支援について相談や検討することができる場(連絡会等)がある。</li> <li>事業所や相談支援専門員が「相談や検討の場」でのつながりを日常的に活用し、相互に支援力を高め合っている。</li> <li>事業所や相談支援専門員が「相談や検討の場」のネットワークを活用して、相談者の希望実現を図る支援チームを迅速につくっている。</li> <li>地域の人材育成ニーズに応じた研修を企画する場があり、計画的に研修を開催している。</li> <li>「モニタリング結果の検証」を通して支援の質の向上を図る仕組みづくりを検討している。</li> </ul> <p>②相談支援事業所連絡会と障がい者施策推進協議会の連結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所が、把握した地域課題や解決策を障がい者施策推進協議会に発信している。</li> </ul> <p>③障がい者支援センターの持続可能な環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援センターの果たすべき役割に対して、委託料が適切であるか検証し対策を講じている。</li> </ul>	ご指摘を受け、目標値を「地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場(連絡会等)の開催」に変更いたします。
8		重点施策10	<p>重要な取り組みだと考えます。しかし、行政による調査では把握できないニーズもあります。地域の多様な相談ルートから支援機関につながり解決に結び付けていく体制づくりも必要だと考えます。また、これらの役割を中心的に担うのは個別給付によらない支援機関です。支援の受け入れ能力を高めるためには、支援により福祉サービス等の社会資源活用の動機が育まれた人の相談を担う相談支援事業所の充実も欠かせません。</p> <p>【達成目標案】</p> <p>①孤立家庭の調査の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題を抱えながら孤立している可能性のある家庭の調査を継続的に行っている。</li> <li>支援が必要な家庭の社会資源活用を支援している。</li> </ul> <p>②重層的支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>潜在ニーズを様々なルートから発見し、内容や福祉分野によらず解決につなげていく総合相談窓口があり機能している。</li> <li>社会資源活用に向けた動機づくり支援や見守りについての「相談・検討の場」が機能している。</li> <li>地域で好連携支援事例(高リスク家庭の把握⇔見守りチームづくり⇔家庭との関係づくり⇔社会資源活用支援)を共有している。</li> <li>地域福祉コーディネーターとの連携内容と方法を検討している。</li> </ul>	重点施策10「調査・訪問・相談支援・モニタリングの実施」を通して、孤立する障がい者・家庭への支援をしていくために、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
9	10 行政サービスのこと	重点施策17	<p>目的別に設置された市役所の各窓口でできる手続き内容を理解して使い分けることが困難な人は多くいます。聴覚障がいがある人に限らない課題だと考えます。「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」と関連させて、まずは市役所窓口における合理的配慮の徹底を図る必要があると考えます。来庁者の来庁目的を深く理解して、適切な案内や目的達成に必要な窓口につなげるワンストップ窓口の機能を持つべきです。そして、その取り組みを民間に広げていくとよいと思います。</p> <p>【達成目標案】</p> <p>①好対応例の蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉課や障がい者支援センター等集まるたらい回し事例を検証し、適切な対応を検討している。</li> <li>事例をもとに検討した適切な対応例を市役所内研修に活用している。</li> </ul>	障がい者差別に関する条例に関連した合理的配慮の取り組みについては、条例施行後に新たに設置する会議体で具体的に協議する予定です(重点施策16)。いただいたご意見については、新たな会議体での協議の参考とさせていただきます。



No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
10	11 理解・協働のこと	重点施策18	人材不足によって市民に不利益が生じているため、重要な取り組みだと考えます。合わせて地域で人材を育成する仕組みづくりも重要です。一事業所や一法人だけで人材育成を体系的に実施することは負担が大きいです。地域で人材育成をする仕組みをつくり、官民協働で育成していくことが必要だと考えます。 【達成目標案】 ①人材確保・育成について協議する場の設置 ・人材養成機関を交えて、人材確保における実態と課題の把握、解決に向けた取り組みを検討し、実行している。 ・人材育成における実態と課題を把握し、地域で人材を育成する仕組みづくりを検討している。	分野11の主なとりくみとして、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
11	国の指針と町田市の考え方	項目3 地域生活支援の充実	町田市の考え方2点目について以下の修正を提案します。 ○強度行動障がい有する者に関し、市内の支援ニーズを把握します。 ↓ ○強度行動障がいを含む重度の障がいにより特別なニーズがある者に関し、市内の支援ニーズを把握します。 <理由> 現状で、強度行動障がいのみならず重度の障がいがある人全体について社会資源の不足が町田市の課題になっているため。	重度の障がいがある人に関する施策は、重点施策5、6を中心として取り組んでいくため、本項目については国の指針に則り、強度行動障がいを対象とします。
12	その他		地域課題が障がい者施策推進協議会に報告される流れが徐々にでき始めています。相談支援事業所連絡会等、様々な地域課題が集まる場と連結し、これを強化していくべきだと考えます。合わせて、地域課題を整理し解決の優先順位をつけたり、解決の場を振り分けたりする機能も必要です。また、報告されている地域課題が多岐にわたっているのに対して、課題解決に向けた協議の場は不足しています。地域の福祉人材の確保・育成など優先度の高い課題の解決に向けた協議の場を新たに創設することが必要だと考えます。 【達成目標案】 ①地域課題集約機能の強化 ・障がい者施策推進協議会が相談支援事業所やサービス提供事業所など様々な場から地域課題を集約するルートを確立している。 ②地域課題の解決の場振り分け機能 ・障がい者施策推進協議会が地域課題を整理して、どのような場でのよう解決を図るべきか検討している。 ・障がい者施策推進協議会が解決の場がない地域課題について、解決に向けた協議の場を設置している。	障がい者施策推進協議会の自立支援協議会としての役割の整理については、幹事委員と相談させていただきながら、今後検討していきたいと思えます。
13			障がい者プランの実効性を高めるために、目標と手段は区別し、目標は達成状態を定量化・定量化して具体的に記載すべきです。	取り組みの具体的な内容が検討段階である場合や、目標値となる数値を市で管理できない場合等、目標値を数値化することが難しい事業もありますが、できる限り定量化・定量化した目標値としています。

## 就労・生活支援部会

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
1	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	現状と課題	【社会教育(生涯学習)】 青年学級の在籍が多い(「卒業」する人が少ない)ということの他に、希望者が多いと聞いたことがあります。事実であれば、希望者が多いことも文章の中に入れて方が良いと思いました。	ボランティアスタッフの不足等により、近年の新規募集はおよそ前年度の退職者数分にとどまり、希望者も募集数程度で、欠員補完的な受け入れとなっています。見直し検討にあたって、事業への認知度やニーズを把握するために、町田の丘学園や市内障がい福祉施設にご協力いただき、アンケート調査を実施しています。調査結果は、来年度以降の新たな仕組みの検討の際に参考とする予定です。
2		重点施策2	障がい者青年学級事業では、現時点でも担い手が少ないと思われます。障がいのある人たちが学び続けることができるためには、担い手の確保は早めに取り組まれることが望ましいと思います。	ご意見として伺います。
3	2 暮らすこと	現状と課題 主なとりくみ	【精神障がいにも対応した地域包括支援システム】 居住支援や長期入院を減らすための取り組みとしての病院訪問など、関係機関の定期的な連携の他に着手する予定があれば、計画にのせて頂けたらと思います。	現段階では、記載している取組みの他に予定しているものはありません。
4		重点施策4	保健・医療・福祉関係者に「等」を加えてほしいです。不動産会社や、地域のボランティア、民生委員など、ネットワークを広げていく必要があると思うので。	本会議では、保健・医療・福祉関係者に限らず、民生委員や消防・警察関係者にもご参加いただいておりますので、ご指摘の通り、「等」という文言を追記いたします。
5		重点施策5	グループホームへの訪問は計画に上がっていますが、他の事業への訪問はないのでしょうか？最近も他市で死亡事故のあった放課後デイサービス等での支援の質の向上も必要なのではと思います。	2022年度に重度の障がいがある方を受け入れている事業所を中心に、生活介護事業所への訪問を行いました。他のサービスについての訪問は、重点施策ではなく、指導監査業務やその他の通常業務の中で随時行っています。
6			金銭管理に関する指導助言を受けられる社会資源の必要性 ※障がいの特性によっては、成年後見制度や権利擁護事業より、頻度の高い支援が受けられる資源が必要だと感じるためです。	ご意見として伺います。
7			余暇支援(障がい当事者と支援者という関係性ではなく、自由度が高く距離感等が対等な関係性での余暇の場) ※ワーク・ライフ・バランスが大切なのは障がいのある方も同様で、特に就労支援に携わる中で自由度は高く、でも、安全な余暇の場のニーズが高いためです。	ご意見として伺います。

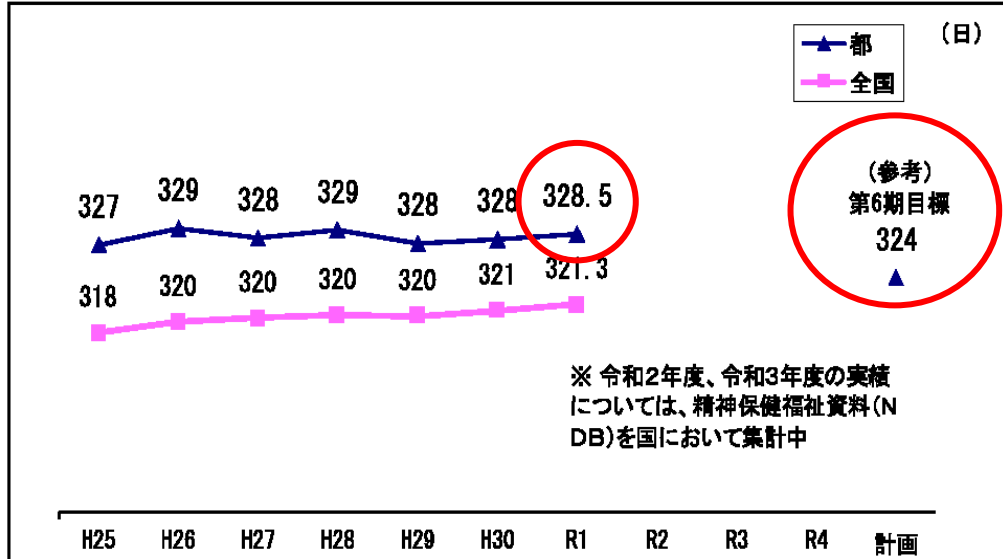
No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
8	3 日中活動・働くこと	現状と課題	【日中活動・就労系の障がい福祉サービス】 「市や事業所、関係機関の役割分担と連携について、関係機関を交えた意見交換を踏まえた明確化と実効性のあるネットワークの構築を図る。」を追記してはどうか。	ご意見を参考に一部文言の修正を検討します。
9			【企業や公的機関などでの就労】 企業や公的機関の障害者雇用率の達成に向けた具体的な施策を記述すべきではないか。具体的には、①企業や公的機関における年度別雇用計画の制定、②計画達成に向けた地域の社会資源活用体制(ハローワーク町田、就労移行支援事業所等、教育機関、町田商工会議所等の各種諸団体、町田地域障がい者雇用連絡会等との連携)の構築、③公的機関による企業就労に向けた普及活動や職場実習先の拡大に向けた取り組みへの支援、④チャレンジ雇用雇用枠(現状2名)の拡大およびチャレンジ雇用からの市職員(正規・任用)への移行を記述してはどうか。	今後の参考とさせていただきます。企業や公的機関の障害者雇用率の達成に向けた施策の検討にあたっては、関係機関(ハローワーク町田、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、都立町田の丘学園、町田商工会議所、町田地域障がい者雇用連絡会、特例子会社、企業、町田市職員課、りんく、レッツ、らいむ)の皆様からのご意見をいただきながら丁寧にすすめていきたいと考えます。
10			【企業や公的機関などでの就労】 変更案「地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援を進めます。」に「複数のセンター体制で」との文言が消えているが、残せないか？	前期計画では就労関連の事業所や関係機関との連携強化に注力し、その成果も出ていていると考えています。障がい者就労・生活支援センター等や関係機関の皆様からの支援や助言があったからこそ、就労の実態調査も充実したものになりました。前期計画の成果を踏まえ、後期計画でも、この連携を今後も継続させていきたいと考えており、関係機関の連携を前面に打ち出すことにしました。
11			【企業や公的機関などでの就労】 「重点施策8ほか」・・・計画達成に向けた地域の社会資源活用体制(ハローワーク町田、就労移行支援事業所等、教育機関、町田商工会議所等の各種諸団体、町田地域障がい者雇用連絡会等との連携)の構築、③公的機関による企業就労に向けた普及活動や職場実習先の拡大に向けた取り組みへの支援、④チャレンジ雇用雇用枠(現状2名)の拡大およびチャレンジ雇用からの市職員(正規・任用)への移行を記述してはどうか。	今後の参考とさせていただきます。
12		【企業や公的機関などでの就労】 2026年度中に施行予定の就労選択支事業については、例えば「就労選択支事業については国の政策動向を見ながら、市内においても、障がいのある方がアセスメントを通じた就労系のサービスの利用や障がい者雇用の進路の選択ができるように適宜実施します」といった文言を入れておいたほうがいいのか。	後期計画の「主なとりくみ」の部分に追記していく方向で検討します。	
13		重点施策7	雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、調査結果を下に理解啓発を図るとあるが、団体としては町田市行政も同じ立場である。 市の現状、課題、仮称ワークサポートルームのような計画案や進捗状況を積極的に開示、共有し、雇用率未達成企業だけでなく障がい雇用の導入事例としてのモデルケースとして開示・共有できると望ましい。	ご意見として伺います。
14			センターとしてご協力できればと思います。また、目標値は5か所「以上」とすると、5か所で終えず多くの企業に訪問できるかと思います。	目標値の成果管理(◎、○、△)のため、以上ではなく、5か所としています。なお、事務局としては、◎を目指して5か所以上を目指したいと考えております。
15			2024～2026年度まで企業訪問が5か所となっていますが、2024年度は町田市として初めての取組みだと思しますので、3か所くらいでもよい気がします。1年目にノウハウをある程度確立して、翌年度から5か所に増やす、あるいは、3か所→4か所→5か所と増やす形でも良いのではないかと思います。	2022年度は企業訪問として3か所に訪問した実績があります。重点施策として掲げていることから、少なくとも2022年度の訪問件数以上の活動としていきたいと考えますので、5か所を設定させていただきました。
16			①事業概要 「・・・、障がい者雇用に向けた理解啓発を行います」に加えて、「計画達成に向けた地域の社会資源活用体制(ハローワーク町田、教育機関、就労移行支援事業所等、町田商工会議所等の各種諸団体、町田地域障がい者雇用連絡会等)の構築、普及活動および職場実習先の拡大に向けた取り組みへの取り組み」を記述してはどうか。 ②目標値 「企業訪問:5か所」に加えて、(a)企業や公的機関における年度別雇用目標値の設定、(b)地域の社会資源活用体制の構築に向けた取り組み、(c)職場実習先の拡大に向けた普及活動と実習先の目標数値を記述してはどうか。	今後の参考にさせていただきます。左記の活動について重点施策に掲げませんが、関係機関(ハローワーク町田、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、都立町田の丘学園、町田商工会議所、町田地域障がい者雇用連絡会、特例子会社、企業、町田市職員課、障がい者就労・生活支援センター等)の皆様からのご意見をいただきながら丁寧にすすめていきたいと考えます。
17			企業訪問結果をどのように生かすのか計画が欲しい。	企業訪問については、就労生活支援部会を中心としたPDCAを回していく予定です。具体的には、訪問結果を部会に報告させていただき、活動の振り返りをするとともに、次回以降の訪問へフィードバックしながら、充実した活動にしていく予定です。
18			この内容は、ハローワークや東京都の中小企業応援連携事業で、当法人の支援員が回っていますし、未達状況の市が普及啓発する違和感があります。そのため、普及啓発をするのであれば、企業と支援機関が連携している町田企業連絡会の活動をより市としてバックアップした雇用促進の活動をされたいかがでしょうか。	ご意見として伺います。現在障がい者の差別解消条例制定に向けた取組みを進めています。合理的配慮については来年度以降、市内企業様へ周知をしていく予定です。その点もあわせて市内の障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めてまいります。

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
19	3 日中活動・働くこと	重点施策8	センターとしてご協力できればと思います。また、職員数の数値は出さないのでしょうか？雇用率達成のための見込みの数値があると分かりやすいと思います。	雇用率達成のための人数は、年によって全体の職員数や障がい者数等に変更が生じるため、具体的な数値目標を入れることができないことから、「法定雇用率の達成」に目標値を修正しました。
20			(仮称)ワークサポートルームは、大変うれしい取組みです。①障がい者雇用の職員数の増員については、できれば、〇名(あるいは雇用率?)と具体的な数字を入れてほしいです。重点施策7と同様、2024年度は少なめの数で、(仮称)ワークサポートルームが計画通り設置されれば、雇用数に入れられると思うので。	
21			職員数増員の具体的な数値が欲しい。	
22			目標値を「増員」ではなく、可能ならば、目安としてでも良いので、具体的な目標値を提示すべき	
23			①事業概要 「…、地域の社会資源と連携し、採用者数の年度別の計画を達成します」と記述してはどうか。 ②目標値 ・ワークサポートルームの設置に関わる記述に加えて、「同サポートルームと障がい者雇用増員に向けた地域の社会資源との連携」を追記してはどうか。 ・障がい者雇用の増員職員数(チャレンジ雇用、任用、正規別)を具体的に記述してはどうか。	
24	所管課は職員課とあるが、サポート体制(ジョブコーチの養成及び配置等)はどのように考えているのか？また、市内のセンターとどのような連携を想定しているか。	サポート体制については、福祉職場の経験や知識のある職員を職員課に配置し、障がいのある全職員(常勤職員及び会計年度任用職員)の支援に従事させることを想定しています。 市内の就労支援センターとは、採用や任用状況について情報共有をさせていただきながら、個々の特性に合わせた支援体制について相談させていただく場面があると想定しています。		
25	作業を集約することは素晴らしいと思います。ただ、作業集約以外に就労をされる方のサポートが出来る方の配置(訪問型・企業在籍型職場適応援助者的役割を担う方)が望ましいと思われま。何等か、雇用の拡大と共に障害のある方の働くことを支える存在を市役所の中に配置出来るようにすることも検討が出来ると良いかと思われま。そういう存在が居ることで、より就労希望者も増え、雇用の促進に繋がるのでは無いかと思われま。	ワークサポートルームの設置と並行して、サポート体制については、福祉職場の経験や知識のある職員を職員課に配置し、障がいのある全職員(常勤職員及び会計年度任用職員)の支援に従事させることを想定しています。		
26	4 相談すること	主なとりくみ	【相談支援体制】 「障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討」とありますが、障がいと認識していない場合や、複数の困りごとを抱えたご家族があるように感じます。相談先に迷ったり、障がい者、高齢者、生活困窮、8050問題などの困りごとに対して、必要に応じて他機関につなげたり、協力・連携して動ける相談窓口があると良いと思います。(新しくつくるということではなく)高齢者の計画などとすり合わせが出来るかもかもしれませんが、必要なことではないでしょうか。	町田市では、「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」等、複雑化・複合化した福祉の困りごとを抱えている方を早期に適切な相談支援機関につなげ、必要な支援を迅速に行うため、地域福祉コーディネーターによる福祉の困りごとの相談を実施しています。重点施策10「課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援」の事業概要にも、「地域福祉コーディネーター」の文言を後期計画から追記する予定です。具体的な連携方法については、所管課と調整しながら検討します。
27		重点施策10	①、②と併せて、③人材育成は入れられませんか？担い手を育てることも同時進行できたら、と思います。	人材育成及び人材確保については、相談支援に限らず障がい福祉分野に共通するため、分野11「理解・協働のこと」の主なとりくみとして記載をしています。
28			トラブルに巻き込まれた際に、支援機関自体が相談出来る窓口 ※障がいのある方の相談体制ということでは、地域障がい者支援センターが大きな役割を担われるところかと思いますが、就労支援をする中で支援者自体が迷う、悩むような案件も多く、そういう資源を確保したいという意図での意見です。	ご意見として伺います。引き続き連携強化の体制づくりに努めます。
29	国の指針と町田市の考え方	項目4 福祉施設から一般就労への移行等	①課題の部分の記述として「…企業や公的機関の法定雇用率達成に向けた具体的な諸施策の実施と関係機関との役割分担と連携体制を強化していく必要があります。」にしてはどうか。	今後の参考にさせていただきます。
30			②また、町田市内の企業における職場実習先の確保も記述できないでしょうか。 ③A型事業については、その考え方を記述する必要はないか要検討。	今後の課題になると捉えています。
31			福祉施設からの一般就労への移行等については、今後雇用率アップによる中小企業の雇用の拡大と週10時間～20時間の特定短時間雇用の拡大が繋がることから、継続支援事業、特にB型からの雇用の拡大が予想されることから、現在の指標は低い目標ではないかと思われま。	ご意見として伺います。 当指標については他の指標と同様に、国の考え方に基づいた評価指標を設定しています。
32			◎就労定着率 …国の指針(7割以上の事業所を全体の2割5分以上)に合わせて下方修正したのはなぜですか(町田の2021年度実績:全体の2.8割)?	今回の国の指針で就労定着率の考え方に変更があったためです。

No.	分野	分類	意見の内容	事務局からの回答
33	障害福祉サービス等の見込量		(1)就労移行および定着支援:利用者数の算出根拠を2019年度から2022年度の伸び率(コロナ感染期間)をベースにする考え方については要検討事項(上方修正の必要性)ではないか。特に、「日中活動・働くこと」において、市役所や企業の法定雇用率達成に向けた取り組みを計画していることから。	他の指標を含め、検討してまいります。
34			(2)A型事業:市内A型事業が無くなる中、同事業所を今後どの様に考えているのかの説明が必要ではないか。	今後の課題になると捉えています。
35			就労定着支援の伸び率が、年間で35.3%で、それぞれ119人、161人、218人と大幅に伸びていくという指標が見込みとして設定されている。 全国的に、就労移行支援事業所はもう4年くらい連続で年間200事業所ずつ閉所されており、当然移行支援事業所が減ると定着支援事業所も減っていく曲がり角に来ているのではないかと。人数的なところはもう少し抑えていいのではないかと。	ご意見を参考に、伸び率を減少させる方向で修正を検討します。
36	その他		学校の進路指導の際に「就労継続支援A型やB型からでも、一般就労を目指す。」と、長期的な展望を持たせるようにしている。コロナの問題があるにせよ、その人数が指標に近づくような施策がほしい。	今後の参考にさせていただきます。
37			就労系福祉サービスから一般就労への移行を増やすにあたり、数値目標を挙げる以外に、移行を増やすための取り組み方の整備(福祉サービス事業所向けの就労に向けた研修の設定等)も併せて挙げていく事が出来ると良いのではないかと感じました。	ご意見として伺います。
38			A型事業所の維持に尽力するより、B型への交通費の助成制度など負担減や、一度離職しても就労移行支援の利用期間をリセットできる仕組みを作ってはどうか。	今後の課題として伺います。関係機関の皆様からのご意見をいただきながら丁寧にすすめていきます。

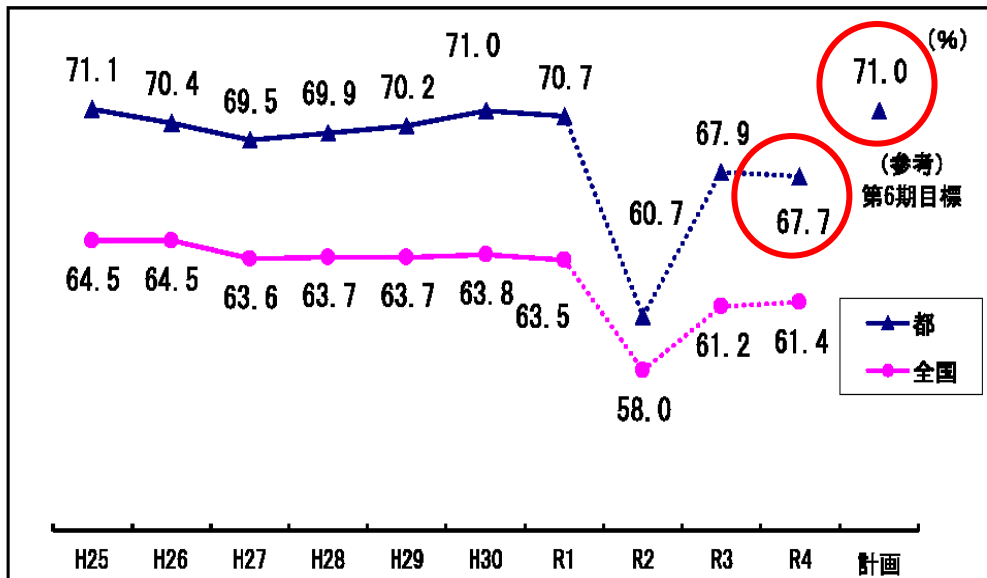
東京都の精神科病院からの地域生活への移行に係る実績  
(R5.6.28 時点)

(1) 退院後1年以内の地域における平均生活日数



出典:「精神保健福祉資料:厚生労働省」(NDB(レセプト情報・特定検診等情報データベース)分析)

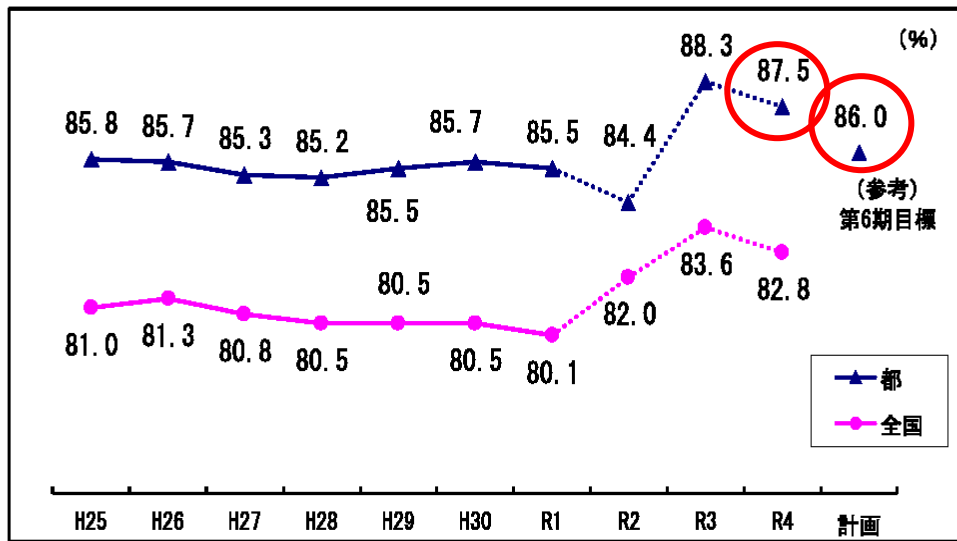
(2) 入院後3か月時点の退院率



出典:「精神保健福祉資料:厚生労働省」(NDB(レセプト情報・特定検診等情報データベース)分析)

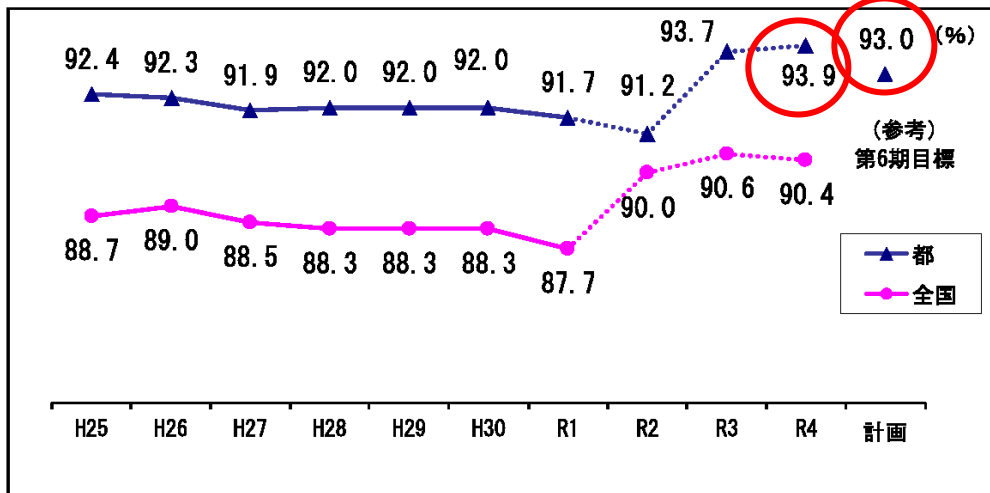
※令和2年度以降の実績は、「精神保健福祉資料:厚生労働省」(630調査)に基づき都で集計した参考値。

(3) 入院後6か月時点の退院率



出典:「精神保健福祉資料:厚生労働省」(NDB(レセプト情報・特定検診等情報データベース)分析)  
 ※令和2年度以降の実績は、「精神保健福祉資料:厚生労働省」(630調査)に基づき都で集計した参考値。

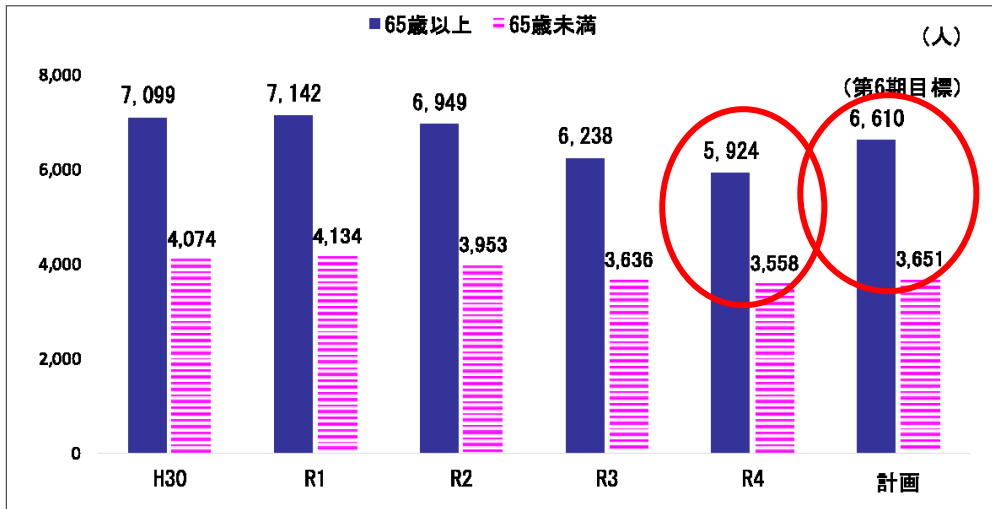
(4) 入院後1年時点の退院率



出典:「精神保健福祉資料:厚生労働省」(NDB(レセプト情報・特定検診等情報データベース)分析)  
 ※令和2年度以降の実績は、「精神保健福祉資料:厚生労働省」(630調査)に基づき都で集計した参考値。

資料:第十期東京都障害者施策推進協議会 第2回総会  
 「資料 5-3 障害福祉計画に係る実施状況(数値目標関係)」より

(5) 長期在院患者数(65歳以上・65歳未満)



出典:「精神保健福祉資料:厚生労働省」(630調査)

(6) 活動指標

種類	事項 (単位)	R3年度			R4年度			R5年度
		見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	見込み
精神障害者の地域移行支援	利用者数 (人)	178	133	74.7%	187	156	83.4%	196
精神障害者の地域定着支援	利用者数 (人)	326	282	86.5%	345	316	91.6%	364
精神障害者の共同生活援助	利用者数 (人)	4,134	3,854	93.2%	4,487	4,399	98.0%	4,840
精神障害者の自立生活援助	利用者数 (人)	331	211	63.7%	395	290	73.4%	459
精神病床における 退院患者の退院後の行き先	在宅	2,160	1,795	83.1%	2,180	1,778	81.6%	2,198
	障害福祉施設 ※	124	182	146.8%	134	180	134.3%	142
	計	2,284	1,977	86.6%	2,314	1,958	84.8%	2,340

出典:精神病床における退院患者の退院後の行き先は「精神保健福祉資料:厚生労働省」(630調査)、その他は区市町村報告による。

※「障害福祉施設」にはグループホームを含む。

資料:第十期東京都障害者施策推進協議会 第2回総会

「資料 5-3 障害福祉計画に係る実施状況(数値目標関係)」より